

樹木採取権制度ガイドライン

令和 2 年 4 月

(最終改正 令和 7 年 4 月)

林野庁

ガイドラインの位置付け

令和元年6月5日に、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）が可決・成立し、これにより、令和2年4月1日から「樹木採取権制度」がスタートすることとなりました。

本ガイドラインは、樹木採取権制度への理解を深め、円滑に樹木採取権に係る事業を進めていくため、樹木採取権制度の運用の考え方及び当該制度に係る手続について解説するものです。

樹木採取権の設定を受けることを検討し、又は希望する民間事業者、樹木採取権者等の樹木採取権制度の関係者は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）その他の法令等を遵守するほか、本ガイドラインを参考としてください。

また、林野庁のホームページ上に、本ガイドライン以外の樹木採取権制度に関する情報も掲載しますので、ご活用ください。

林野庁ホームページ：<https://www.rinya.maff.go.jp/>

【ガイドラインの記述に係る留意点】

民間事業者に設定される樹木採取権の存続期間は10年間程度、当該樹木採取権に係る樹木採取区の面積は200～300ha程度を基本とすることとしており、本ガイドラインには、この基本的な樹木採取権の存続期間及び樹木採取区の面積において樹木採取権制度を運用することを想定した内容を記載している箇所があります。このため、この基本的な樹木採取権の存続期間及び樹木採取区の面積を超えるものについて、本ガイドラインの記述をそのまま適用することが難しいケースが生じる可能性があることに留意して下さい。

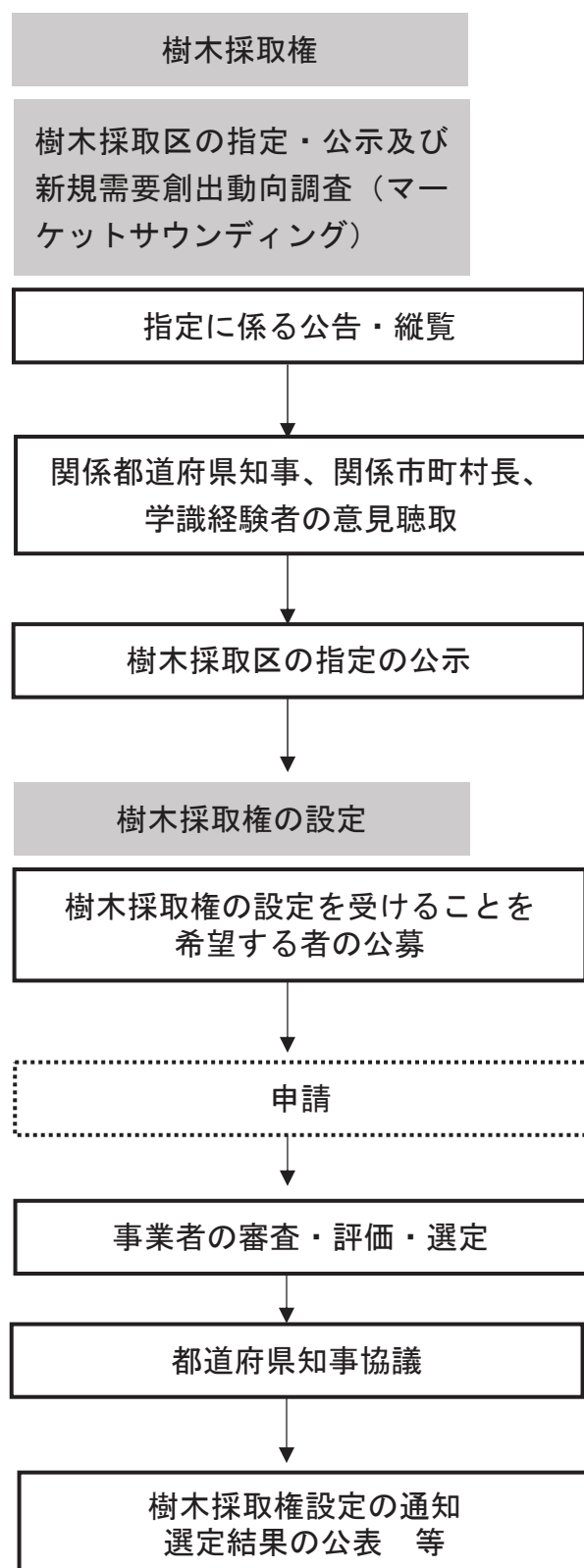
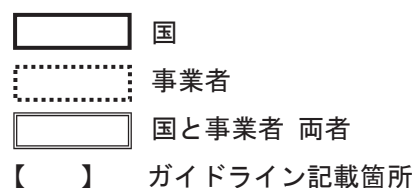
（凡例）

	法律 〔 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号） 〕
	政令 〔 国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号） 樹木採取権登録令（令和元年政令第148号） 〕
	省令 〔 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号） 樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第49号） 〕

目次

樹木採取権制度の流れとガイドラインにおける記載箇所	3
ガイドラインにおける用語の解説	6
はじめに	10
第 1 章 樹木採取権について	14
第 2 章 樹木採取区の指定・公示及び 新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）	20
第 3 章 公募	30
第 4 章 申請	38
第 5 章 審査・評価・選定	44
第 6 章 樹木採取権の設定	51
第 7 章 権利設定料	54
第 8 章 保護義務	60
第 9 章 登録	63
第 10 章 運用協定の締結	70
第 11 章 樹木採取権実施契約	74
第 12 章 施業計画等	81
第 13 章 土地等の使用	94
第 14 章 木材の安定的な取引関係の確立	97
第 15 章 樹木料及び樹木の採取	103
第 16 章 定期報告等	115
第 17 章 植栽等	117
第 18 章 リスク分担	122
第 19 章 樹木採取権の取消し等	123
第 20 章 存続期間満了後等の取扱い	126
第 21 章 樹木採取権者に係る支配権の変動等	128
第 22 章 樹木採取権の移転	129
第 23 章 樹木採取権の放棄	132
第 24 章 会計上・税制上の取扱い	134

樹木採取権制度の流れとガイドラインにおける記載箇所



○樹木採取権の基本的な性格、権利の範囲等
【第1章】

○樹木採取区指定の考え方
【第2章】

○新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）
【第2章】

○区域界の設定・表示方法等
【第2章】

○樹木採取区案の公告縦覧
【第2章】

○関係都道府県知事、市町村長及び学識経験者への意見聴取
【第2章】

○民間事業者への情報提供等
【第2章】

○指定の公示、公示の際の公表項目
【第2章】

○公募の際の公表項目
【第3章】

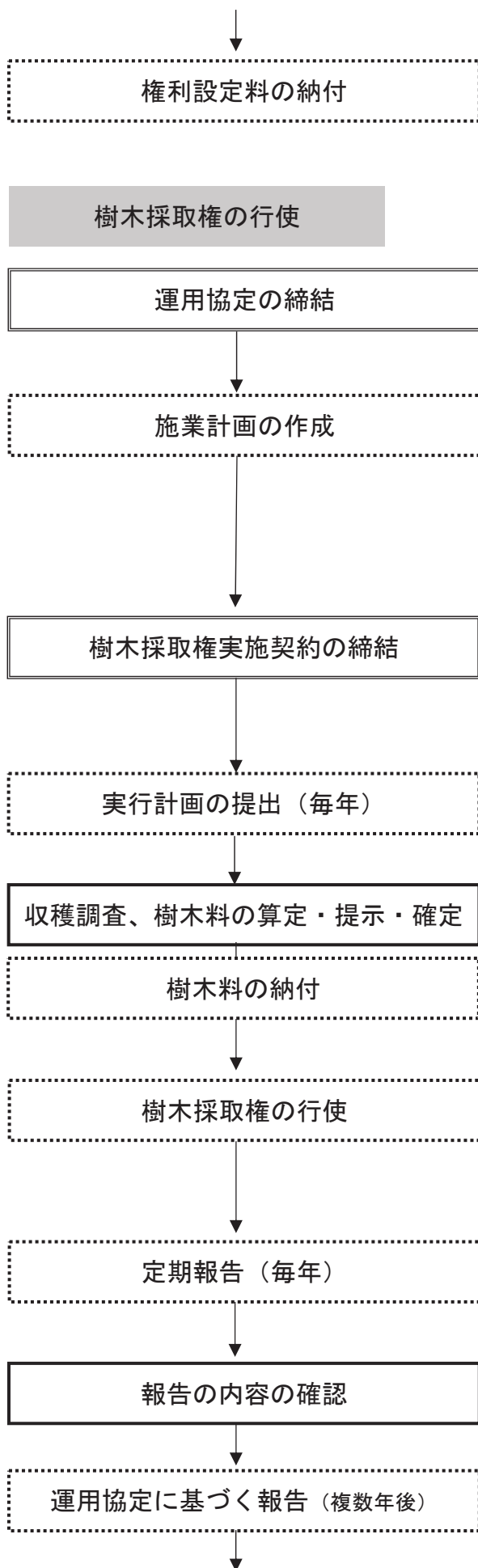
○申請書の記載事項、申請手続等
【第4章】

○審査・評価・選定
【第5章】

○評価項目・評価基準等
【第5章】

○都道府県知事への協議
【第6章】

○樹木採取権設定候補者の選定、選定結果の連絡
【第6章】



- 樹木採取権設定の通知 【第6章】
- 選定結果の公表 【第6章】
- 権利設定料の納付 【第7章】
- 樹木採取権の登録 【第9章】

- 運用協定の締結 【第10章】

- 国有林の森林計画との適合 【第11章】 【第12章】
- 施業計画の記載事項 【第12章】
- 採取の基準 【第12章】

- 契約事項、手続等 【第11章】
- 樹木料の算定方法の約定 【第15章】
- 植栽の申入れ 【第17章】

- 実行計画の記載事項 【第12章】

- 樹木料の算定 【第15章】
- 樹木料の納付から採取の手続等 【第15章】

- 保護義務 【第8章】
- 土地等の使用 【第13章】
- リスク分担 【第18章】

- 定期報告の内容 【第16章】
 - ・実行報告 【第12章】
 - ・木材の安定取引に係る報告 【第14章】
- 報告内容の確認・調査・指示 【第16章】

- 木材の安定取引に係る報告 【第14章】

報告の内容の確認



権利期間満了・事業終了の報告

- 樹木採取区の解除 【第2章】
- 事業の終了 【第14章】【第20章】

採取跡地における植栽

- 法に基づく申入れ 【第17章】
- 造林事業請負契約に関する手続等

【第17章】

その他

- 実施契約の変更 【第11章】
- 実施契約の履行義務違反等への対応

【第11章】

- 樹木採取権の取消し 【第19章】

- 樹木採取権者に係る支配権の変動等

【第21章】

- 樹木採取権の移転 【第22章】

- 樹木採取権の放棄 【第23章】

- 会計上・税制上の取扱い 【第24章】

ガイドラインにおける用語の解説

用語	解説	主な記載箇所
跡地検査	立木等の買い受け人が購入した物件を搬出した後、樹木採取権者が採取した樹木の搬出後等に、搬出後等の状態を検査するもの	第 15 章
皆伐	主伐のうち森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採する方法	第 2 章、第 7 章、第 12 章
顔の見える木材での家づくり	川上から川下までの関係者が一体となって、消費者の納得する家づくりを行う取組	第 14 章
貸付地	国有財産法関係法令に基づき、国が国以外の者に貸付けた国有林野	第 2 章、第 3 章
間伐	主伐以外の伐採（択伐の対象となる人工林又は単層に近い密度管理が必要な天然林における保育のために行う伐採を含み、除伐を除く。なお、間伐と除伐の区分は造林技術上の観点から森林管理局長が定めるものとする。）	第 3 章、第 7 章、第 12 章、第 15 章
管理経営の指針	地域管理経営計画において定める国有林の管理経営の基本的な考え方及び指針を示したものであり、森林の現況及び発揮すべき機能に応じて、伐採、更新、保育、施設の設置等について定めているもの	第 12 章
共用林野	国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 5 章及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）第 16 条に基づき地元住民等が使用する国有林野	第 2 章、第 3 章、第 8 章、第 12 章
経営管理実施権	森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等を実施するための権利（森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 2 条第 5 項）	第 2 章、第 5 章
国有林材供給調整検討委員会	国有林材供給調整対策の実施について（平成 25 年 3 月 26 日付け林国管第 159 号林野庁長官通知）に基づき林野庁及び各森林管理局に設置される、木材市況調査要領（昭和 56 年 4 月 1 日付け 56 林野業第 18 号林野庁長官通知）第 25 条により収集された情報等を基に、専門的な観点から供給調整の必要性、実施方法について意見を求めるための委員会	第 16 章
国有林野	法第 2 条第 1 項の国有林野	全体
国有林野事業	法第 2 条第 2 項の国有林野事業	全体
国有林野施業実施計画	国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 12 条の国有林野施業実施計画。森林管理局長が個々の森林の管理経営及び森林施業について規定する計画である。	第 2 章、第 10 章、第 11 章、第 12 章
誤伐	国から採取を認められた樹木以外を伐採すること。	第 1 章、第 8 章、第 18 章

用語	解説	主な記載箇所
採取箇所	伐区において樹木を採取する箇所	第 12 章
事業	樹木採取区における樹木採取権の行使による樹木の採取に関する事業をいう。この事業には、樹木採取権の行使による採取現場での樹木の採取の準備行為は含まれるが、その他の樹木採取権の行使による樹木の採取の準備行為及び樹木採取権の行使により採取した樹木の搬出は含まれない。	全体
地拵え	人工造林の準備作業として、苗木植付のために伐採跡地の残材・枝等を整理すること。	第 3 章、第 17 章
システム販売	「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。国有林材の安定供給システムによる販売について（平成 14 年 9 月 2 日付け 14 林国業第 25 号林野庁長官通知）に基づいて実施される、地域における木材の安定供給体制の整備や新たな需要拡大、原木の加工及び流通の合理化等に資することを目的とし、需要・販路拡大が必要な間伐材等を対象に、国が製材工場や合板工場等と事前に安定供給に関する協定を締結し、素材（丸太）や立木を国が協定の相手方に安定的・計画的に販売する方法をいう。	第 5 章、第 7 章
収穫調査	樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売払いに必要な事項の調査	第 2 章、第 3 章、第 11 章、第 12 章、第 15 章、第 18 章
主伐	更新又は更新準備のために行う伐採もしくは複数の樹冠層を有する森林における上層木の全面的な伐採並びに被害に基づく伐採その他であって、更新を伴うもの。	第 12 章
樹木採取区図	樹木採取権登録簿の附属書類であり、樹木採取区の所在地及び面積を示す、登録規則第 1 条第 4 号の図面	第 9 章
使用許可地	国有財産関係法令に基づく許可によって、国以外の者に使用させている国有林野	第 2 章
使用承認地	国有財産関係法令に基づき、林野庁以外の国の機関が使用している国有林野	第 2 章
新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）	国が、樹木採取区の指定の検討のため、民間事業者に対して、川上の事業者との連携に向けた方策も含めた新たな木材需要創出の構想について、調査を行うもの	第 2 章
申請額	法第 8 条の 9 第 1 項第 5 号に規定する公募時に申請者が提示する樹木料の算定の基礎となる額	はじめに、第 4 ～ 7 章、第 14 章、第 15 章、第 22 章
森林経営管理制度	森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づき、経営管理が適切に行われていない森林について、森林所有者から経営管理の委託を受けた市町村が自ら経営管理を行う、又は、林業経営者に再委託する制度	はじめに、第 2 章
森林経営計画	森林法第 11 条第 1 項の規定により森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者がたてる森林の経営に関する計画	第 2 章

用語	解説	主な記載箇所
森林計画区	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の森林計画区	第 2 章、第 12 章
森林作業道	集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）によらない道	第 2 章、第 12 章、第 13 章
森林調査簿	地況および林況の調査により把握された現況等に基づき、小班ごとに面積、法指定の状況、地況（傾斜、地質、林道からの距離等）、林況（樹種、林齢、材積等）等について整理しているものをいう。国有林野施業実施計画の策定及び事業実行の基礎資料となる。	第 2 章、第 3 章、第 15 章
施業群	国有林野管理経営規程第 12 条第 2 項第 3 号の施業群（例）分散伐区施業群、長伐期施業群、複層林施業群、択伐施業群	第 12 章
択伐	主伐のうち多様な樹種及び多層の樹冠を有する森林に誘導するために行う天然更新を伴う部分的な伐採の方法	第 7 章、第 12 章、第 15 章
取引事業者	申請者又は樹木採取権者が木材の安定的な取引関係の確立に係る協定書等を締結した事業者及び取引事業者と木材の安定的な取引関係の確立に係る協定書等を締結した事業者であって申請書又は実施契約における木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に記載される事業者をいう。	第 11 章、第 14 章
納入告知書	会計法第 6 条の規定に基づき、債務者に対して国の歳入についてその納付すべき金額、納付期日、納付場所等を通知する書面をいう	第 15 章
伐区	施業計画及び実行計画において示される樹木採取区内の樹木が採取される一塊の区域をいう。複層伐、間伐、択伐など、樹木を選択的に採取する採取方法においては、伐区に採取箇所以外の区域を含むこととなる。	第 2 章、第 11 章、第 12 章、第 15 章、第 17 章
伐採率	伐区に対する採取箇所の面積の比率	第 7 章、第 11 章、第 12 章
複層伐	主伐のうち複層状態の森林を造成するために帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する方法	第 7 章、第 12 章、第 15 章
分収育林	法第 4 章の分収育林	第 2 章
分収造林	法第 3 章の分収造林	第 2 章、第 3 章、第 5 章、第 8 章、第 10 章、第 17 章
木材製品利用事業者等	木安法第 4 条第 1 項の木材製品利用事業者等	はじめに、第 1 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 10 章、第 11 章、第 14 章
木材利用事業者等	木安法第 4 条第 1 項の木材利用事業者等	はじめに、第 1 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 10 章、第 11 章、第 14 章

用語	解説	主な記載箇所
立木販売（立販）	国有林野事業における木材の供給方法として、国が立木で販売するもの	全体
利用間伐	間伐のうち伐採した樹木を搬出して利用するもの	第 12 章
林冠	樹冠が隣接する樹冠と接して隙間なく連続している状態	第 12 章
林業経営者	森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 37 条第 4 項で定める民間事業者	はじめに
林道	林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）で定める、自動車道、軽車道、単線軌道をいう。また、林道の計画、調査、設計、施行等を実施するために必要な技術上の基本事項は、「林道技術基準」（「林道技術基準の制定について」（平成 10 年 3 月 3 日付け 9 林野基第 812 号林野庁長官通知））に示している。	第 2 章、第 3 章、第 5 章、第 7 章、第 10～13 章、第 15 章
林道台帳	林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）に基づき林道の管理者が定める、林道の種類、構造、資産区分等を記載したもの	第 3 章
林班 小班（林小班）	林班は、国有林野の位置を明らかにし、併せて事業の実行の便に供するために、原則として森林計画区別に要存置林野（法第 2 条第 1 項第 1 号の国有林野をいう。）を分けて設けたもの。小班（林小班）は、1 林班内に林況又は管理経営上の取扱いを異にする部分がある場合等において、当該林班を分けて設けたもの。 （表記例：「24 林班い小班」「24 い林小班」）	第 2 章、第 3 章、第 12 章、第 17 章
林分	樹種・樹齢・生育状態がほぼ一様で、隣接のものとは林相が区別される森林の一区域	第 2 章、第 3 章、第 12 章、第 15 章
齢級	森林の年齢を 5 年の幅でくくった単位をいう。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1 から 5 年生を「1 齢級」、6 から 10 年生を「2 齢級」と数える。	第 3 章
路網	森林内にある公道、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの	第 3 章、第 5 章、第 7 章、第 13 章
割増率	申請額を基礎額で除して得られる割合	第 4 章、第 11 章、第 15 章
GIS	Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム	第 2 章、第 15 章

はじめに
～樹木採取権制度の概要～

(1) 樹木採取権制度創設の背景

我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えています。この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことで、先人の築いた貴重な資源を継承・発展させることが、これからの森林・林業施策の主要課題となります。

こうした課題に対応するため、森林経営管理法(平成30年法律第35号)が制定され、経営管理が不十分な民有林について、市町村が仲介役となって、その経営管理を都道府県が公募・公表する民間事業者を集積・集約化する森林経営管理制度が平成31年4月からスタートしました。この制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となり、そのためには、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効と考えられます。また、森林資源が充実する中で、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う非住宅建築物の木造化・木質化等、新たな木材需要の開拓に資する取組を促進していく必要があります。

このような認識の下、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、現行の入札による方法に加え、国有林野の一定区域を「樹木採取区」として指定し、当該区域において、国有林野の公益的機能の維持増進や地域産業の振興等に配慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取権」を創設する国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。以下「法」という。)の一部改正が行われました。

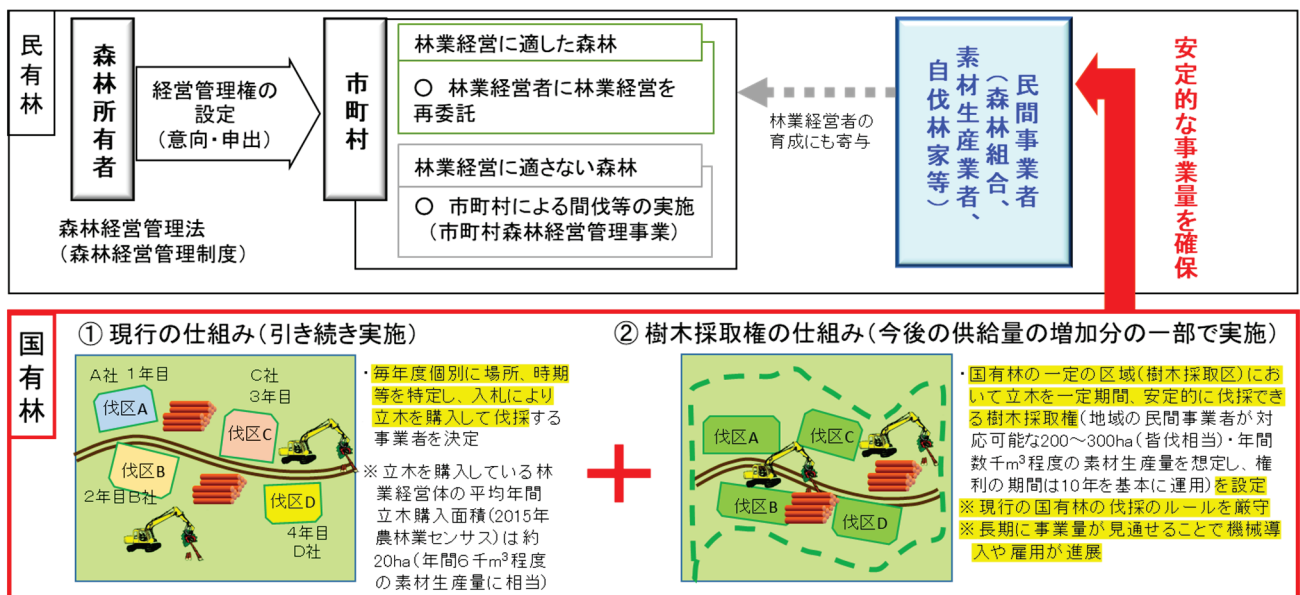


図1：森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための国有林の取組

(2) 樹木採取権制度の主な流れ

ア 樹木採取区の指定

森林管理局長は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること、指定しようとする区域の所在する地域において、国有林及び民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること等の基準に該当する区域を樹木採取区として指定します。

イ 樹木採取権の設定を受ける者の公募及び選定

森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

樹木採取権の設定を受ける者は、欠格事由に該当せず、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及びこれを確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること、木材利用事業者等（いわゆる川中事業者）及び木材製品利用事業者等（いわゆる川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること等の基準に適合する必要があります。

申請者のうち基準に適合する者の中から、森林管理局長は、樹木料の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案し、樹木採取権の設定を受ける者を選定し、関係都道府県知事に協議の上、選定した者に樹木採取権の設定を行います。樹木採取権の設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）は、樹木採取権の設定に際し、権利設定料を納付しなければなりません。

ウ 樹木採取権の行使及び採取跡地の植栽

樹木採取権者による樹木採取権の行使及び採取跡地の植栽については、樹木採取権者と森林管理局長が締結する樹木採取権実施契約及び樹木採取権運用協定により、具体的な内容が定められます。

(ア) 樹木採取権実施契約

樹木採取権者は、事業の開始前に、森林管理局長と、樹木を採取する箇所、その箇所ごとの面積、採取方法等の具体的な施業の計画、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む法第8条の14第1項の樹木採取権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結しなければなりません。実施契約の内容は、公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、法第8条の14第2項第1号の森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準（以下「採取の基準」という。）、樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画等に適合する必要があります。また、樹木採取権者は、実施契約に基づきあらかじめ国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならないこととされています。

実施契約は、5年ごとに5年を一期として締結しなければなりません。国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができるとされています。具体的には、実施契約の期間を地域管理経営計画の計画期間と整合させることにより、5年よりも短い期間とす

る場合などがあります。

(イ) 樹木採取権運用協定

樹木採取権者は、樹木採取権の設定後直ちに、実施契約の締結手続、土地の使用に関する事項等、樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた国と樹木採取権者との間の権利義務を定める樹木採取権運用協定（以下「運用協定」という。）を、森林管理局長と締結しなければならないこととなります。

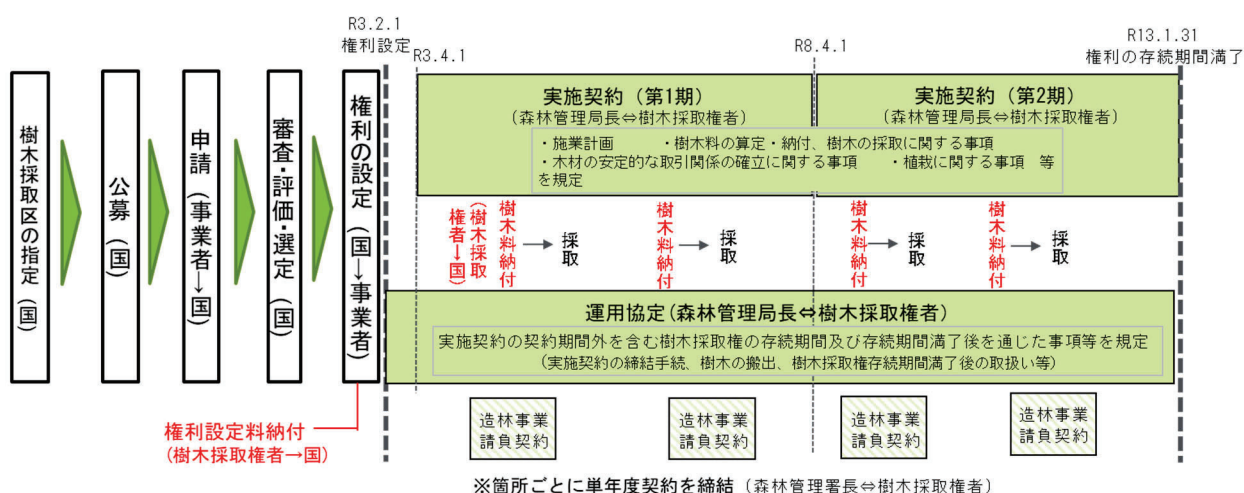
(ウ) 樹木の採取跡地における植栽

樹木の採取跡地における植栽については、国が事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより責任を持って行いますが、採取跡地における植栽を効率的に実施するため、樹木採取権者に、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとされています。このため、森林管理局長は、公募の際に、樹木採取権者が実施契約等に基づいて植栽に係る作業を行うことを提示し、これに応じた者から樹木採取権者を選定することとし、樹木採取権者は、樹木採取権の設定後、実施契約等に基づき、国と造林の請負契約等を締結し、採取跡地の植栽を行うこととなります。

エ 報告、指示及び樹木採取権の取消し

森林管理局長は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができます。この指示に正当な理由がなく従わないときは、森林管理局長は樹木採取権を取り消すことができます。

このほか、森林管理局長は、樹木採取権者が国有林の伐採のルールに適合しない採取を行うなど実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき、樹木料を納付しないで樹木を採取したとき等、法で定められた場合に該当するときは、樹木採取権を取り消すことができます。



※ 令和3年2月1日に存続期間10年の権利を設定した場合

(3) 関連する改正事項

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 31 号。以下「国有林改正法」という。）においては、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号。以下「木安法」という。）等も一部改正されました。

木安法の事業計画の作成者に、川上事業者として森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者等が加えられるとともに、川下事業者が新たに位置づけられ、事業計画に任意で含められる促進措置の実施者に、木材輸送業者が加えられました。さらに、川上、川中、川下の各事業者が連携して行う取組に対し、低利の資金融通及び債務保証の措置を講ずることとされています。

また、今回の改正では川上、川中と共同して木材需要の拡大に取り組むことを条件に、中小住宅生産者や家具製造事業者等の川下の事業者も支援の対象となりました。また、サプライチェーンの構築に当たって重要な役割を果たす木材輸送業者も対象とされ、木材の流通の円滑化、利用の促進を図る制度となっています。

なお、木安法における森林所有者等が樹木採取権の設定を受けた場合において、樹木採取権の設定の翌日から 1 年以内に、樹木採取権者並びに当該樹木採取権にかかる申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があった場合、これらの者を木安法の認定事業者と、当該申請書を木安法の認定事業計画とみなし、木安法の金融措置等を適用することとされています。

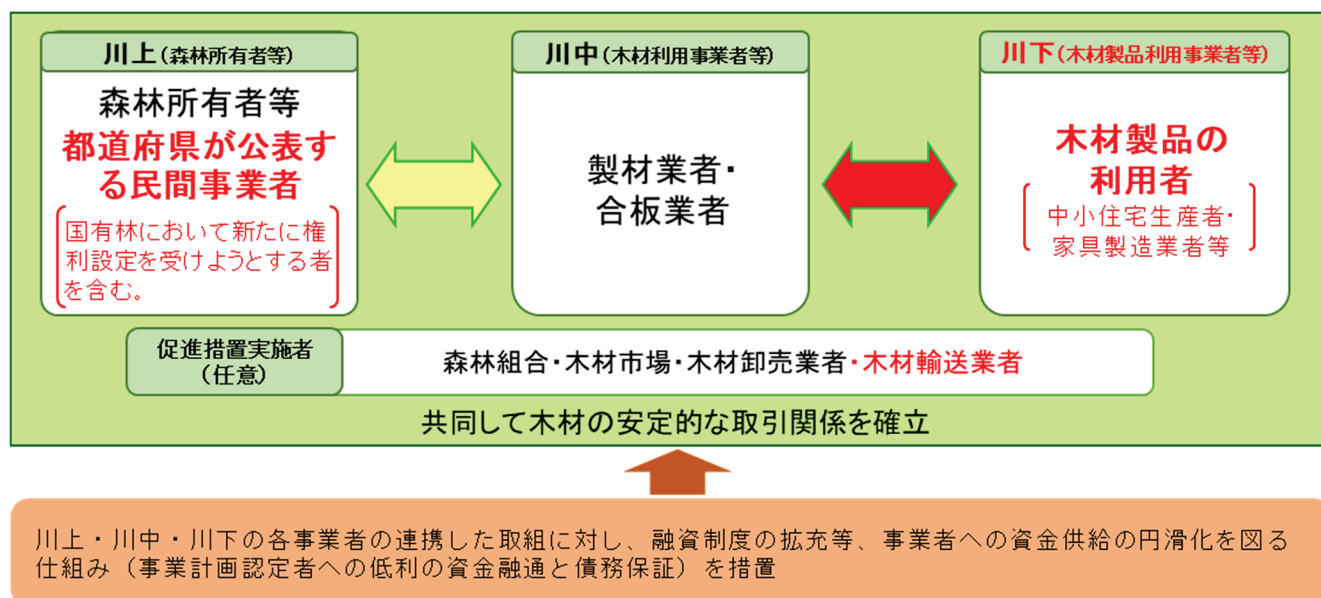


図 3：木安法等の改正概要

第1章 樹木採取権について

(1) 法の規定

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(事業の開始の義務)

第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2～4 （略）

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたって行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

（性質）

第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

（権利の目的）

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（樹木採取権の存続期間）

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

（準用規定）

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

（保護義務）

第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 火災の予防及び消防

二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止

三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

四 境界標その他の標識の保存

（採取跡地の植栽）

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

（２）樹木採取権について

ア 樹木採取権の基本的な性格

樹木採取権は、国有林野の一定の区域（樹木採取区）に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなすこととされています。このため、樹木採取権者は、樹木採取権への侵害に対して、物権的請求権（妨害予防請求権又は妨害排除請求権）の行使が可能となります。樹木採取権は、森林管理局長の行政処分（講学上の「特許」）により、創設的に設定されるものであり、樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得する（＝採取する）ことにより、自己の所有に移すことをその内容とするものです。同様の権利内容の構成を採用している物権としては、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 4 条第 1 項に規定する採石権があり、採石権は設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において、他人の所有に属する岩石等を採掘し、及び取得する（＝採取する）ことにより、自己の所有に移すことをその内容としています。

樹木採取権の行使対象となる樹木は、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないこととされているため、樹木採取権は、「樹木採取区に生育している樹木」から、「樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木」を除いたものを採取する権利と定義されます。

また、樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができません。

樹木採取権者は、樹木を採取する箇所、その箇所ごとの面積、採取の方法等を定める施業の計画等を内容に含む実施契約を国と樹木採取権者の間で締結し、同契約に基づき、採取する樹木の対価である樹木料を国にあらかじめ納付しなければ、樹木を採取してはならないこととされています。この樹木料は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 9 条第 1 項「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」の規定に鑑み、立木の売買契約における所有権移転の場合と同様、適正な樹木の対価として徴収するものです。

イ 権利の範囲について

（ア）権利の範囲

樹木採取権は、樹木を採取することのみを権利とするものであり、また、樹木を採取するという権利内容の達成のために必要な範囲内の樹木採取区内の土地の使用は当然にして権利内容に含まれますが、植栽や保育は権利には含まれていません。

樹木採取権の行使対象となる樹木は、樹木採取権者によって伐採され根株と切り離された瞬間に、樹木採取権の行使の効果として、国から樹木採取権者に所有権が移転することになります。樹木採取権の行使対象となる具体的な樹木の範囲には、丸太となる樹幹部分のほか梢端部及び枝葉を含み、国有林野に残された根株については、国に所有権が残ります。

（イ）樹木採取権の行使対象となる樹木の範囲とその留意点について

樹木採取権は、樹木採取区に生育する樹木を採取する権利であり、樹木採取区に生育する樹木のうち、樹木採取権の行使対象から法の規定により除外される樹木は、樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木のみであり、例えば樹木採取区内で樹木が採取された後に天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅した跡地に植栽した樹木は樹木採取権の行使対象となり得ます。

しかしながら、これらの樹木について樹木採取権の行使対象とすることは、国有林野の有する公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれがあること、樹木の採取跡地、災害跡地等において国有林野事業として行う植栽及び保育に支障を及ぼすおそれがあることから、国有林野の適切な管理経営の実施を確保し、国有林野事業の一環として行われる樹木採取権に係る事業を円滑に行うため、樹木採取権者が原則としてこれらの樹木を採取してはならないことを採取の基準に定めたうえで、実施契約において、採取の基準に定める樹木を採取してはならない旨を規定する運用を行うこととしています（「第12章 施業計画等」（5）アを参照）。

なお、採取跡地等における樹木採取権の放棄の取扱いについては、運用協定において定めます（「第23章 樹木採取権の放棄」（3）ウを参照）。

表1：権利の範囲

	範囲内	範囲外
行為	・ 樹木の採取 ・ 樹木を採取するために必要な範囲の樹木採取区内の土地の使用	・ 植栽 ・ 保育
対象となる樹木	・ 樹木採取区において生育している樹木 （天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅した跡地に植栽した樹木も含むが、契約により原則として採取してはならないこととする。）	・ 樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木

ウ 樹木採取権者に課される義務

（ア）権利設定料の納付義務

樹木採取権者は、樹木採取権の設定に際し、国に権利設定料を納付しなければなりません。この権利設定料は、国民共有の財産である国有林の樹木を長期安定的に独占して採取することにより、樹木採取権者は、現行の入札等による方法に基づき国有林野に生育する樹木を伐採する事業者 비해、効率的かつ安定的な事業の実施が可能となるため、公平性及び公正性の観点から、権利を得ることの対価として国が徴収するものです。

（イ）事業の開始の義務

樹木採取権者には、森林管理局長が指定する期間内に事業を開始する義務があります。これに違反して事業を開始しないことは、樹木採取権の取消しの事由となります。

(ウ) 実施契約及び運用協定の締結義務

樹木採取権者は、事業を開始する前に実施契約を締結しなければならないこととされており、(イ)のとおり、樹木採取権者には事業の開始の義務が課されていることから、実施契約の締結も樹木採取権者の義務となります。

また、国が公募の際に設定する参加資格要件に基づき、樹木採取権者は、樹木採取権の設定を受けたときは、直ちに森林管理局長と運用協定を締結しなければならないこととしています。

(エ) 保護義務

「第8章 保護義務」(3)を参照

エ その他留意事項

(ア) 樹木採取区の区域の変更について

樹木採取区は、森林管理局長により指定・公示されるもので、樹木採取権を行使できる区域であり、樹木採取権の設定後における樹木採取区の区域の増減は、みなし物権である樹木採取権の権利の内容そのものに関わるものです。

樹木採取権の設定後における樹木採取区の増加を伴う区域の変更については、設定した樹木採取権の内容そのものが変わるため、これを行うためには、樹木採取権を一旦取り消した上で、樹木採取区の指定及び樹木採取権者の公募を改めて行うことが必要となり、事実上このような手法は取り得ません。

一方、樹木採取権の設定後における樹木採取区の減少については、樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた際等の樹木採取権の一部取消し、自然災害の発生により樹木の採取が不可能になった際等の樹木採取権の一部放棄又は法第8条の22第3項の規定に基づく樹木採取権の消滅により生じます。このため、森林管理局長は、樹木採取権の一部取消しを行った際、樹木採取権の一部放棄がなされた際又は法第8条の22第3項の規定に基づく樹木採取権の一部消滅が生じた際には、速やかに樹木採取区の変更の公示を行うこととなります。

(イ) 樹木採取権の存続期間の変更について

樹木採取権は、設定の際に示された存続期間に限って存続する権利です。また、樹木採取権の存続期間の増減に係る実体規定及び手続規定は存在しておらず、存続期間の増減を伴う変更については、設定した樹木採取権の内容そのものが変わるものです。このため、存続期間の増減を伴う変更については、樹木採取権を一旦取り消した上で公募を改めて行うことが必要となり、事実上このような手法は取り得ません。

(ウ) 樹木採取権の分割・併合について

樹木採取権は、分割又は併合ができず、樹木採取権を共有することはできません。法において分割又は併合を禁じているのは、以下の理由によります。

- ① 分割又は併合により効率的かつ安定的な林業経営を育成するという政策目的が達成できないおそれがあること
- ② 分割又は併合は、樹木採取権の内容を大きく変えるものであるため、樹木採取権者の公募を改めて行う必要があり、国民共有の財産である国有林野の適切かつ効率的な管理経営に支障を及ぼすおそれがあること

表 2：権利内容の変更について

権利の変更		可否
区域の変更	増加	改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない
	減少	権利の一部取消し等により生ずる。この場合には、樹木採取区の変更の公示を行う
存続期間の増減		改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない

(3) その他

樹木採取権の登録については「第 9 章 登録」を、樹木採取権の取消しについては「第 19 章 樹木採取権の取消し等」を、樹木採取権の移転及び一般承継については「第 22 章 樹木採取権の移転」を、樹木採取権の放棄については「第 23 章 樹木採取権の放棄」を参照ください。

第2章 樹木採取区の指定・公示及び新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）

（1）法の規定

（樹木採取区の指定）

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

（2）省令の規定

（樹木採取区の指定の基準）

第二十八条の二 法第八条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められる区域であること。
- 二 地勢等の地理的条件が悪く、事業の実施条件が不利な区域でないこと。
- 三 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある区域でないこと。

（樹木採取区の指定に関する公示の方法）

第二十八条の三 法第八条の六第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（3）樹木採取区の指定の考え方について

森林管理局長は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、

- ① 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること（森林資源の条件）
 - ② 指定しようとする区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準（経済的社会的条件）
- に該当するものを、樹木採取区として指定することができることとされています（法第8条の6第1項）。

（4）森林資源の条件及び経済的社会的条件について

各条件について、具体的な考え方は以下の通りになります。

なお、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るという制度の趣旨を踏まえると、

① 2015 年農林業センサスにおける立木を購入している林業経営体の平均的な年間購入面積が約 20ha であること

② 林業機械の償却期間

等を考慮し、年間の採取面積が 20ha 程度、樹木採取権の存続期間が 10 年間程度、樹木採取区の面積が 200～300ha 程度の規模が基本となります。ただし、地域の取組として大規模な製材工場等を新たに誘致する場合等国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域においては、当該地域の木材需要の動向、森林資源の状況等を勘案しつつ、10 年を超える期間、基本の面積を超える規模も設定できることとしています。

ア 森林資源の条件について

原則として、「樹木の採取に適する」は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなど、一般に流通している樹種の人工林を指し、「相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域」は、一の森林計画区（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条第 1 項の森林計画区をいう。以下同じ。）内で、例えば近接する複数の名称の国有林野において、一定期間、機械や土場を移転させずに、効率的に事業を実施できる程度の林分のまとまりからなることとしています。

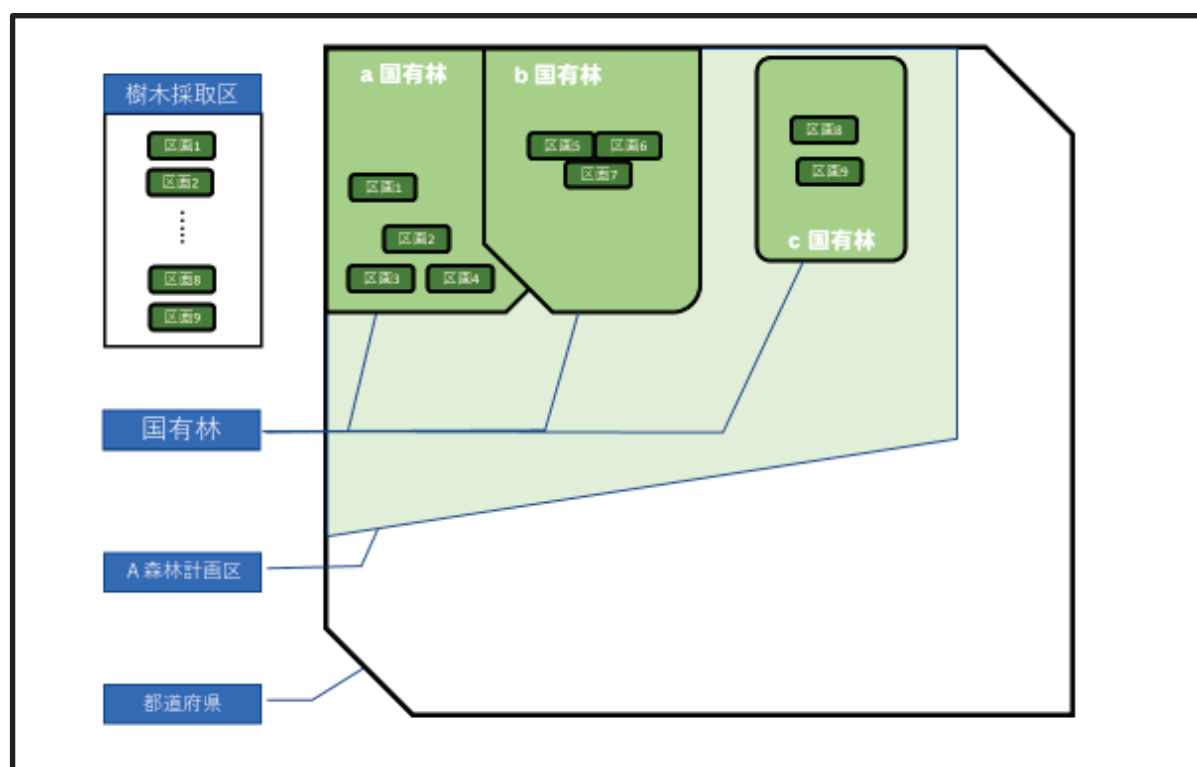


図 4：樹木採取区の面的配置のイメージ

イ 経済的社会的条件について

経済的社会的条件については、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 28 条の 2 で次の（ア）から（ウ）までのように定められています。

（ア）その所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められる区域であること

（ア）の該当性の判断に当たっては、以下の①から④の事項を勘案することとし

ています。なお、「地域」の範囲については、民有林施策において主体的役割を担う都道府県とすることを基本とします。

① 木材供給量増大の潜在的なニーズ

地域において加工施設の整備の計画があること、木材供給量増大の要望が大きいことをはじめ、民有林材の供給体制の整備、木材需要の拡大、林業労働力の確保、再造林の推進等の状況又は民有林と国有林の連携に関する計画の内容等により、樹木採取区の指定による木材供給量増大の潜在的なニーズがあると認められること。

② 森林経営管理制度等への支援のための事業確保の必要性

地域における民有林行政が、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定又は森林経営計画の認定率の向上若しくは高水準の維持に意欲的であり、森林経営管理制度等が活発に活用されると見込まれること。

③ 地域における林業事業体の生産力向上の必要性

都道府県が策定する計画又は森林・林業基本計画の目標に照らし、地域における林業事業体の労働生産性又は林業就業者当たりの年間素材生産量を向上させる必要性が高いと認められること。

④ その他

樹木採取区が所在する森林計画区における過去の国有林材の伐採実績と伐採計画量を比較し、当該樹木採取区から供給が予想される収穫量が当該森林計画区全体の増加分を超えないこと、立木販売並びに製品生産及び製品販売による国有林材の供給が樹木採取権設定後も引き続き可能であること、樹木の採取後に地域の再造林用苗木の需給調整に著しい支障が生じないことその他の地域産業の振興に支障を及ぼすおそれがないこと。

(イ) 地勢等の地理的条件が悪く、事業の実施条件が不利な区域でないこと

(イ) の該当性の判断に当たっては、以下の①から⑥までの事項等を勘案することとしています。

① ha 当たりの蓄積が少ない、又は枝分かれ、曲がり等の多い林分ではないこと（可能な範囲で目視等により確認する）。

② 著しい急傾斜地ではないこと。

③ 道から著しく離れていないこと。

※ 林道等については、指定時の現況により判断し、将来的な林道等の新設及び拡幅を前提としない。

④ 道路等の開発計画がなく、国有林以外の者が権利を有する土地や既存の公道、道路等の開発計画のある土地等と隣接しないこと。

⑤ 公道を含めた樹木採取区へのアクセスについて、工事等による長期間の通行規制や隘路（重量制限のある橋梁や幅員の狭い道）等の支障がないことその他の事業の実施条件が不利な区域でないこと。

⑥ 樹木採取権の存続期間にわたり平準的に樹木の採取が可能な林齢構成及び施業群等となっていること。

(ウ) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある区域でないこと

(ウ) の該当性の判断に当たっては、以下の①から⑤までの事項等を勘案することとしています。

- ① 共用林野（薪炭共用林野、放牧共用林野等樹木を損傷する可能性があるもの）、分収造林地、分収育林地、貸付地及び使用許可地並びに使用承認地（以下「貸付地等」という。）など他者の権利への侵害のおそれがないこと。
- ② 森林生態系保全上重要な地域を含まないこと等、公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ レクリエーションの森や協定の森など樹木採取権の設定により当該区域における関係者の活動に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 採取の際に森林作業道等が①、②、③及び（イ）の④の区域を通過することが明らかな林小班ではないこと。
- ⑤ その他樹木採取権の設定により、適切かつ効率的な国有林野の管理経営に支障を及ぼすおそれがないこと。

(エ) 新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）について

樹木採取区の指定の検討にあたっては、林野庁ホームページで公表している森林資源状況等から樹木採取区の指定が可能と見込まれる森林計画区を対象として、地域管理経営計画の策定の際に新規需要創出動向調査（以下「マーケットサウンディング」という。）を行います。

マーケットサウンディングは以下①から③までのとおり実施します。

① 対象者

素材（原木）を原材料とする製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者が対象です。

② 実施方法

樹木採取区の指定が可能と見込まれる森林計画区の地域管理経営計画の策定の際に、当該地域管理経営計画を管轄する森林管理局のホームページにおいて、提案を募集します。また、大規模・長期間の樹木採取区については、林野庁ホームページにおいて常時提案を募集します。

提案があった場合は、提案者へのヒアリング等を行い提案内容の精査を行います。

③ 提案内容の確認事項

提案内容について、以下の i から v までの内容を確認します。

- i 事業化に係るスケジュールをどのように見込んでいるのか。
- ii 事業計画がどの程度進んでいるのか。
- iii 協定の締結等により連携する具体的な川上の事業者のめどがついているか。
- iv 連携する具体的な川下の事業者のめどがついているか。
- v 都道府県、業界団体等との調整が行われているか。

④ 調査結果の扱い

調査の結果は公表するとともに、木材需要増加の確実性が高いこと、関係事業

体との連携にめどがついていることが確認できた場合には、樹木採取区の指定を検討します。

(5) 樹木採取区の区域界について

ア 区域界の設定の基本的な考え方について

樹木採取区は数百 ha の規模になることから、

- ① 現地で精緻に全ての樹木採取区の区域界（以下この章において単に「区域界」という。）を表示し、又は確認することは、国及び事業者の双方に過度の負担が生じること、
- ② 一方、樹木採取区の公示に用いる基本図は地形、林小班の形状等を示し一定の信頼性を持つ情報であること

等を踏まえ、原則として、天然地形や林小班界等により区域界が明確な箇所を基本図上で樹木採取区として選定しますが、樹木採取区の区域界を定める際に一部が不明瞭である場合、樹木採取権の存続期間が長期にわたる場合等については、現地で確認し、必要に応じて、長期間耐久性のある境界標を設置する、内縁木にスプレー塗料によって帯状に着色するなど、区域界を明瞭にして、図面に表示します。また、林道敷、岩石地等（以下「林小班内雑地等」という。）、樹木の採取が行えないことが明らかな保護樹帯等については、面的なまとまりで控除することができる場合で、樹木の採取や搬出の作業に支障がないと認められる場合には、原則として、樹木採取区に含めないこととします。

イ 樹木採取区の区域界の表示方法等について

区域界の表示は、原則として、5,000 分の 1 の縮尺の図面（基本図）を用いて行います（以下「区域図」という。）。具体的には、天然地形、林道敷、林相界[※]等を区域界とし、区域図には、当該区域における現地での区域界の表示の方法、区域界と林小班界の関係等について、境界標等による現地表示を行っているか、区画界と林小班界とが一致しているか等により、表示方法 A、B、C として示します。それぞれの表示方法については表 3 に整理しています。

※ 指定時の林相界の位置を区域界とできるのは、森林管理局長が権利の存続期間にわたりその位置が不動かつ明瞭であると判断した場合。

なお、林相界など現地の区域界の状況を確認できるよう、参考情報として空中写真、衛星画像等（いずれも撮影時期を付記したもの）を基本図の下地とした図面を公示の際に公表します。空中写真、衛星画像等により確認できる面的なまとまりのある林小班内雑地等（以下「明確な林小班内雑地等」という。）は、表示方法 A 及び表示方法 B では、あらかじめ樹木採取区の区域から除外します。

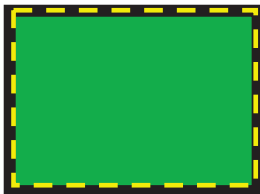
また、樹木採取区のうち林小班界と区域界、林小班界のみ又は区域界のみで区切られる部分を区画と定義し、区域界と区画界が一致しない部分は、区画界についても区域界と判別できるよう区域図に表示します。森林資源の状況などのデータは、区画ごとに整理して公表します。

ウ その他

樹木採取権の設定後、伐区を設定する際には、樹木採取区の公示の際に公表された

区域図を用い、現地で国及び樹木採取権者が、伐区が区域界を越えていないかについて、十分に確認することとします。

表 3：現地での区域界の表示等

項目	表示方法 A	表示方法 B	表示方法 C
区域界等と林小班界の関係	・区域界は必ずしも林小班界と一致していない。	・区域界は必ずしも林小班界と一致していない。	・区域界又は区画界と林小班界が一致している。
区域界等の設定の考え方	① 林小班の一部を樹木採取区に指定しようとする場合であって、 ② 図面又は現地において一部又は全部の区域界が不明瞭である場合。 ③ 不明瞭な箇所は現地表示を行う。	① 林小班の一部を樹木採取区に指定しようとする場合であって、 ② 図面及び現地において、当該区域界が一定程度明瞭である場合。	① 林小班全体を樹木採取区として指定しようとする場合であって、 ② 図面及び現地において、当該林小班界（区画界）が一定程度明瞭である場合。
指定時の現地表示等※ ¹	・現地で不明瞭な箇所は境界標、スプレー塗料等で現地表示し、それ以外の区域界の現地表示は省略可※ ² 。	・区域界の現地表示の省略可※ ² 。	・区域界の現地表示の省略可※ ² 。
イメージ	    : 樹木採取区 の区域  : 林小班界  : 現地表示  : 明らかな保護樹帯等 (国が設定)		

※ 1 現地で区域界が明瞭かどうかは、空中写真、衛星画像等で判定。

※ 2 樹木採取権の存続期間が長期にわたる場合等については必要に応じて現地表示を行う。

(6) 樹木採取区の家公告縦覧等について

森林管理局長は、樹木採取区を指定しようとするときは、その旨公告し、当該樹木採取区の家（名称、所在地、面積、図面等）を、当該公告の日から 30 日間公衆の縦覧に供することになります。この公告縦覧は、広く地域住民や民間事業者が閲覧できるようインターネットの利用その他の適切な方法により行います。

公告があったときは、当該縦覧に供された樹木採取区の家に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、森林管理局長に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができます。

森林管理局長は、縦覧期間満了後、当該樹木採取区の家について、申立てがあった意見の要旨を付して、指定を予定する樹木採取区が存在する都道府県の知事、市町村の長

及び学識経験を有する者の意見を聴いた上で樹木採取区を指定することとなります。

公募前に樹木採取区の所在地が変更される場合や、面積が増加する場合は、改めて 30 日間の公告縦覧に供することとなりますが、樹木採取区的面積が減少する場合は公告縦覧は行いません。

なお、この公告縦覧及び意見聴取の手続については、樹木採取区案を計画事項として含む地域管理経営計画、国有林野施業実施計画の案に係る公告縦覧及び意見聴取の手続をもって代えることができることとしています。

このほか、森林管理局長は、樹木採取区における法令指定等の状況に応じて、関係する機関との必要な調整等を行います。

(7) 民間事業者への情報提供等の対応について

民間事業者への情報提供の観点から、森林管理局において、樹木採取権の設定の申請を希望する者から現地踏査を行いたい旨の要望があった場合には可能な限り応じるほか、追加資料の提供の要望があった場合には可能な範囲で提供することとしています。

また、民間事業者の経営判断に資するよう、森林資源の状況、樹木採取権の存続期間の案等、公募時に森林管理局長が公表する予定の資料の一部については、樹木採取区案の公告縦覧の時点から可能な限り公表します。なお、この時点では公募は開始されていないため、公表する資料は、あくまで公募時に公表する予定の資料の案という位置づけとなります。

なお、樹木採取区案の公告縦覧から樹木採取権の設定の申請の締切までの期間について、法令上具体的な定めはありませんが、5～6か月程度の期間の確保が目安となります。

(8) 樹木採取区の指定の公示について

森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければなりません。

樹木採取区の指定に係る公告縦覧時及び指定の公示時に森林管理局長が公表する項目については下表のとおりです。

表 4：樹木採取区の指定に係る公告縦覧時及び指定の公示時に公表する事項

項 目	指定に係る公告縦覧時	公示時
樹木採取区の名称、所在地及び面積	○	● (名称は◎)
図面	○	●
樹木採取権の存続期間	○	○
森林資源の状況	○	○
林道等の状況	○	○

注：「●」は法令により公表するとされている事項、「◎」は通知により公表する事項、「○」は通知により案を公表する事項。

ア 樹木採取区の名称、所在地及び面積について

(ア) 樹木採取区の名称及び所在地

樹木採取区の設定が容易となるよう、その名称を設定し、示します。

所在地については、樹木採取区に含まれる林小班が特定できるよう、都道府県名、市町村名、国有林野名等（町若しくは字名、山の名称、呼称、その他の位置関係情報。）及び林小班名（林小班の一部の場合は、「区域位置図及び区域図のとおり」と明記。）を示します。

(イ) 樹木採取区的面積及び採取可能面積

樹木採取区的面積は、森林調査簿に記載された数値又は国有林 GIS 等で計測した面積であり、採取可能面積は、権利設定料の算定及び採取面積の規整に用いられる面積です。なお、これらの面積は、小数点第 2 位にとどめ、第 3 位以下を四捨五入します。

それぞれの面積については、区域内に保護樹帯を設定することとなる可能性等を考慮し、以下のように求めます。樹木採取区内の区画のそれぞれの面積を合計したものが、樹木採取区全体の区域面積及び採取可能面積となります。

（表示方法 A 及び表示方法 B）

① GIS 等で区画の面積を計測。

② 採取可能面積は、区画面積から空中写真や衛星画像を基に③により算出される明確でない雑地等（以下「明確でない区画内雑地等」という。）の面積を控除した面積に $0.75^{※1}$ （区域界に設定する保護樹帯を除いた割合）及び $0.9^{※2}$ （想定されていなかった保護樹帯、見えない岩石地等を除いた割合）を乗じて区画ごとに算定したものを合計。

※1 採取可能面積の算定に用いている 0.75 については、表示方法 A 及び表示方法 B の場合、明らかな保護樹帯を区域から除外していることを踏まえ、5ha の長方形の樹木採取区内の伐区（例えば $100\text{m} \times 500\text{m} = 5\text{ha}$ ）の周囲半分に 25m の保護樹帯を設けた場合の伐区面積と区域面積の比率（保護樹帯において、権利の存続期間中に樹木の採取ができない前提）。

※2 採取可能面積の算定に用いている 0.9 については、平成 24～29 年度に立木販売で売り払った皆伐箇所区域面積に対する平成 29 年度の当該箇所での新植面積の割合が 90% であることに基づくもの。以下同じ。

③ ②の明確でない区画内雑地等の面積は、樹木採取区から除いた明確な林小班内雑地等が森林調査簿データの林小班内雑地等の面積を超えない場合は、その差を林小班内の区画の内外で按分して算定。超える場合は、②の明確でない区画内雑地等の面積をゼロとして扱う。

④ 一つの区画に複数の伐区の設定が想定される場合（第 15 章の別紙 3 2 (1) イを参照。以下同じ。）、②の区域界に設定する保護樹帯を除くための割合として、 0.75 に代えて、想定伐区の合計面積を区画の面積で除した数値を用いる。

明確でない区画内雑地等は③と同様に取り扱う。その場合、想定伐区を区画内、想定伐区としなかった箇所を区画外として計算する。

(表示方法 C)

- ① 区画の面積は、森林調査簿の林小班面積となる。
- ② 採取可能面積は、明確な区画内雑地等又は森林調査簿の林小班内雑地等の面積の大きい方を①から控除した面積に $0.6^{※3}$ (区域界に設定する保護樹帯を除いた割合) 及び 0.9 を乗じて算定。

※3 採取可能面積の算定に用いている 0.6 については、 5ha の長方形の樹木採取区内の伐区 (例えば $100\text{m} \times 500\text{m} = 5\text{ha}$) の周囲に 25m の保護樹帯を設けた場合の伐区面積と区域面積の比率 (保護樹帯において、権利の存続期間中に樹木の採取ができない前提)。

- ③ 一つの区画に複数の伐区の設定が想定される場合、②の区域界に設定する保護樹帯を除くための割合として、 0.6 に代えて、想定伐区の合計面積を区画の面積で除した数値を用いる。

イ 図面について

樹木採取区の区域図及び区域位置図に樹木採取区の区域界を示します。

区域図については、 $5,000$ 分の 1 の縮尺の図面 (基本図) を用いることを基本とし、林小班、樹木採取区の区域及び区域の表示方法を示します。また、参考情報として区域図の下地に空中写真又は衛星画像 (いずれも撮影時期を付記したもの) を添付します。

樹木採取区の区域位置図は、 $20,000$ 分の 1 の縮尺の図面を用いることを基本とし、樹木採取区の区域の位置を示します。

なお、樹木採取区の区域界と区画界が一致しない場合は、区画界についても、区域界と判別できるように表示します。

ウ 樹木採取権の存続期間等について

樹木採取権の存続期間の案について示すとともに、森林資源の状況、林道等の状況についてこれらの情報の時点とともに示します (詳細は「第3章 公募」(4)を参照)。

(9) 樹木採取区管理簿の作成・公表について

樹木採取区は、樹木採取権の設定後に、樹木採取権の一部取消し、一部放棄又は一部消滅により、その所在地・面積が変更されることがあります。また、樹木の採取により採取可能な樹木の量 (面積) は低減し、樹木の市場価値にかかわらず、樹木採取権の潜在的な価値は低減していくこととなります。樹木採取権に抵当権を設定しようとする者や樹木採取権の移転による取得を希望する者にとっては、このような樹木採取区のその時点での状態が明らかにされていることが望ましく、さらに、権利設定料の返還額の算定に際しては、樹木採取権者によって採取された面積が明らかになっていることが必要となります。

このため、樹木採取権を設定したときには、森林管理局長は樹木採取区管理簿を整備し、毎年度の樹木の採取面積、樹木採取権の一部放棄等による樹木採取区の所在地及び面積の変更等の状況を管理し、森林管理局のホームページにおいて公表することとしています。

表 5 : 樹木採取区管理簿の様式例

○年○月○日時点

樹木採取権設定日	樹木採取区の名称	所在地	面積	存続期間	採取面積	備考

(10) 樹木採取権の消滅等に伴う樹木採取区の解除について

ア 樹木採取権の設定前について

法第 8 条の 7 の規定に基づく公募の前や公募の期間中に、樹木採取区の指定を解除することについては、災害の発生により樹木採取区に生育する樹木の採取が見込めなくなった場合など、特段の事由がない限り行わないこととします。

なお、公募を行っても申請がない場合は、速やかに樹木採取区の指定を解除します。

イ 樹木採取権の設定後について

樹木採取権の存続期間の満了、樹木採取権の全部取消し、全部放棄又は全部の消滅により、樹木採取権が消滅した場合には、森林管理局長は、指定の際と同様に解除の公示を行うこととなります。

ただし、樹木採取権の設定の直後に樹木採取権の全部取消し又は全部放棄が発生し、当該樹木採取権に係る登録記録が閉鎖され、当該樹木採取区の現況が樹木採取区の指定の基準を満たす場合など、当該樹木採取区について再度の公募が可能である場合においては、樹木採取区の指定を解除しない場合もあります。

第3章 公募

(1) 法の規定

(樹木採取区の指定)

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(2) 省令の規定

(樹木採取区の指定に関する公示の方法)

第二十八条の三 法第八条の六第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(公募)

第二十八条の四 法第八条の七の規定による公募は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(設定の申請をするために必要な事項)

第二十八条の五 法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況

二 樹木採取区の全部又は一部が法令によりその樹木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容

三 公募を開始する日及び公募の期間

四 権利設定料の算定方法

- 五 法第八条の十第二項の規定による評価において勘案する事項
- 六 樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 七 その他必要な事項

(3) 公表する項目について

森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

法第8条の7及び規則第28条の5において定められている公募時に公表する事項を整理すると、表6の●のとおりです。公募において公表する事項については、民間事業者が経営判断を行うために重要な情報であるため、その検討に資するようできる限り具体的に記載します。

その他必要な事項については、公募の条件に係る事項や樹木採取権に基づく事業を行うことの判断に必要な事項を記載することとし、当該公募への参加資格要件、樹木採取権者が締結することとなる実施契約、運用協定及び造林事業請負契約の契約書の案、造林事業請負契約に係る仕様書、法第8条の13第1項に基づき森林管理局長が指定する事業を開始しなければならない期間、林道等の状況、申請方法等に関する事項、その他樹木採取区に係る特記事項等についてできる限り具体的に記載します。

これらの項目とその内容について、森林管理局長は公募要項を作成し、公募の際に公表します。公募要項においては、申請書の様式及び提出方法、公募に係る質問及びその回答方法、公募に係る資料の取扱いその他各種の留意事項等の情報についても示します。

表6：樹木採取区の指定、公募時等に森林管理局長が公表する事項

項 目	指定に係る 公告縦覧時	指定に係る公示時	公募時
樹木採取区の名称、所在地 及び面積	○	● (名称については ◎)	● (名称については◎)
図面	○	●	◎
樹木採取権の存続期間（指 定に係る公告縦覧時及び公 示時にあっては本樹木採取 区において設定することが 見込まれる樹木採取権の存 続期間の案）	○ (x年程度)	○ (x年程度)	● (設定日からx年間)
権利設定料の額等			◎ (権利設定料の額及び算 定方法については●)
樹木料の算定の基礎となる べき額及び算定方法（算定 の基礎となるべき額を算定			◎ (樹木料の算定の基礎と なるべき額及び算定方法

した林分の収穫調査の結果を含む）等			については●)
樹木採取権を行使する際の指針			●
法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準等			◎ (法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準については●)
森林資源の状況	○	○	●
樹木の伐採制限がある旨及びその内容			●
公募を開始する日及び公募の期間			●
評価一覧表（法第8条の10第2項の規定による評価において勘案する事項）			●
樹木採取権実施契約書（案）			●
その他必要な事項			●
参加資格要件			◎
樹木採取権実施契約の終了の日（契約書（案）とともに示す）			◎
運用協定（案）			◎
法第8条の13第1項に基づき指定する「事業を開始しなければならない期間」			◎
造林事業請負契約（案）等			◎
林道等の状況	○	○	◎
申請書の作成、申請方法 その他申請に当たって必要な事項			◎
樹木採取権設定までに要する期間の見込			◎
その他特記事項			◎

注：「●」は法令により公表するとされた事項、「◎」は通知により公表する事項、「○」は通知により案を公表する事項

（４）公表する項目の具体的な内容について

ア 樹木採取区の名称、所在地及び面積

公示した樹木採取区の名称、所在地及び面積を記載します（詳細は「第2章 樹木

採取区の指定・公示及び新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)」を参照)。

イ 図面

樹木採取区の区域は、図面をもって公示されているため、公募においても公示した図面と同一のものを使用します。

ウ 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日からの存続期間を示します。また、具体的な樹木採取権の設定の日については、樹木採取権設定の通知により確定する旨を明記します。

(記載例)

樹木採取権の設定の日から〇年〇月間

注：具体的な樹木採取権の設定の日については、樹木採取権の設定の通知により確定

エ 権利設定料の額等

権利設定料の額、権利設定料の算定の基礎となる面積である採取可能面積及び権利設定料の算定方法並びに樹木採取権が設定された際の権利設定料の納付期限について示します。

権利設定料は、林分内容の不確実性を織り込んで、樹木採取区的面積に一定割合を乗じること等により算出される採取可能面積を基に算定を行います(具体的な採取可能面積の算定方法については、「第2章 樹木採取区の指定・公示及び新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)」を参照)(8)アを参照)。

なお、採取可能面積は、権利設定料の算定、採取の基準における樹木の採取面積の上限等の算定に用いるための見込みの面積であり、実際に樹木採取権が行使された結果として、樹木採取権者が樹木を採取した面積の合計とは、保護樹帯の設定方法の違いがあること等により、異なる値となる性格のものであるため、公募時にはその旨も明示します。

(記載例)

・権利設定料の額 〇〇万円

・採取可能面積 〇〇ha

注：採取可能面積は、権利設定料の算定、法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準における樹木の採取面積の上限等の算定に用いるための見込みの面積であり、実際に樹木採取権が行使された結果として、樹木採取権者が樹木を採取した面積の合計とは、保護樹帯の設定方法の違いがあること等により、異なる値となる性格のものである。

・権利設定料の算定方法

別紙〇のとおり。

・納付期限 樹木採取権の設定の日から30日以内

オ 樹木料の算定の基礎となるべき額及びその算定方法並びに樹木料の算定方法

算定の基礎となるべき額(以下「基礎額」という。)及びその算定方法(基礎額を算定した林分(以下「基礎額算定林分」という。)の収穫調査の結果を含む。)並びに樹木料の算定方法について示します(詳細は「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。なお、基礎額については、総額及び基礎額算定林分ごとの額で示しますが、参考としてそれぞれの単価も示します。

(記載例)

・基礎額

総額 〇〇〇〇千円 (〇〇円/m³)

基礎額算定林分ごとの額(立木の価格): 林分A 〇〇〇〇千円(〇〇円/m³)

林分B 〇〇〇〇千円(〇〇円/m³)

- ・基礎額の算定方法(基礎額算定林分の収穫調査の結果を含む)

別紙〇のとおり。

- ・樹木料の算定方法

別紙〇のとおり。

カ 樹木採取権を行使する際の指針

樹木採取権を行使する際の指針(以下「行使の指針」という。)は、樹木採取権設定後に樹木採取権者が行う事業の内容に係る主要な規範となるものであり、採取に係る森林の公益的機能の維持増進に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項(詳細は「第14章 木材の安定的な取引関係の確立」を参照)、地域産業の振興の寄与に関する事項、経営改善に関する事項その他適切かつ効率的な国有林野の管理経営上必要な事項等について、森林管理局長がその内容を公募時に示します。

森林管理局長は、樹木採取区の指定の趣旨に鑑み、

- ① 国有林野の管理経営に関する基本計画及び地域管理経営計画のほか関連する計画
- ② 樹木採取区の特性
- ③ 申請者の提出する事業の基本的な方針その他の申請書の内容が樹木採取権を行使する際の指針に適合することが参加資格要件となること
- ④ 行使の指針に沿って作成された申請書の内容が樹木採取権者を選定するに当たっての評価の対象となること

等を踏まえ、行使の指針を作成します。

キ 採取の基準等

実施契約の内容に含まれる法第8条の14第1項第1号の施業の計画(以下「施業計画」という。)が適合しなければならない採取の基準の内容及び地域管理経営計画を示します(詳細は「第12章 施業計画等」を参照)。

ク 森林資源の状況

森林調査簿データ、図面、伐採方法等の情報をこれらの情報の時点とともに示します(図面には森林調査簿データ等の情報を付加します)。なお、森林調査簿データについては、主要な樹種ごとに齢級別面積をとりまとめた概要と個々の林小班についてのリストを併せて示します。

ケ 樹木の伐採制限がある旨及びその内容

森林法に基づく保安林、自然公園法に基づく特別地域など、法令等に基づき立木の伐採、路網開設等に伴う土地の形質変更などの行為について制限のある区域について、その箇所、制限の内容及び図面等の情報を、これらの情報の時点とともに示します。区域ごとの樹木採取区の面積の合計も示します。

(記載例)

図面 別紙〇のとおり

制限区域内の採取区面積

〇〇保安林 〇ha

〇〇県立自然公園 特別地域 〇ha

注: 〇年〇月〇日時点の森林調査簿による。

コ 公募を開始する日及び公募の期間

公募を開始する日及び公募の期間を示します。

(記載例)

公募期間 ○年○月○日から○年○月○日

注：公募期間の最終日までに、申請書が森林管理局長に到達するよう提出すること。

サ 法第8条の10第2項の規定による評価において勘案する事項

事業者選定に用いる評価項目及び評価点について、評価一覧表等として示します(詳細は「第5章 審査・評価・選定」を参照)。

シ 実施契約に定めようとする事項(実施契約(案))及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項並びに実施契約の終了の日

樹木採取権の設定後に締結する実施契約の案を示すとともに、地域管理経営計画の計画期間と整合させた実施契約の終了の日について示します。なお、当該実施契約の案には、実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項が含まれます。

(記載例)

別紙○のとおり。

実施契約の終了の日は、○年○月○日、○年○月○日、樹木採取権の存続期間の末日とする。

ス 参加資格要件

参加資格要件は、法第8条の10第1項第4号「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと」の規定に鑑み、当該樹木採取区において樹木採取権の設定を受ける者として必要な要件等を定めるものです。

具体的には、以下の(ア)から(ケ)までの事項等を定めるほか、当該樹木採取区の特性等を踏まえて、森林管理局長が適切な要件を設定します。なお、樹木採取権者が、樹木採取権の設定後に参加資格要件に該当しなくなった場合、森林管理局長は樹木採取権を取り消すことがあります。

(ア) 単独の個人又は法人であること。

(イ) 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに(原則として樹木採取権の設定の日)、セの運用協定(案)に示した内容で運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。

(ウ) 樹木採取権が設定された際には、シの実施契約(案)に示した内容で実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。

(エ) 「実施契約を締結せずに樹木を採取しない」旨の誓約書を提出する者であること。

(オ) 事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、樹木採取権を行使する際の指針の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。

(カ) 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表及び樹木採取権の設定の際の樹木採取権者名等の公表、樹木採取区管理簿その他の樹木の採取実績等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。

(キ) 森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合する旨の誓約書を提出すること(間伐のみの樹木採取区の場合は不要。具体的な要件は、それぞれの公募において明記)。

(ク) 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売、製品販売に

関して受けた指名停止の期間に当たる者でないこと。

(ケ) 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。

セ 運用協定（案）

樹木採取権の設定に際して締結する運用協定の案を示します。

ソ 法第8条の13第1項に基づき森林管理局長が指定する「事業を開始しなければならない期間」

法第8条の13第1項に基づく「事業を開始しなければならない期間」を示します。また、同期間は樹木採取権の設定時に森林管理局長が指定して通知することを示します（詳細は「第6章 樹木採取権の設定」を参照）。

（記載例）

法第8条の13第1項に基づき指定する「事業を開始しなければならない期間」は、樹木採取権の設定の際には、樹木採取権の設定の日から1年間、樹木採取権の移転がなされた際には、移転の許可の日から1年間、実施契約が満了した際には、実施契約の満了の日から1年間（ただし、法第8条の18第2項に基づき基準に適合しないと認めるときを除く。）とし、この旨、樹木採取権の設定時に指定して通知する。

タ 造林事業請負契約（案）及び同契約における条件等

実施契約及び運用協定に基づき締結する造林事業請負契約の案、仕様書の案、標準的な作業条件等（地拵・植栽に係る刈払・筋置、苗の種類、植栽本数等の条件）の案等を示します。また、林野庁長官が定める造林事業請負予定価格積算要領及び同種事業の入札実績について貸与資料等として提供します。

チ 林道等の状況

事業に使用することが想定される林道等の現況について、情報の時点とともに示します。林道等の現況については、林道台帳その他の情報に基づき示し、現時点において通行不能な林道等については、その旨明記します。

ツ 申請書の作成、申請方法その他申請に当たって必要な事項

申請書の様式、申請書の作成方法、添付書類等について樹木採取権設定申請書作成要領として示すとともに、公募に当たっての説明会の日時、公募に係る質問及び回答の方法、申請書の提出先、提出方法等についても示します。

テ 樹木採取権設定までに要する期間の見込み

申請書の提出期限から樹木採取権の設定までに要する期間の見込みを記載します。

（記載例）

申請書の提出期限から、樹木採取権の設定までに要する期間は、〇月から〇月程度を見込んでいるが、都道府県知事協議の結果等により変わりうる。

ト その他特記事項

以下の事項のほか公募に当たって必要な事項を示します。

(ア) 樹木採取区の近接地に民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木等がある場合、当該事項について示します。

(イ) 樹木採取区に山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整や第三者が行う事業を受忍する必要性等が生じ得る場合、当該事項について示します。

(ウ) 樹木採取区内外に恒常的な国有林野の利用等がある場合、当該事項について示します。なお、事業を実施するに当たって調整等が必要なものについては、当該事項

が国有林野外に係るものであっても示すこととします。

(エ) 積雪地等において、権利設定直後に収穫調査の実施が困難であること等により、樹木を採取するまでに一定期間を要する場合は、その旨を示します。また、基礎額算定林分など既に収穫調査を完了し、速やかに採取が可能な箇所についても示します（詳細は「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

(記載例)

- ・ 隣接して分収造林地、貸付地等（用途：○○）がある。
 - ・ 樹木採取区内に登山道がある。
 - ・ 樹木採取区が普通共用林野である。
 - ・ 樹木採取区の下流に簡易上水道の水源がある。
 - ・ 樹木採取区の下流に養魚場がある。
- ※ 詳細は別紙○の特記事項一覧、別紙○の図面のとおり。

第4章 申請

(1) 法の規定

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一～四 (略)

五 樹木採取権を行使する際の指針

六・七 (略)

(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（以下「申請額」という。）

六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画（同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）

を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画（同条第三項第二号ロの森林の区域に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（２）省令の規定

（申請の手続）

第三条 前二条の法人以外の法人が森林管理局長又は森林管理署長に対してする申請その他の行為は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、森林管理局長又は森林管理署長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

一 定款

二 当該申請その他の行為が当該法人の議決機関の議決を要する事項に係るものにあつてはその議決書の謄本

（設定の申請をするために必要な事項）

第二十八条の五 法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 法第八条の十第二項の規定による評価において勘案する事項

六・七 （略）

（設定の申請）

第二十八条の六 法第八条の八第二項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。

（経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項）

第二十八条の七 法第八条の九第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 経営管理の状況

二 資産及び収支その他の経理の状況

（木材の安定的な取引関係の確立に関する事項）

第二十八条の八 法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称

二 木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

三 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域

四 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（樹木採取権者の選定に関し必要となる事項）

第二十八条の九 法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項
- 二 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項
- 三 労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項
- 四 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(3) 申請書の記載事項について

申請書の記載事項については、法第8条の9並びに規則第28条の5及び第28条の7から第28条の9までに規定されており、具体的には以下のアからチまでの事項となります。

- ア 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針
- イ 樹木採取区の名称・所在地
- ウ 氏名又は名称及び住所
- エ 経営管理の状況
- オ 資産及び収支その他の経理の状況
- カ 申請額
- キ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係に関する事項
- ク 木安法第4条第1項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）に関する事項
- ケ 木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓に関する事項
- コ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称
- サ 木材利用事業者等の事業所であって木安法第4条第1項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地
- シ 木材製品利用事業者等の事業所であって木安法第4条第1項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域
- ス 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- セ 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項
- ソ 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項
- タ 労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項
- チ 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(4) 申請書作成要領について

申請書については、法第8条の11の欠格事由に該当するか否かの判断、法第8条の10第1項の審査、法第8条の10第2項の評価に必要な事項が網羅されていなければなりません。このため、森林管理局長は、公募ごとに公募要項において、申請書の作成並

びに申請方法その他申請に当たって必要な事項を記載した樹木採取権設定申請書作成要領を定め、具体的な申請様式、記載要領、添付書類を明らかにすることとしています。樹木採取権申請書作成要領の構成については別紙を参照してください。

(5) 申請手続について

樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、樹木採取権設定申請書作成要領に定められた申請書様式に必要な事項を記載し、必要な書類等（規則第3条で定める定款等を含む。）を添付して、公募要項に定められた期日までに各森林管理局長に提出する必要があります。電子申請を行うことも可能です（国の準備が整い次第）。

森林管理局長は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条のとおり、書類に不備があれば書類の更正や追加提出等を求めることができます。また、いわゆる記入漏れ、申請書において添付することとされている書類の添付漏れなどの書類不備の更正等が提出期限までに間に合わなかった場合は、当該申請書は形式不備により却下されることとなるため、申請をしようとする者は十分な時間的余裕を持って申請書を作成し、提出する必要があります。

樹木採取権設定申請書作成要領の構成

樹木採取権設定申請書作成要領には、以下の内容を含むものとし、その申請様式、記載要領、添付書類等を明らかにするものとする。

1. 申請書の構成とその内容

審査・選定に関して法令に定められた事項に対応する申請様式、各申請様式に記載すべき内容、添付書類について記載する。

- (1) 樹木採取区の所在地、申請者の氏名又は名称及び住所（法第8条の9第1項第2号及び第3号関係）
- (2) 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針（法第8条の9第1項第1号関係）
 - ・ 樹木採取区における樹木の採取に関する方針
 - ・ 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針
 - ・ その他（林業経営の向上、人材の育成・確保等の取組・工夫等）
- (3) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの（法第8条の9第1項第4号並びに規則第28条の9第1項第2号及び第3号関係）
 - ・ 生産性の向上又は素材生産量の増加
 - ・ 造林・保育の省力化・低コスト化等の取組
 - ・ 直近の事業年度における経理状況
 - ・ その他、「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）の別紙で定められている事項等
- (4) 樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（法第8条の9第1項第5号関係）
 - ・ 樹木料の算定の基礎となるべき額（A）
 - ・ 申請額（B）
 - ・ 割増率（B／A）
- (5) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係、木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの（法第8条の9第1項第6号関係）
 - ・ 申請者等の経営状況等
 - ・ 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間
 - ・ 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
 - ・ 木材の安定供給の確立の確保に関する取組の全体概念図
- (6) 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項（法第8条の9第1項第7号関係（規則第28条の9第1号に係るもの））
 - ・ 雇用の増大（新規雇用の計画と実績）
 - ・ 作業員の地元雇用（地元雇用者の割合）
 - ・ 本店、支店又は営業所の所在の有無
 - ・ 民有林との連携の有無（当該地域の民有林における施業の実施状況等）
 - ・ 災害協定等の有無
- (7) その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの（法第8条の9第1項第7号関係（規則第28条の9第3号及び第4号に係るもの（(3)に係るものを除く）））
 - ア 雇用管理の改善に関する事項
 - ・ 作業員の雇用形態
 - ・ ワークライフバランス等の推進

イ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に必要な事項

- ・ 樹木採取区における採取後の植栽に寄与する施業上の工夫（苗木の調達、一貫作業による再造林の工夫等）
- ・ その他事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫
- ・ 過去の事業における不誠実な行為（第8条の21に基づく指示を受けたものの改善が見られなかった実績等）
- ・ 参加資格要件に関する誓約書

2. 留意事項

申請書の作成、提出に当たっての留意事項を記載する。

第5章 審査・評価・選定

(1) 法の規定

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること。
 - 二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。
 - 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

- 一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
- 三 第八条の二十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 四 十分な社会的信用を有していない者
- 五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。
- 4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。
- 5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(2) 省令の規定

(公募)

第二十八条の四 法第八条の七の規定による公募は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(設定の申請)

第二十八条の六 法第八条の八第二項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。

（経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項）

第二十八条の七 法第八条の九第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 経営管理の状況
- 二 資産及び収支その他の経理の状況

（木材の安定的な取引関係の確立に関する事項）

第二十八条の八 法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称
- 二 木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地
- 三 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域
- 四 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（樹木採取権者の選定に関し必要となる事項）

第二十八条の九 法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項
- 二 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項
- 三 労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項
- 四 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

（審査）

第二十八条の十 森林管理局長は、法第八条の八第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る第二十八条の五第三号の公募の期間の終了後遅滞なく、法第八条の十第二項の規定による選定をしなければならない。

2 森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十第二項の選定ができないと認めるときは、追加の書類を求めて選定を行うことができる。

（評価事項）

第二十八条の十一 法第八条の十第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二十八条の九第二号及び第三号に掲げる事項
- 二 採取跡地における植栽の効率的な実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に対する寄与の程度

（設定に関する通知）

第二十八条の十二 法第八条の十二第一項の設定をする旨の通知は、法第八条の七第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

(3) 選定プロセスについて

公募の期間が終了した後、森林管理局長は、遅滞なく法第8条の10第2項の規定による選定（以下「選定」という。）を行うことになります。

森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは選定ができないと認めるときは、追加の書類を求めて選定を行うことができます。この追加の書類の提出については、10日程度の提出期限を定めることになります。

森林管理局長は、選定プロセスの公平及び公正を期するために、森林管理局内に委員会を設けて選定を行います。また、選定を円滑に行うため、森林管理局長は、申請者から提出された書類の形式不備の確認、追加書類の提出の要求等を速やかに行います。

(4) 審査について

ア 欠格事由について

森林管理局長は、樹木採取権の設定の申請があった場合、審査を行う前に、申請者の法第8条の11の欠格事由該当性の判断を行います。欠格事由該当性の具体的な判断基準については、国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分についての審査基準等の標準例について（令和2年3月30日付け元林国経第165号林野庁長官通知）を参考に森林管理局長が定める審査基準等通知（以下「審査基準等通知」という。）によります。

法第8条の11の欠格事由は以下の①から⑤までになります。

- ① この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 法第17条第1項の規定により法第10条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から2年を経過しない者
- ③ 法第8条の22第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ④ 十分な社会的信用を有していない者
- ⑤ 法人であって、その業務を行う役員のうちに①から④までのいずれかに該当する者があるもの

イ 審査について

森林管理局長は、申請者が欠格事由に該当していなければ、遅滞なく、申請者が法第8条の10第1項の基準に適合しているかどうかを審査することになります。それぞれの基準への適合の具体的な判断基準は審査基準等通知によります。なお、審査基準等通知に定められており、公募ごとに森林管理局長が定める参加資格要件を満たすか否かについては、以下の④の基準への適合性として審査されることとなります。

法第8条の10第1項の審査基準は以下の①から④までになります。

- ① 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること
- ② 申請額が、森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること
- ③ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること
- ④ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと

(5) 評価・選定について

評価方法等については、審査基準等通知によります。

樹木採取権の設定を受ける者の選定は、審査基準等通知に定められており、法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度及

び規則第 28 条の 11 に掲げる事項を具体化したものとして森林管理局長が公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価した点数の合計（以下「評価点」という。）により行うこととなります。

具体的には、審査基準等通知に定められているとおり、評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者として選定します。ただし、評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合には、評価点の最も高い者のうち、以下に掲げる者を樹木採取権の設定を受ける者として選定することとなります。

- ① 申請額に係る点数が高い者
- ② 申請額に係る点数が同点である場合には、事業の実施体制に係る点数が高い者
- ③ 申請額に係る点数及び事業の実施体制に係る点数が同点である場合には、地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が高い者
- ④ 申請額に係る点数、事業の実施体制に係る点数及び地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が同点である場合には、森林管理局長が公募時に示すその他の評価項目の点数について、森林管理局長が公募時に示した順[※]で当該評価項目の点数が高い者

※ 原則として規則に規定する順とします。

（６）公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点について

公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点については、評価一覧表等として定められます。評価一覧表の評価項目は、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度、林業経営の改善、雇用管理の改善、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に対する寄与の程度となります。

評価一覧表等については、林野庁長官が標準例を定め、森林管理局長は、この標準例に必要な応じて地域の実情に合わせた項目を加え、各森林管理局における評価一覧表等の標準例を定め、これに基づき、樹木採取区ごとの評価一覧表等を定めます。なお、林野庁長官が定めた標準例の項目については必須とし、評価一覧表の標準例の評価基準及び配点は変えないこととしています（評価一覧表の例については別紙 1 を参照）。

評価一覧表 (例)

	評価項目	評価基準	配点
価格点	【申請額】		100点
	樹木料の申請額	価格点＝（審査対象事業者の申請額／申請者のうち最高額を提示した者の申請額） ² ×価格点の配点数	
加算点	【国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保】		25点
	事業の基本的な方針		
	施業の方法	施業の方法（路網開設及びその維持を含む。）が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したものであるとなっているか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する。	
	自然環境への配慮	自然環境への配慮（地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか）に関する工夫について評価する。	
	安全対策	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する。	
	木材の安定的な取引関係の確立に関する方針		
	木材の新規需要開拓の具体性・確実性	連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する。	
	適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保に資する工夫		
	国有林野の管理経営に資する事業実施上の取組	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫（自主的な林道の草刈等）について評価する。	
	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約事項に関する事項	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する。	
	【事業の実施体制】		20点
	企業の信頼性		
	同種事業の実績（過去3年間）	過去3年間の発注先別の同種事業の実績状況について評価する。	
	労働災害の発生頻度（過去3年間）	過去3年間の休業4日以上労働災害の有無について評価する。	
	技術者等の能力		
	技術者の事業経験（過去5年間）	過去5年間の、農林水産省、国（他機関）、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の（実）人数について評価する。	
	技術者等の保有資格	フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター（森林総合監理士）について、複数の資格を有している人数について評価する。	
	林業技能士の資格	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格について評価する。	

その他の実施体制		31点
木材の安定取引の状況	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合について評価する。	
クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する。	
【地域における産業の振興に対する寄与の程度】		31点
雇用の増大	新規雇用の計画について評価する。 新規雇用の実績について評価する。	
作業員の地元雇用	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する。	
本店、支店又は営業所の所在の有無	当該樹木採取区の所在する都道府県における本店、支店又は営業所の所在の有無について評価する。	
木材の地元利用	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給されることを評価する。	
民有林との連携	樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する。	
災害協定等の締結	国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村と申請時点において災害協定等を締結している場合について評価する。	
防災活動に関する表彰	国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する。	
国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する。	
ボランティア活動の実績	防災に資するボランティア活動の実績について評価する。	
【林業経営の改善に関する事項】		13点
生産性の向上	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等の取組、労働生産性の向上が期待される数値目標の提案について評価する。	
生産量の増加	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか（増加率）について評価する。	
技術の向上	現場作業職員等の技術向上に向け、林業技能士の配置、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支援等について評価する。	
【雇用管理の改善】		11点
作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する。	
労働福祉の状況	林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結について評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性活躍推進法に基づく認定について評価する。	
	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無について評価する。 若者の雇用について評価する。	

減点	【国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保】		-30点
		過去の事業における不誠実な行為 過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する。	

第6章 樹木採取権の設定

(1) 法の規定

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(2) 省令の規定

(設定に関する通知)

第二十八条の十二 法第八条の十二第一項の設定をする旨の通知は、法第八条の七第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

(3) 都道府県知事への協議について

森林管理局長は、申請者のうち欠格事由に該当せず、審査基準に適合した者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者（以下「樹木採取権設定候補者」という。）を選定し、樹木採取区の所在する都道府県の知事に協議を行います。

この協議は同意付き協議ではありませんが、森林管理局長は、都道府県知事の意見を踏まえ、最終的に樹木採取権の設定又は設定しないことの決定を行います。

当該協議において、樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定することが不適当であると認められる事由がなければ、森林管理局長は、樹木採取権設定候補者に対して樹木採取権を設定することとなります。当該協議において、樹木採取権設定に対する要望事項等が示されていた場合、森林管理局長は、樹木採取権設定後に、対応が可能な範囲で当該要望事項等を踏まえた運用を行うこととなります。

なお、当該協議の結果を踏まえ、森林管理局長が樹木採取権の設定をしないことの決定を行った場合で、引き続き当該樹木採取区において樹木採取権を設定しようとする際は、森林管理局長は再度の公募を行うこととなります。

(4) 選定結果の連絡について

樹木採取権者は、樹木採取権の設定の日から 30 日以内に権利設定料を納付しなければなりません。このため、樹木採取権者が権利設定料の支払いに必要な資金の調達に要する期間等を考慮し、森林管理局長は、(3)の協議後、樹木採取権の設定の通知に先んじて、樹木採取権設定候補者に対して、樹木採取権設定候補者に選定されたこと及び一定期間後（おおむね 1 か月以内）に樹木採取権を設定する予定であること等を内容とする選定結果の連絡を行うこととなります。

(5) 樹木採取権の設定の通知について

選定結果の連絡の後に、森林管理局長は、樹木採取権設定候補者に対して樹木採取権の設定の通知を、それ以外の者に対して樹木採取権の設定をしないことの決定をしたことの通知を、同日付で行います。

樹木採取権の設定の通知は、

- ① 樹木採取権の内容を定めるものであること
 - ② 第三者への対抗要件となる樹木採取権の登録に必要な事項が網羅されていないこと
 - ③ 権利設定料の徴収という国の債権の発生原因となるものであること
- から、森林管理局長は、当該通知において樹木採取区の名称、所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、樹木採取権者の氏名又は名称及び住所、法第 8 条の 13 第 1 項の事業を開始しなければならない期間並びに権利設定料の額及び納付期限（30 日以内）等を定

めることとしています。

樹木採取区の名称、所在地及び面積、樹木採取権の存続期間並びに権利設定料の額については、公募において示したものになります。公募の時点から樹木採取権設定の日までの間に、自然災害等やむを得ない事由により、樹木を採取することができなくなった箇所が生じた場合、権利設定料の額を再算定します（詳細は「第7章 権利設定料」を参照）。

なお、樹木採取権の存続期間については、樹木採取権の開始日及び終了日を記載することとし、樹木採取権の設定の日を開始日として、公募において示した存続期間の末日を終了日とします。

また、法第8条の13第1項の事業を開始しなければならない期間については、樹木採取権の設定の際には、樹木採取権の設定の日から原則として1年間、実施契約が満了した際には、実施契約の満了の日から原則として1年間（ただし、樹木採取権の一般承継がなされた場合において、法第8条の18第2項の基準に適合しないと認められたときは除く。）とする旨を明らかにします。

（6）選定結果の公表について

森林管理局長は、樹木採取権の設定を行ったときは、

- ① 樹木採取権者は、国有林野の一定区域である樹木採取区において、長期間にわたり樹木の採取を行うことから、当該樹木採取区の所在する地域の関係者に、どのような者が樹木採取権者となったかを明らかにする必要があること
 - ② 選定のプロセスの透明性を確保する必要があること
- に鑑み、選定結果の公表を行います。

選定結果の公表は、樹木採取権の設定の通知の発出と同時に行い、樹木採取権者として選定された者について、その氏名又は名称及び評価（評価項目ごとの点数及びその合計）等を、それ以外の者は匿名で欠格事由及び審査基準への適合の是非並びに評価等を明らかにします。なお、森林管理局長は、公募の際に、選定結果を公表することに同意する誓約書を提出すべき旨を示します。

第7章 権利設定料

(1) 法の規定

(樹木採取権の設定)

第八条の五 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一・二 (略)

三 権利設定料の額

四～七 (略)

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 (略)

2・3 (略)

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一・二 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

3 樹木採取区が国の所有に属しなくなったときは、樹木採取権は消滅する。

(2) 政令の規定

(権利設定料の納付方法)

第七条 権利設定料は、法第八条の十二第一項の設定の日から三十日以内に納付するものとする。

(権利設定料の返還)

第八条 国は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合においては、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積が法第八条の十二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとする。

一 法第八条の二十二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により樹木採

取権が取り消されたとき。

二 法第八条の二十二第三項の規定により樹木採取権が消滅したとき（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）。

三 災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄されたとき。

（３）省令の規定

（設定の申請をするために必要な事項）

第二十八条の五 法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 権利設定料の算定方法

五～七 （略）

（４）権利設定料の基本的性質について

樹木採取権者は、国民共有の財産である国有林野に生育する樹木を長期安定的に独占して採取することにより、一般的な民間事業者に比べ、効率的かつ安定的な事業の実施が可能となることから、その事業利益が増加することとなります。

このため、公平性及び公正性の観点から、樹木採取権を得ることの対価として、国が、樹木採取権設定時に樹木採取権者からその事業利益の増加分の一部を、権利設定料として徴収することになります。

権利設定料の額は、どのような民間事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、国が一律に定め、（５）のとおり機械的に算定されます。

なお、機械の稼働率向上、効率的な路網配置等の経営努力、施業方法等によって、民間事業者間で施業コストの低減度合いに差が出る部分については、公募の際に各民間事業者が提示する樹木料の申請額の高低に反映されることとなります。

（５）権利設定料の額の算定について

ア 基本的な考え方について

権利設定料は、どのような民間事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、既存の立木の買入において入札等の都度必要であった現地確認、入札等への参加、契約書等の作成等の事務的な手間、費用等に係る人件費等の低減相当分を勘案するほか、樹木採取区の面積が増加するほど、上記の費用低減の度合いも増加することを踏まえ、国により機械的に算定されます。

イ 具体的な算定方法について

権利設定料の具体的な算定方法は以下の計算式によるものとし、権利設定料の最低額は１万円とします。また、計算式の要素は以下の（ア）から（エ）によるものとし、それぞれの樹木採取区における権利設定料については採取可能面積、複層伐、択伐にあっては樹木採取区ごとの伐採方法別の伐採率及び森林管理局ごとの立木販売のha当

たりの平均材積の値（皆伐、間伐別）を反映したものとします。

従業員給与手当相当額の計算に使用する、工事原価に対する従業員給与手当相当額の割合については、面積が大きくなるほど低減するため、図5のとおり採取可能面積が大きくなるほど、既存の入札等としての立木のシステム販売協定の平均協定面積と比較した際の差が大きくなり、権利設定料は増加することになります。

$$\begin{aligned} \text{権利設定料} &= (A_2 - A_1) \times f_1 \times f_2 \\ &= \{(B \times C_2 \times D_2) - (B \times C_1 \times D_1)\} \times f_1 \times f_2 \end{aligned}$$

A_1 : S_1 を1つの事業として実施した場合の従業員給与手当相当額・・・（ア）

A_2 : S_2 を1つの事業として S_1 の面積だけ事業を実施した場合の従業員給与手当相当額・・・（ア）

S_1 : 当該樹木採取区の採取可能面積・・・（イ）

S_2 : 立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積（協定面積に0.9を乗じたもの）・・・（イ）

B : S_1 の面積の工事原価・・・（ア）

C_1 : S_1 の面積の工事原価の一般管理費等率・・・（ア）

C_2 : S_2 の面積の工事原価の一般管理費等率・・・（ア）

D_1, D_2 : 規模に応じた一般管理費等に占める従業員給与手当の割合・・・（ア）

f_1 : 伐採率に応じた補正係数・・・（ウ）

f_2 : 樹木採取区が所在する森林管理局ごとの補正係数・・・（エ）

※ （ア）から（エ）は、各略字の要素が説明されている箇所として以下の（ア）から（エ）に対応。

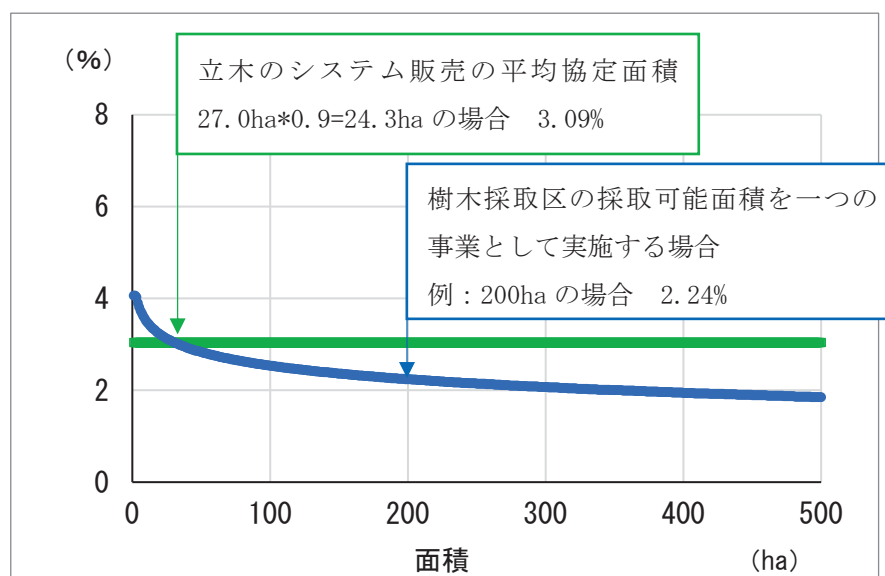


図5：工事原価に対する一般管理費等のうち従業員給与手当相当額の割合の比較

（ア）従業員給与手当相当額は、国土交通省の調査^{※1}による一般管理費等に占める従業員給与手当の割合（200～300haの規模が該当する工事原価10億円以下の場合17.0%）を、工事原価が大きくなるほど一般管理費等率が低減する森林環境保全整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に

おける一般管理費等率積算式を用いて算定された一般管理費等の額に乗じて算定されます。

表 7：工事原価と一般管理費等率との関係

工事原価（円）	500万円以下 （%）	500万円超～30億円以下 （%）	30億円超 （%）
一般管理費等率（%）	23.86	（下記算定式より算定した率×1.05）	7.84

$$\text{一般管理費等率（\%）} = -5.48972 \times \log（\text{工事原価}^{\ast 2}） + 59.4977$$

※ 1 国土交通省「平成15年基準 公共建築工事積算基準の解説 建設工事編」P63表Ⅲ-12

※ 2 工事原価（単位：円）＝ha当たり素材生産費^{※3}×面積^{※4}

※ 3 素材生産費等調査（林野庁業務資料）の素材生産費（運材費を含まない。）の皆伐の場合の全国平均1,984千円/haを用いて算定

※ 4 （イ）①の場合は立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積（協定面積に0.9を乗じたもの）、（イ）②の場合は採取可能面積（イ）権利設定料の額となる人件費等の具体的な低減額は、以下の①と②の従業員給与手当相当額の差として算定されます。

① 立木のシステム販売協定における協定面積の平均[※]を一つの事業として、樹木採取区の採取可能面積と同面積となるまで、複数回実施する場合

※ H27－H29年度の皆伐の協定面積の平均27.0ha

② 樹木採取区の採取可能面積を一つの事業として実施する場合

なお、①において、立木のシステム販売協定を比較の対象として用いているのは、立木のシステム販売協定では価格の競争に加え企画提案書の作成、木材加工事業者等との協定締結、毎年度の国との売買契約及びその手続、毎年度の結果報告（提案した内容の実施状況、販売先、販売量等）等の樹木採取権制度と類似の手続が必要となるためです。

（ウ）複層伐及び択伐指定の林地にあってはそれぞれの伐採率により権利設定料の額を補正します。

（エ）地域によって伐採する林地の面積当たりの材積が異なり、樹木採取区の面積当たりから得られる利益にも差が生じるため、公平性の確保の観点から、立木販売実績における皆伐のha当たり平均材積についての全国と各森林管理局の比によって権利設定料の額を補正します。なお、間伐指定の林地にあっては、当該森林管理局における立木販売の間伐のha当たり伐採量の実績と全国の立木販売実績の皆伐のha当たり伐採量との比で補正します。

（6）権利設定料の再算定について

公募の時点から樹木採取権の設定の日までの間に、自然災害等やむを得ない事由に

より、樹木を採取することができなくなった箇所が生じた場合、採取可能面積から当該箇所の面積を減じて、権利設定料の額を再算定します。

(7) 権利設定料の納付について

歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第18条第1項において、「歳入徴収官は、・・・納入の告知をする場合の納付期限については、法令その他の定めがある場合を除く外、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めることとする。」とされています。一方で、権利設定料の額は、樹木採取区の面積に応じて算定されるものであり、大面積の樹木採取区における樹木採取権の設定を受けた樹木採取権者は、自己資金のみならず融資を受けて権利設定料の納付を行うことも想定されることから、権利設定料の納付期限については、国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号。以下「令」という。）第7条において、樹木採取権の設定の日から30日以内に納付しなければならないこととされています。

(8) 権利設定料の返還の考え方について

ア 返還する場合について

権利設定料は、(4)のとおり公平性及び公正性の観点から樹木採取権を設定されることの対価として徴収されるもののため、取消し等によって樹木採取権の完全な行使ができなくなった場合であっても、原則として納付済みの権利設定料は返還されません。

しかしながら、樹木採取権の完全な行使ができなくなった原因が樹木採取権者になる場合においては、衡平の観点から、権利設定料の一部を返還することが適当と考えられるため、令第8条の規定に基づき返還が行われることとなります。

具体的には、以下の(ア)から(ウ)の場合に権利設定料の返還が行われることとなります。なお、権利設定料の返還は、その手続に1年以上を要する場合もあります。

(ア) 令第8条第1号については、樹木採取区をダム、道路の施設用地等の公共の用に供するなど、公益上やむを得ない必要が生じたことによる樹木採取権の取消し（法第8条の22第1項第2号）があった場合について規定しています。

(イ) 令第8条第2号については、樹木採取区を国有林野の慣行利用がある者等に売り払うといった、国の責めに帰すべき事由によって樹木採取区が国有財産でなくなったことによる樹木採取権の消滅（法第8条の22第3項）が生じた場合について規定しています。

(ウ) 令第8条第3号については、災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄された場合について規定しています。

災害その他やむを得ない事由としては、災害のほか、戦争、テロ、暴動、事故、更には現時点では予想しがたい不可抗力などが考えられます。これらによって、樹木採取区の樹木が滅失した場合、樹木採取区内の林道、樹木採取区に通じる国道等が大規模に崩壊し樹木採取権の存続期間内に樹木採取区への立入りが困

難となった場合等は、樹木採取区において樹木の採取を行うことが事実上不可能となります。

このような場合、当該区域に係る樹木採取権について、その設定を受けた際に期待した事業を実施することができないやむを得ない事由があったものとして、樹木採取権者がこれを放棄することも想定されます。

樹木採取権の放棄については、本来的には樹木採取権者の任意によって行われるものであり、（ア）及び（イ）に当たるものではありませんが、上記の場合については、

- ① その放棄の原因について樹木採取権者に帰責性がないこと
- ② 国に帰責性がないため、これに対して損失補償を行うことはできないことから、樹木採取権の完全な行使ができることを前提として納付された権利設定料の返還を行わなければ、樹木採取権者にとって著しく不利益が生じる事態となるため、衡平の観点から権利設定料の返還を行うこととされています。

イ 返還額の算定について

権利設定料の返還額については、令第8条柱書きのとおり、アの（ア）から（ウ）の事由の発生により樹木を採取することができなくなった区域の面積（以下「採取不可面積」という。）が、当該樹木採取権の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を、既に納付された権利設定料の額に乗じて算定されます。

返還額 = 既に納付された権利設定料の額

$$\times \frac{\text{採取不可面積}}{\text{樹木採取権の設定の時点における樹木採取区の面積}}$$

なお、上記の算定式において、分母となる樹木採取区の面積については、

- ① 権利設定料の納付額は、これを納付すべき樹木採取権者に対して樹木採取権が設定されたときの樹木採取区の面積に応じて計算されるものであること
 - ② 権利設定料の返還が複数回にわたって行われることも想定されること
 - ③ 権利設定後（権利設定の日を含む。）に、災害の応急対応のための樹木採取権の取消し等が発生する可能性も考えられるため、算定の基礎となる樹木採取区の面積がいつの時点のものか明確化する必要があること
- から、樹木採取権の設定の時点のものを使用することとしています。

第8章 保護義務

(1) 法の規定

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

(保護義務)

第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 火災の予防及び消防
- 二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
- 三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- 四 境界標その他の標識の保存

(2) 省令の規定

(準用規定)

第二十八条の十七 樹木採取権者については、第十七条及び第三十三条の規定を準用する。この場合において、第十七条中「借受地若しくは使用地」とあり、及び第三十三条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

(被害発生の届出)

第十七条 借受人又は使用者は、その借受地若しくは使用地又はその区域内の国の所有に属する立木竹その他の地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、遅滞なくその旨を森林管理署長に届け出なければならない。

(火災の通知)

第三十三条 造林者は、分収林又はその附近に火災が発生した場合には、遅滞なく森林管理局又は森林管理署（その支署を含む。）の職員に通知し、かつ、応急の処置をしなければならない。

(3) 保護義務に関する基本的な考え方について

樹木採取権は、物権とみなされる権利であるため、樹木採取権者は、その権利の目的となる樹木について、他者からの権利侵害に対して妨害予防及び妨害排除を内容とする物権的請求権の行使が可能です。このため、樹木採取権者に対して、樹木採取権に基づく物権的請求権に裏打ちされた保護義務が課されています。

(4) 保護義務に係る代償措置について

法第13条の保護義務は、分収造林において課されているほか、国有林の樹木を契約者が取得できる薪炭共用林野及び普通共有林野の一部（バイオマス共用林野）においても契約で課することができることとされています。保護義務が課されたことの代償措置として、分収造林の場合、法第14条の保護産物採取を認めているため、保護義務の履行に必要な経費は、分収割合の計算の基となる造林者の負担に係る経費として扱わ

ないこととしています。薪炭共用林野の場合、保護義務が課されたことの代償措置として、薪炭共用林野の使用料を減額又は免除できるとされていますが、これは、薪炭共用林野が、旧来の慣行において国が地元住民に対して薪炭原木の譲与、随意契約による売払い等を行っていた国有林野に限り設定されたものであるためです。このような旧慣行が存在しないバイオマス共用林野については、保護義務が課された場合の代償措置はなく、このため、樹木採取権者に課される保護義務についても、バイオマス共用林野と同様に、その代償措置に関する規定は設けられていません。

(5) 樹木採取権制度における保護義務の内容について

樹木採取権者に課される保護義務は、分収造林の造林者に対するものを準用しています。分収造林の土地及び樹木の保護管理に係る行為は、主として注意力と労力によって達成されるものであり、金銭的負担を要する施設の設置等は含まれていないものと解されています。

従って、樹木採取権者に対する保護義務についても、分収造林と同様に、主として注意力と労力によって達成されるもので、金銭的負担を要する施設の設置等は含まれないものと解されます。

保護義務の内容は、分収造林における法第13条の規定が準用され、以下のアからエまでとなります。また、保護義務の対象区域は樹木採取区になります。

ア 火災の予防及び消防

樹木採取権者は、樹木採取区又はその附近に火災が発生した場合に直ちに消防署へ通報するとともに、遅滞なく森林管理局又は森林管理署の職員に通知し、また可能な範囲での消火等の応急の処置をしなければならないものとされています（規則第28条の17において準用される規則第33条）。また、火災を予防するため、樹木採取権者は第三者による樹木採取区内における火気類の取扱い等に対して注意喚起等を行うものとされています。樹木採取権者は土地や立木の所有者ではないものの、必要に応じて火気類の投棄を止めること、投棄された火気類を除却すること等を、第三者に対して求めること等の措置を行わなければなりません。

イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止

樹木採取権者は、樹木採取区又は樹木採取区内の立木竹その他の地上物件に被害が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、遅滞なくその旨を森林管理署長に届け出なければならないものとされています（規則第28条の17において準用される規則第17条）。なお、樹木採取権者は、樹木採取区と隣接する国有林野及び民有林野において、第三者が樹木採取区との境界附近で施業をしているなど加害行為の発生が予見される場合又は加害行為の進行を目撃した場合には、加害行為を防ぐために、第三者に行為の停止を求めること等の措置を行わなければなりません。

ウ 有害動物及び有害植物の駆除及びまん延の防止

樹木採取権者は、樹木採取区内の樹木に被害を及ぼすような森林病虫害やニホンジカの被害（防護柵の損傷等を含む。）等を発見した場合には、遅滞なく森林管理署の職員に通知し、注意力と労力の範囲内での局所的な有害動植物の駆除等を施さなければなりません。なお、広域にわたる駆除等については国が中心となって行うものとなり

ます。ただし、その場合においても、森林管理署の職員に対する被害事実の通知等は、樹木採取権者が行うこととなります。

エ 境界標その他の標識の保存

樹木採取権者は、国が設置した樹木採取区の境界標や標識のほか、分収林等との境界標や各種標識（国が設置した山火事防止の啓発標識等）等、その境界上を含む樹木採取区内に存在する全ての境界標や標識類について、それらの設置の目的を損なわないよう、良好な状態において維持されるよう配意するものとし、これらの移動、あるいは毀損を発見したときは、自らが設置したものであれば、ただちに正常な状態に復旧し、国や分収林の契約者等の第三者が設置したものであれば、速やかに森林管理署の職員に通知しなければなりません。

（６）保護義務に係る国への通知等の方法について

上記の保護義務に係る国への通知等については、その必要が生じた際には第一報として電話等により直ちに行われるべきものです。

第9章 登録

(1) 法の規定

(登録)

第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

- 一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 政令及び省令の規定

樹木採取権登録令（令和元年政令第148号。以下「登録令」という。）及び樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第49号。以下「登録規則」という。）参照。

(3) 登録の基本的性質について

法第8条の15において、樹木採取権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用するとされており、法第8条の20第1項において、

- ① 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- ② 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、樹木採取権登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することとされており、同条第2項において、この登録（以下単に「登録」という。）は登記に代わるものとしてとされていることから、①及び②については、登録をしなければ第三者に対抗することができないこととなります（民法第177条）。

(4) 登録の手続について

ア 登録の申請について

登録令第12条において、登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないとされており、登録に当たっては、基本的に当事者の申請が必要となります。なお、登録の事務は、林野庁において行われることから、申請書及び添付書面を送付するときは、同庁宛に送付することとなります。申請の手続については、本ガイドラインのほか、登録令、登録規則及び登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「税法」

という。) 以下登録免許税関係法令によります。

(ア) 申請書について

登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、登録の申請に必要な事項として登録規則で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならないこととされています（登録令第 13 条）。申請書記載事項については、登録規則第 16 条等において定められています。代表的な登録における申請書記載事項は、同条第 1 号から第 19 号に掲げる事項のほか、以下の表 8 のとおりです。

表 8：代表的な登録における申請書記載事項（登録規則第 16 条第 1 号～19 号以外）

樹木採取権の設定の登録	申請人が登録令第 35 条各号に掲げる者のいずれであるか。
樹木採取権の移転の登録	なし
抵当権（根抵当権を除く。）の設定の登録	① 登録令第 39 条第 1 項各号に掲げる登録事項 ② 1 又は 2 以上の樹木採取権を目的とする抵当権の設定の登録をした後、同一の債権の担保として他の 1 又は 2 以上の樹木採取権を目的とする抵当権の設定の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る共同担保目録がある場合には、当該共同担保目録の記号及び目録番号） i 樹木採取区の所在地及び面積 ii 順位事項
根抵当権の設定の登録	① 登録令第 39 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる登録事項 ② 登録令第 39 条第 2 項各号に掲げる登録事項 ③ 民法第 398 条の 16 の登録にあつては、同条の登録である旨 ④ 1 の樹木採取権を目的とする根抵当権の設定の登録又は 2 以上の樹木採取権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第 398 条の 16 の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の 1 又は 2 以上の樹木採取権を目的とする根抵当権の設定の登録及び同条の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項 i 樹木採取区の所在地及び面積 ii 順位事項 iii 共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号

(イ) 添付書類について

申請書には、登録規則第 19 条に掲げる書類を添付しなければなりません。代表的な登録における添付書類は、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる書類のほか、以下の表 9 のとおりです。

表 9：代表的な登録における添付書類（登録規則第 19 条第 1 号～7 号以外）

樹木採取権の設定 の登録	① 登録令第 35 条第 1 号に掲げる者が申請するときは、法第 8 条の 12 第 1 項の設定を受けたことを証する書面 ② 樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面（相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）） ③ 登録令第 35 条第 2 号に掲げる者が申請するときは、樹木採取権を有することが確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面 ④ 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ⑤ 樹木採取区図
樹木採取権の移転 の登録	① 登録原因を証する書面 ② 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
抵当権（根抵当権を除く。）の設定 の登録	登録原因を証する書面
根抵当権の設定の 登録	登録原因を証する書面

(ウ) 登録免許税について

登録に当たっては、税法等の規定に基づき、登録免許税を納付する必要があります。代表的な登録における登録免許税額は以下の表 10 のとおりです。

表 10：代表的な登録における登録免許税額

	課税標準	税率
樹木採取権の 設定の登録	樹木採取権の価額	1000 分の 1
樹木採取権の 移転の登録	樹木採取権の価額	相続又は法人の合併による移転の登録に あつては 1000 分の 1、その他の原因に よる移転の登録にあつては 1000 分の 5
抵当権（根抵 当権を含む。） の設定の登録	債権金額又は極度 金額	1000 分の 4

登録免許税の納付は、原則として当該登録につき課される登録免許税額に相当する登録免許税を日本銀行、国税の収納を行う日本銀行代理店等の収納機関に納付し、その領収証書を登録の申請書に添付して大臣に提出する現金納付方式によることとされています（税法第 21 条）。例外として、以下の①から④までの場合には印紙納付方式（登録の申請書に登録免許税の額相当の収入印紙を貼付して大臣に提出する方式）により登録免許税を納付することができます。

- ① 登録免許税の額が 3 万円以下である場合（税法第 22 条）
- ② 既に登録申請書に貼付された領収証書又は収入印紙による納付税額と大臣の認定価格に相当する税額との差額を納付する場合又は税計算の誤りによる不足額を納付する場合（税法第 26 条第 3 項）
- ③ 登録免許税の額のうち 3 万円未満の端数の部分を納付する場合（登録免許税法施行令（昭和 42 年政令第 146 号。以下「税法施行令」という。）第 29 条第 2 号）
- ④ ③以外で、印紙により納付することにつき特別の事情があると大臣が認めた場合（税法施行令第 29 条第 3 号）

課税標準の計算に当たり、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は、これを切り捨てることとされています（国税通則法第 118 条第 1 項）。また、算出された金額が 1,000 円に満たないときは、これを 1,000 円とすることとされています（税法第 15 条）。

登録免許税が課税標準の価額に一定の税率を乗ずる方法により算出することとされているものにつき、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、これを切り捨てることとされています（国税通則法第 119 条第 1 項）。また、課税標準の価額に一定の税率を乗ずる方法により算出する場合の最低税額は 1,000 円とされています（税法第 19 条）。

イ 受付・調査・記入について

（ア）受付について

大臣は、申請書を受け取ったときは、申請の受付をするとともに、当該申請に受付番号を付さなければなりません（登録令第 14 条第 1 項及び第 3 項）。

(イ) 調査について

大臣は、申請が却下事由（登録令第 20 条）に該当しないかどうかの確認を行います。

(ウ) 記入について

(イ) の結果、申請が却下事由に該当しないときは、大臣は受付番号の順序に従って登録を行います（登録令第 15 条等）。

ウ 登録済証の交付について

大臣は、その登録をすることによって申請人自らが登録名義人となる場合において、当該登録を完了したとき等は、速やかに当該申請人に対し、当該登録に係る登録済証を交付しなければならないこととされています（登録令第 16 条）。

(5) 登録事項の証明等について

ア 登録事項証明書の交付の請求について

何人も、大臣に対し、手数料（1 通につき 670 円）を納付して、登録事項証明書の交付を請求することができます（登録令第 66 条第 1 項及び第 6 項）。

登録事項証明書には、全部事項証明書と現在事項証明書があり、全部事項証明書は登録記録又は閉鎖登録記録に記録されている事項の全部が記載されたもので、現在事項証明書は、登録記録に記載されている事項のうち現に効力を有するものが記載されたものです（登録規則第 80 条）。

また、代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付を請求することができます（登録規則第 82 条の 13 第 1 項）。

(ア) 請求書について

登録事項証明書の交付の請求をするときは、大臣に登録規則第 78 条第 2 項に掲げる事項を内容とする請求書を提出しなければなりません（登録規則第 79 条）。

また、代替措置申出をした申出人又はその相続人が、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付を請求するときは、登録規則第 82 条の 13 第 2 項に掲げる事項をも請求情報の内容とするとともに同条第 3 項に掲げる書面を提出しなければなりません。

(イ) 手数料について

手数料は、請求書に収入印紙を貼り付ける方法により納付することになります（登録規則第 83 条）。

(ウ) 送付の方法による交付について

登録事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができます（登録規則第 81 条第 3 項）。この場合、請求人は手数料のほか送付に要する費用も納付しなければなりません（登録規則第 84 条第 1 項）が、当該費用は、郵便切手を請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない（同条第 2 項）こととなっています。

イ 樹木採取区図の全部又は一部の写しの交付の請求について

何人も、大臣に対し、手数料（1 樹木採取権に関する図面につき 480 円）を納付し

て、樹木採取区図の全部又は一部の写しの交付を請求することができます（登録令第 66 条第 2 項及び第 6 項並びに登録規則第 78 条第 1 項）。その他、請求書、手数料及び送付の方法による交付については、アの（ア）から（ウ）までと同様になります。

ウ 樹木採取区図の閲覧の請求について

何人も、大臣に対し、手数料（1 事件に関する書類につき 480 円）を納付して、樹木採取区図の閲覧を請求することができます（登録令第 66 条第 3 項及び第 6 項並びに登録規則第 78 条第 1 項）。

（ア）請求書について

樹木採取区図の閲覧の請求についてはア（ア）と同様です。

（イ）手数料について

ア（イ）と同様です。

（ウ）閲覧の方法について

電磁的記録に記録された情報の内容を画面に出力して表示する方法によります。

エ 登録簿の附属書類の閲覧の請求について

何人も、正当な理由があるときは、大臣に対し、手数料（1 事件に関する書類につき 480 円）を納付して、登録簿の附属書類（樹木採取区図を除く。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができます。（登録令第 66 条第 4 項及び第 6 項）。

また、登録を申請した者は、大臣に対し、手数料（1 事件に関する書類につき 480 円）を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができます。（登録令第 66 条第 5 項及び第 6 項）。

（ア）請求書について

登録簿の附属書類（樹木採取区図を除く。）及び登録を申請した者による登録簿の附属書類の閲覧の請求については、登録規則第 78 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のほか、同条第 3 項に掲げる事項を請求書の内容とする請求書を提出しなければなりません。

（イ）その他必要な書面について

（ア）の請求書以外に、以下①から③の書面を提示する必要があります。

- ① 登録簿の附属書類（樹木採取区図を除く。）を閲覧する場合は、閲覧をする部分及び当該部分を閲覧する正当な理由を証する書面、登録を申請した者による登録簿の附属書類の閲覧をする場合は、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければなりません。この場合において、大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを大臣に提出しなければなりません（登録規則第 78 条第 4 項及び第 5 項）。
- ② 請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければなりません（登録規則第 78 条第 6 項）。
- ③ 代理人によって請求するときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければなりません（登録規則第 78 条第 7 項）。

(ウ) 手数料及び閲覧の方法について

ウ(イ)及び(ウ)と同様です。

(6) 登録事項証明書における代替措置について

登録記録に登録されている者（自然人であるものに限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、その者からの申出があったときは、登録事項証明書に当該住所に代わるものとして、当該登録記録に登録されている者と連絡をとることができる者の住所等を記載する代替措置を講ずることができます。

第10章 運用協定の締結

(1) 法の規定

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(2) 運用協定について

ア 運用協定の基本的な考え方について

樹木採取権者が事業を実施するためには、実施契約を締結する必要があります。実施契約には施業計画、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む必要がありますが、森林管理局長は、これらの事項が採取の基準等に適合したものであるかどうか判断する必要があるため、樹木採取権の設定から実施契約の締結までに一定の期間が必要となります。

また、実施契約は、5年ごとに、5年（もしくは5年より短い期間）を一期として締結しなければならないとされていることから、契約期間満了後に新たな実施契約を締結することとなり、新旧の契約間で履行すべき事項に断絶が生じる可能性があります。

さらに、実施契約の契約期間は、樹木採取権の存続期間を越えることができないため、樹木採取権の存続期間を越えて森林管理局長と樹木採取権者の間で規律しておくべき事項について、実施契約には規律ができないこととなります。

これらのことから、樹木採取権の設定から最初の実施契約締結までの期間、実施契約が満了してから次期実施契約締結までの期間、樹木採取権の存続期間満了後等について、森林管理局長と樹木採取権者の関係を規律する仕組みが必要となります。

また、樹木採取権の存続期間中の木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携のためには、安定的に木材の供給が確保できることが求められることから、樹木採取権者の事業継続が担保されることも重要となります。

このため、樹木採取権設定後直ちに、実施契約の契約期間外を含む樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利義務等を定める運用協定を森林管理局長と樹木採取権者の間で締結することとしています。なお、このことについて公募時に明らかにするとともに、申請者が樹木採取権の設定

を受けたときは、直ちに公募時に示された運用協定（案）のとおり運用協定を締結する旨の誓約書を提出することを参加資格要件とすることとしています。

イ 運用協定で定められる事項について

運用協定には、以下の（ア）から（ソ）までの事項を含めるものとしていますが、具体的には、樹木採取区の状況等を勘案して、運用協定の案として各森林管理局長が公募時に示すこととなります。また、各森林管理局は、運用協定案の内容についてあらかじめ林野庁本庁の確認を受けなければなりません。

（ア）総則

運用協定の目的、運用協定において用いられている語句の定義、運用協定及び実施契約との間の適用関係、許認可等の手続の実施者、責任の負担、採取の基準、行使の指針等に従った事業の実施、樹木採取権者による各般の表明及び保証、契約保証金の免除等について規定。

（イ）樹木採取権の設定

樹木採取権の設定、権利設定料の納付、公募情報に過誤があった場合の国の免責と合理的範囲内での対応等について規定。

（ウ）実施契約の締結

実施契約の締結手続、契約期間外等の樹木の採取の禁止、国有林野施業実施計画の策定時期と実施契約の締結時期、実施契約の締結が遅延した場合の取扱い、樹木採取権者に重大な契約違反がある場合の次期以降の実施契約の不締結等について規定。

（エ）搬出期間

搬出期間の指定、搬出期間後の未搬出木の国への帰属、搬出期間の延長手続、延期料等について規定（「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

（オ）次期実施契約での対応事項

搬出期間内の樹木で実施契約の契約期間内に採取できないものの次期実施契約への計上手続（「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）、総計最低採取面積（「第 12 章 施業計画等」を参照）不達分の次期実施契約への計上等について規定。

（カ）保護義務

法に基づき樹木採取権者が負う保護義務について規定。

（キ）国有林野の使用

国有林野の使用の承認及び使用の際の遵守事項（国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「管理規程」という。）第 81 条第 2 項に規定する請書と同様の内容）、林道の利用に係る協力義務、樹木採取権者による林道の修繕及び除雪、樹木採取権者による路網等の新設及び改良の取扱い、公益目的等による樹木採取権者の受忍義務及び損害の負担、樹木採取権者による林地保全等の措置、樹木以外の物件の採取の禁止、正当な理由のない国及び第三者の行為の排除の禁止等について規定。

（ク）誓約事項、報告、調査及び指示並びに違約時等における対応

法令等の遵守及び誓約事項の充足、暴力団及び談合等の不正の排除、申請書類等

に記載した事項の変更手続、第三者への委託又は請負に係る承認手続、定期報告その他の報告の報告事項及び手続（「第 16 章 定期報告等」を参照）、国による報告の要求、調査及び指示、立入調査の拒否の禁止、運用協定及び実施契約違反に係る違約金等について規定。

（ケ）採取跡地における造林

樹木採取権者による造林事業請負契約の締結、造林事業請負契約の内容と契約手続、造林事業請負契約の締結ができない場合の入札、分収造林契約の手続等について規定（「第 17 章 植栽等」を参照）。

（コ）樹木採取権の消滅

運用協定の有効期間、樹木採取権の存続期間後等に存続する条項、樹木採取権消滅後の施設等の収去、国有林野の原状回復、収去されていない施設等の国への帰属、樹木採取権消滅後の造林事業請負契約の締結等について規定（「第 20 章 樹木採取権の存続期間満了後等の取扱い」を参照）。

（サ）樹木採取権の取消し

樹木採取権の取消し及び損失補償（「第 19 章 樹木採取権の取消し等」を参照）について規定。

（シ）リスク分担

リスク分担の原則、運用協定及び実施契約に違反した際の相手方への損害賠償請求、第三者の帰責事由等により事業が行えなくなった場合の取扱い、不可抗力等による採取未了の樹木に係る樹木料の返還、地域住民による抗議があった場合の取扱い、経済環境の変動等による樹木採取権者に生じた損害について国が責任を負わないこと、樹木採取権者が第三者に損害を及ぼした場合の報告及び賠償等について規定。

（ス）樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

国の事前承諾のない樹木採取権及び契約上の地位等の処分の禁止、樹木採取権の放棄の手続（「第 23 章 樹木採取権の放棄」を参照）等について規定。

（セ）知的財産権

国が樹木採取権者に提供した情報等の著作権の国への帰属、成果物の国の利用、成果物に係る著作権の樹木採取権者による譲渡の禁止等について規定。

（ソ）その他

国及び樹木採取権者の秘密保持義務、疑義に関する協議等について規定。

ウ 次期実施契約での対応事項について

樹木の採取は、実施契約に基づき樹木料を納めなければしてはならないこととされているため、実施契約に基づき樹木料を納めたものの、当該契約期間中に当該樹木の採取を終えられない場合は、次期の実施契約の施業計画に当該箇所を記載した上で、当該箇所に係る樹木料の納付は不要であることを実施契約に記載する必要があります。なお、この場合、樹木を採取しなければならない期間である採取期間については、樹木料を納めた日から 3 年以内を期限として運用協定に基づき国が定めた搬出期間の終了日で設定することとなります（「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

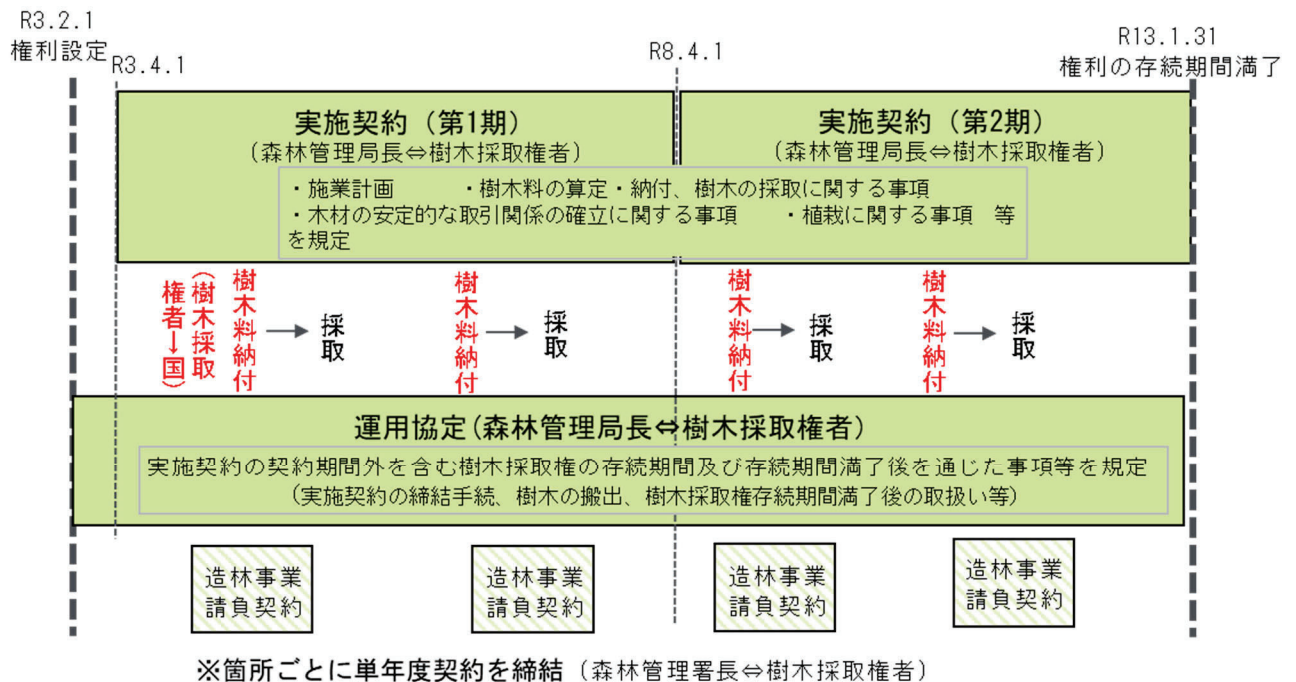


図6：運用協定、実施契約及び造林事業請負契約の関係のイメージ
（R3年2月1日に存続期間10年の樹木採取権を設定した場合）

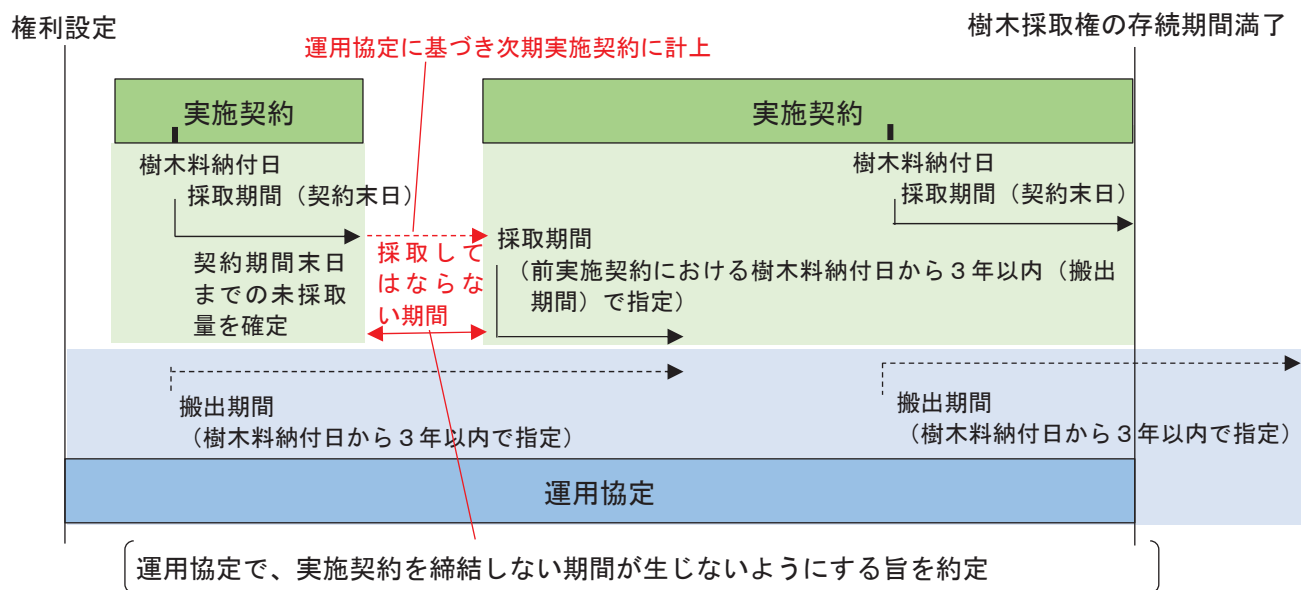


図7：運用協定と実施契約との関係イメージ
（搬出期間が樹木料納付時点の実施契約の期間を越える場合のイメージ）

エ 契約の履行義務違反等への対応について

「第11章 樹木採取権実施契約」（7）を参照。

第11章 樹木採取権実施契約

(1) 法の規定

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(2) 省令の規定

(樹木採取権実施契約で定める事項)

第二十八条の十三 法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 環境の保全その他の事業の適正な実施の確保のために必要な事項

二 樹木採取権実施契約の変更に関する事項

三 採取跡地における植栽の実施に関する事項

(3) 樹木採取権実施契約について

ア 実施契約の基本的な性格について

樹木採取権者は、樹木採取権を設定されることにより、原則として、樹木採取区内の樹木を自らの判断で採取する権利を有することとなるものの、

① 国有林野の有する公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から1か所当たりの伐採面積の上限、毎年の伐採面積の上限等を設定するなど権利行使を制限する必要があること

② 樹木採取区及びその隣接地区において、国が造林、保育、治山事業、林道事業等を行う際、権利を行使しないことを受忍させる必要があること

など、樹木採取権者が全く自由に樹木採取権の行使を行うこととなれば、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障が生じ、国民生活に多大な影響をもたらすおそれがあることから、事業を開始する前に、樹木採取権者は森林管理局長と樹木採取権の行使方法を定める実施契約を締結しなければならないこととされています。

イ 実施契約の契約事項及び実施契約が適合すべき基準について

法令においては、以下の(ア)から(ク)の事項を含めることとなっていますが、これらの事項以外の事項を含めてはならないものではありません。

(ア) 施業計画

① 樹木を採取する箇所

② ①の箇所ごとの面積及び各年ごとの採取面積に関する事項

③ 樹木の採取方法に関する事項(採取方法、採取する樹木の林齢、伐採率等)

(イ) 樹木料の算定及び納付に関する事項

(ウ) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

(エ) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(オ) 事業の円滑な実施のために必要な事項

(カ) 環境の保全その他の事業の適正な実施の確保のために必要な事項

(キ) 実施契約の変更にに関する事項

(ク) 樹木の採取跡地における植栽の実施に関する事項

実施契約は、施業計画の内容が採取の基準及び地域管理経営計画に適合する必要があるほか(詳細は「第12章 施業計画等」を参照)、法第8条の8第2項の申請書の内容に即したものでなければなりません。

ウ 実施契約の具体的な契約事項について

実施契約には、以下の(ア)から(チ)の事項を含めるものとしていますが、具体的には、樹木採取区の状況等を勘案して、実施契約(案)として森林管理局長が公募時に示すこととなります。また、森林管理局は、実施契約(案)の内容についてあらかじめ林野庁本庁の確認を受けなければなりません。

(ア) 総則

実施契約の目的、実施契約に用いられる語句の定義、契約保証金の免除等について規定。

(イ) 本事業の基本的事項

採取の基準、行使の指針及び施業計画等に従った事業の実施、実施契約の一部を構成する実行計画の策定・提出、実行計画に従った事業の実施、第三者との協議等について規定。

(ウ) 上限採取面積及び最低採取面積

上限採取面積及び最低採取面積の取扱いについて規定（「第 12 章 施業計画等」を参照）。

(エ) 各年度の実行計画

実行計画の内容並びに策定、提出の手続等について規定（「第 12 章 施業計画等」を参照）。

(オ) 樹木料の算定及び納付

樹木料の算出に必要な収穫調査の実施及び費用負担、樹木料の算定方法、樹木採取権者による伐区の選択、樹木料の確定及び納付手続、収穫調査結果と実態に齟齬があった場合の国の免責等について規定（「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

(カ) 契約変更を要しない実行計画及び伐区の変更

契約変更を要しない実行計画等の変更、変更に係る樹木料の取扱等について規定（「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

(キ) 樹木の採取及び搬出

樹木料を納付していない樹木の採取の禁止、樹木の所有権の移転、採取期間の指定、採取済届の提出、採取期間の延長手続及び延期料、採取期間満了後等の樹木の採取に関する取扱等について規定（「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

(ク) リスク分担

リスク分担の原則、実施契約に違反した際の相手方への損害賠償請求、第三者の帰責事由等により事業が行えなくなった場合の取扱い、不可抗力等による採取未了の樹木に係る樹木料の返還、地域住民による抗議があった場合の取扱い、経済環境の変動等による樹木採取権者に生じた損害について国が責任を負わないこと、樹木採取権者が第三者に損害を及ぼした場合の報告及び賠償等について規定。

(ケ) 本事業における制限等

樹木採取権者による林地保全等の措置、樹木以外の物件の採取の禁止、正当な理由のない国及び第三者による行為の排除の禁止、公益目的等による樹木採取権者の受忍義務及び樹木採取権者に生ずる損害の負担、実施契約の違反に係る違約金の支払い等について規定。

(コ) 木材の安定的な取引関係の確立

実施契約に定める木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に従った木材の安定的な取引の実施、取引事業者の変更の届出及び国による内容の確認等について規定（「第 14 章 木材の安定的な取引関係の確立」を参照）。

(サ) 実施契約の変更

実施契約の変更が必要な場合の変更手続等について規定。

(シ) 採取跡地における造林

運用協定の定めに従った採取跡地における造林について規定。

(ス) 事業の休止等

事業の休止の手続、事業を休止した際の採取期間の延長等について規定。

(ソ) 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

実施契約の有効期間、樹木採取権が消滅又は移転した場合の実施契約の終了、樹木採取権者の事由に基づく国による実施契約の解除等について規定。

(タ) 本契約上の権利及び地位の処分の制限

国の事前承諾のない実施契約上の地位等の処分の禁止について規定。

(チ) その他

国及び樹木採取権者の秘密保持義務、疑義に関する協議等について規定。

(4) 実施契約の締結手続について

実施契約締結の具体的な手続は、運用協定に定められることとなります。基本的な流れは以下のアからオのとおりです。

ア 森林管理局長は、樹木採取権の設定の通知とともに、当該樹木採取権者の樹木料の割増率（「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照）を反映した実施契約（案）を樹木採取権者に提示します。

イ 樹木採取権者は、当該契約案に、契約期間中の事業の基本的な方針、施業計画、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等の必要事項を記載します（次期の実施契約を締結する際には、原則として契約期間満了の10か月前までに、樹木採取権者から森林管理局長に次期契約期間中の施業計画、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等の案を提出するものとします。）。

ウ 森林管理局長は、施業計画の内容が採取の基準及び地域管理経営計画の内容に適合しているか（契約期間に対応する計画に適合するかを確認することが必要であることから、地域管理経営計画の策定又は変更のタイミングであれば、その案の内容に適合しているか）及び契約内容が法第8条の8第2項の申請書の内容に即しているか等を確認し、問題がなければ、これを承認します。

エ 森林管理局長は、原則として、当該契約案の施業計画と国有林野施業実施計画案を整合するように調整した上で、国有林野施業実施計画の策定又は変更の手続を行います。

オ 原則として、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定又は変更に合わせて、森林管理局長及び樹木採取権者が実施契約書に記名押印の上、それぞれが保管します。

(5) 実施契約の契約期間について

実施契約は、5年ごとに、5年を一期として締結しなければなりませんが、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、5年より短い期間とすることができるとされています。施業計画は樹木採取区が所在する国有林

野に係る地域管理経営計画に適合することとされていることから、当該地域管理経営計画の始期又は終期（可能な場合はその双方）と一致するよう、その契約期間を定めるものとします。

（６）契約に基づく受忍義務と損害の負担について

実施契約及び運用協定に基づき、樹木採取区内において、森林管理局長又は森林管理局長が認めた第三者が、公用、公共の用又は公益事業の用に供するためその他のやむを得ない事由により、樹木採取区内の樹木の伐採等を行う場合、樹木採取権者はこれを受忍しなければならないこととしています。これにより樹木採取権者に生ずる損害の負担については、国、樹木採取権者及び必要に応じて当該第三者との間で協議することを実施契約及び運用協定に定めることとしています。当該負担の額の算定に当たっては、「第 19 章 樹木採取権の取消し等」（４）の損失補償額の算定の考え方を参考にすることが考えられます。

（７）契約の履行義務違反等への対応について

樹木採取権制度においては、樹木採取権者の権利行使等の事業は、国との運用協定及び実施契約の義務の履行として実施される仕組みとなっています。

樹木採取権者の適切とは言えない事業実施に対して、具体的なペナルティが無ければ、抑止効果が働かないことが想定されます。

このことから、樹木採取権者の適切な義務の履行を担保するため、実施契約及び運用協定において契約の履行義務違反に対する違約金を課すこととします。ただし、契約に規定された事項と一致しない事象の全てを違反とみなし、違約金を課すことは安定的な制度運用の観点で過重なペナルティとなるほか、不適切ではあるものの軽微な事象にも同等の対応を行うことも、制度運用に支障が生じることとなります。

このため、国による改善指導後も同様の事象が繰り返されるなど履行義務が果たされないと認められるときは、違反とみなして違約金の対象とします。なお、実施契約及び運用協定の履行義務は、その履行状況が適切とは言えない場合においても、履行義務の内容によって影響の程度等は異なります。履行義務違反に係る国の判断に際しては、履行義務の内容に応じて、当該履行状況の適切性、国による改善指導の回数等を加味することとします。履行義務違反等への具体的な対応については、図 8 を参照してください。

なお、図 8 で示した履行義務違反等への対応については、実施契約及び運用協定に定めるものとします。図 8 で示される改善指導、樹木採取権者からの改善計画の提出、履行義務違反が認められた場合の違約金の徴収、是正勧告等の措置については、森林管理局長、樹木採取権者の双方が、書面をもって行います。

違約金の支払いの対象となる履行義務違反については、履行義務及びその違反の内容によって違約金の算定方法や額に差異を設けることとし、具体的には、以下のア及びイのとおり大別し、アとイは重複して違約金を徴収しないものとします。

また、履行義務違反があった場合に、違約金の額を超える損害が国に発生したときは、違約金に加えて国の損害額のうち違約金の額を超えた部分についても賠償しなけ

ればならないこととします。

なお、樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがあります。

ア 採取違反違約金

樹木料を納付せずに樹木を採取した場合は、現行の立木販売と同じく当該樹木の価額の実質3倍相当の違約金額を徴収します。また、毎年及び実施契約期間の上限面積の超過（詳細は「第12章 施業計画等」を参照）に対しては、該当する期間（当該年度又は実施契約期間）に採取した伐区の樹木料の単価に超過面積を乗じた額に相当する額の違約金（既に納付した樹木料と合わせて樹木料の実質2倍相当額）を徴収します。このほか、搬出期間内に実施契約を締結せずに樹木を採取した場合の当該樹木の樹木料相当の違約金（既に納付した樹木料と合わせて樹木料の実質2倍相当額）等を徴収します。

イ その他履行義務違反違約金

以下の（ア）及び（イ）の履行義務違反により構成されます。（ア）の重要な履行義務の違反の違約金の額は、原則として、権利設定料を存続期間で除した額（年割）の6倍の額とし、（イ）のその他の履行義務違反については、2倍の額とします。

なお、（ア）の重要な履行義務違反違約金についても、そのペナルティは一様とせず、樹木採取権者のリスクが過重とならないよう、

- ① 義務の履行にあたり樹木採取権者以外の者の関与が必要なもの
- ② 義務の履行により樹木採取権者の事業継続に影響が生じるもの
- ③ 行政財産の棄損や公益的機能の発揮、国有林野の管理経営に直接的な損失は与えないもの

については権利設定料の年割の2倍の違約金額とします。

（イ）のその他の履行義務違反についても違約金の対象としているのは、（ア）の重要な履行義務の違反以外の違反も、国有林野の適切かつ効率的な管理経営に支障が生じるためです。

（ア）重要な履行義務の違反

- ① 採取の基準に係る違反
アに係るものを除きます。
- ② 木材安定取引に係る違反

国有林材供給調整検討委員会からの意見を受けた森林管理局長の改善指導を経た上での違反が該当します。

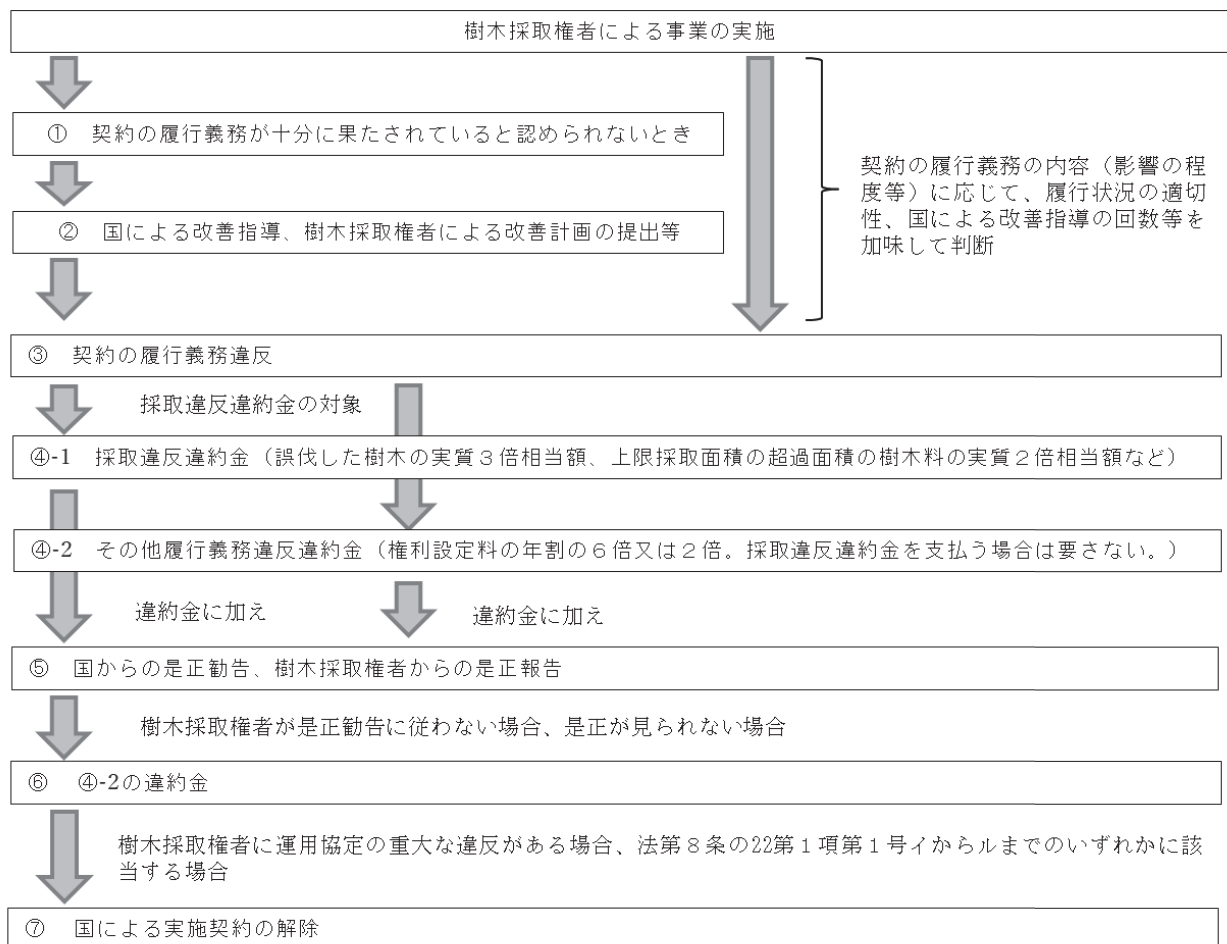
- ③ 国有林野の使用に関する義務違反
- ④ 造林事業請負契約の締結義務違反

繰り返し、造林事業請負契約を締結しない場合の違反等が該当します。

- ⑤ 報告違反（不提出、虚偽報告）、是正勧告違反、指示違反等

（イ）その他の履行義務違反

履行義務違反のうち（ア）に当たらないものが該当します。



- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、上記の図の全ての段階を踏まない場合もあり得る。
- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

図8：契約の履行義務違反等への対応フロー

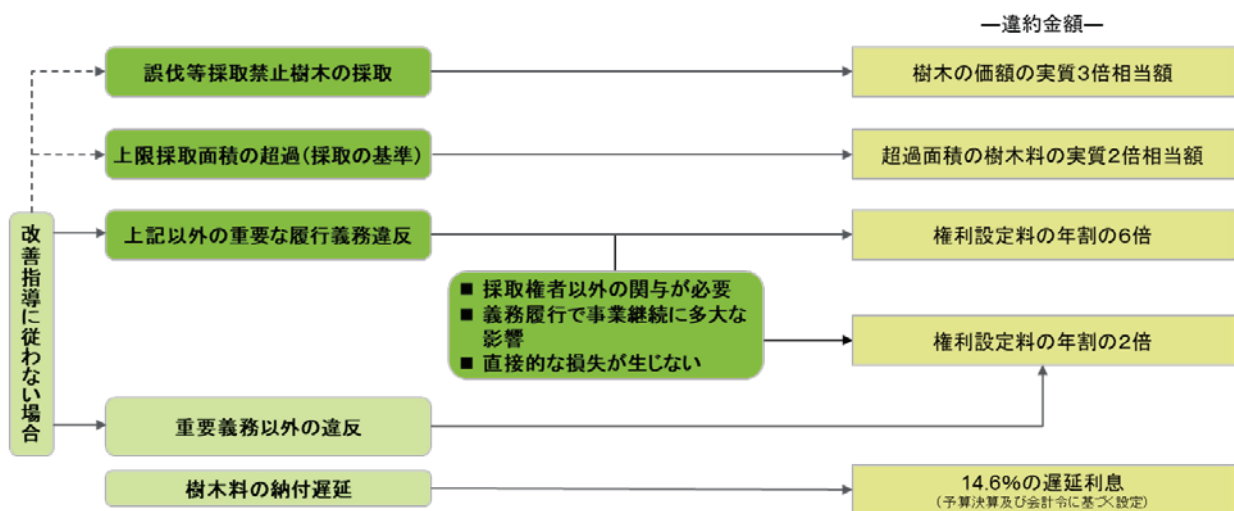


図9：主な違約金額についての考え方のイメージ

第12章 施業計画等

(1) 法の規定

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二～五 (略)

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 (略)

3・4 (略)

(2) 省令の規定

(樹木採取権実施契約で定める事項)

第二十八条の十三 法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 樹木採取権実施契約の変更に関する事項

三 (略)

(3) 施業計画について

ア 施業計画の基本的な考え方について

森林資源の状況は地域により異なっていることから、地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るために、森林管理局長は、森林計画区を単位として地域管理経営計画を定め、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保しています。

樹木採取権の行使についても、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保する観点から、一定の規整が必要になります。このため、実施契約の内容とされている施業計画は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給

の観点から森林管理局長が樹木採取区ごとに定める採取の基準及び樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合するものでなければならないこととされています。

イ 施業計画の記載事項について

施業計画は、施業計画台帳及び施業計画図により構成されます。

施業計画台帳は、樹木採取権者が作成する実施契約の契約期間を通じた伐区ごとの計画であり、国有林野施業実施計画に対応するものです。施業計画台帳には、採取を予定する伐区（以下「予定伐区」という。）ごとに林班、小班、樹種、林齢（計画時点のもの）、伐採率（%）、採取方法（皆伐・間伐等）、伐区面積（ha）、採取箇所面積（ha）及び各年の合計採取計画面積（伐区面積）（ha）等を記載します（別紙2参照）。

施業計画図は、施業計画台帳に対応し、予定伐区及び設置予定の土場等について図面上に示すもので、5,000分の1の縮尺の図面を用いることが基本となります。

※ 土場等については、土場の他に作業小屋や材料置き場、集材機の設置場所、盤台等を想定。

ウ 施業計画案の承認について

「第11章 樹木採取権実施契約」（4）ウを参照。

エ 施業計画の変更と変更契約の締結との関係について

（ア）基本的な考え方について

施業計画は実施契約に含まれることから、樹木採取権者が施業計画と相違する樹木の採取を行うためには、原則として変更契約の締結が必要です。しかしながら、施業計画の変更について、

- ① いかなる場合においても変更契約の締結が必要であるとすると、国及び樹木採取権者の双方に実務上過大な負担が発生すること
- ② 国有林野の有する公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、採取の基準に適合する範囲の変更であれば許容されることから、一定の範囲であれば、定められた手続を経ることにより、変更契約の締結を要しないものとします。

（イ）施業計画の変更に伴う変更契約の締結について

大要以下の内容等を実施契約に定めることとします。なお、変更契約の締結を要するか否かにかかわらず、樹木の採取については、採取の基準に適合することが必要です。

- ① 施業計画に定められていない伐区において採取をしようとする場合には、樹木の採取に当たり支障となる樹木の採取を除き、変更契約の締結を要するものとすること。
- ② 施業計画を変更しようとするにより合計採取面積（前年度の実行計画において樹木の採取を予定した伐区であって採取期間内であるものを除く。）の増加する年度について、その増加分が、変更前の施業計画に記載された当該年の合計採取面積の20%以内である場合には、変更契約の締結は不要とすること。（これは、国有林野事業において毎年の伐採予定量が5年間の計画量の年平均の120%

を上限としていることを踏まえたものです。)

③ 施業計画において採取することとされている伐区について、施業計画より採取面積が減少する施業計画の変更又は各年度の採取面積の合計が減少する施業計画の変更については、変更契約の締結は不要とすること。

④ 皆伐（伐採率 100%）が可能な箇所において、施業計画では複層伐（伐採率 70% 以下）としていたものの、択伐（伐採率 30% 以下）で採取する内容に施業計画を変更する場合等、伐区ごとの樹木の採取量が減少する施業方法への変更に係る施業計画の変更については、変更契約の締結は不要とすること。

（ウ）施業計画の変更の手続について

変更契約の締結を伴う場合は、「第 11 章 樹木採取権実施契約」（４）ウからオまでを参照。施業計画の変更のみの場合は「第 11 章 樹木採取権実施契約」（４）ウを参照。

（４）実行計画及び実行報告について

ア 実行計画の基本的な考え方について

樹木採取権者は毎年度、翌年度の樹木の採取の具体的な計画である実行計画案を森林管理局長へ提出することを実施契約及び運用協定に定めることとします。

実行計画は、施業計画に基づき、以下①から③までの目的のために作成する必要があるものです。

① 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、年度ごとの樹木の採取を規整するため。

② 箇所ごとの適正な樹木料を算定するために必要な収穫調査を、計画的に実施するため。

③ 樹木の採取跡地における造林を、効率的かつ確実に実施するため。

実行計画案の提出時期は、収穫調査の実施及び採取跡地における造林に係る計画の調整に要する期間を勘案した上で、実施契約及び運用協定に定めます。具体的には、遅くとも前年の秋までを提出期限とすることになりますが、積雪のため冬期に収穫調査を実行できない地域等においては、より早い時点を提出期限とすることになります。

イ 実行計画の記載事項について

実行計画は、実行計画台帳と 5,000 分の 1 の縮尺の実行計画図等により構成されます。

実行計画台帳には、採取する伐区ごとに林班、小班、樹種、林齢（計画時点のもの）、伐採率（%）、採取方法（皆伐・間伐等）、伐区面積(ha)、採取箇所面積（ha）、伐区ごとに作設する作業道の規格、採取開始予定時期、搬出完了予定時期、造林事業請負契約締結希望時期、造林事業請負契約完了見込み時期等を記載します（別紙 2 参照）。

実行計画図は、実行計画台帳に対応し、伐区、土場、作業道の作設等により生じる樹木採取区内外の支障木の位置等について図面上に示すものです。

ウ 実行計画案の承認について

以下の手続を、実施契約及び運用協定に定めます。

- ① 森林管理局長は、提出された実行計画案について、採取の基準、事業の基本的な方針、施業計画その他の実施契約の内容等に適合することを確認し、適合する場合には、当該実行計画案を承認すること。なお、提出された実行計画案が、施業計画と比較して生産固定経費に影響しない土場位置の変更及び伐区の形状変更による軽微な差異であった場合は、実行計画承認基準に照らして問題ないこととしています。
- ② 承認された実行計画案は、実行計画に係る伐区全てについて国による樹木料の確定通知がなされた時点で、実行計画として確定すること（詳細は「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

エ 実行計画の変更について

実行計画の変更については、ウと同様に行いますが、収穫調査の実行が可能又は不要な場合等に限ることとします。

オ 実行報告について

計画どおりの事業がなされているかを確認するため、運用協定において、樹木採取権者は、毎年度実行計画に対応した実行報告を森林管理局長に提出しなければならないことを定めます。

実行報告には、伐区の林班、小班、樹種、林齢（採取時点のもの）、伐採率（％）、採取方法（皆伐・間伐等）、採取面積（ha）、搬出の完了日、植栽の完了日及び伐区の図面等を含むものとします（別紙 2 参照）。

（５）採取の基準について

採取の基準は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木採取区ごとに森林管理局長が定めるものです。施業計画及び実行計画の内容及びこれらの計画に基づく樹木の採取は、採取の基準に適合する必要があります。

採取の基準の具体的な内容は、森林管理局長が、以下の表 11 の項目について、樹木採取区が所在する森林計画区の地域管理経営計画（管理経営の指針を含む。）及び樹木採取区の状況等を踏まえて定めます。

なお、樹木採取区において森林法第 25 条及び第 25 条の 2 に基づき指定される保安林ほか各種法令による行為規制が存在する場合は、それぞれの法令の規制に従う必要があります。

表 11：採取の基準に定める事項

事項		記載箇所
採取してはならない樹木		ア
採取方法ごとの採取規整		イ
	採取できる林齢	イ（ア）
	伐採率、一塊の採取箇所の面積	イ（イ）
	採取箇所の形状	イ（ウ）
	保護樹帯の設定等	イ（エ）

	新生林分が隣接する場合の取扱い	イ（オ）
法令の遵守		ウ
その他の環境保全上配慮すべき事項		エ
収穫調査との関係		オ
上限採取面積及び最低採取面積		カ

ア 採取してはならない樹木について

以下の例のように、採取した場合に国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある樹木については、採取してはならない樹木とします。

（ア）小径木及び樹木の採取後に天然に生じた樹木について

一定の胸高直径未満※の樹木及び搬出済届が提出された後において天然に生じた樹木は、国有林野の有する公益的機能の維持増進に重要な役割が期待されることから特段の理由がない限り存置するべきものであり、採取したとしても経済的な利益は期待できず、安定供給されるべき木材にも該当しないものであることから、樹木の採取の際支障となるなど特段の理由がない限り採取してはならない樹木とします。

※ 胸高直径については森林管理局長が定める収穫調査規程に基づき森林管理局長が定める。なお、「国有林野産物収穫調査規程準則の制定について」（昭和42年4月17日 42 林野業第193号林野庁長官通知）においては10cmとしている。

（イ）災害跡地等に植栽された樹木について

樹木採取権の設定後に生じた災害跡地等に植栽された樹木は、当面国が保育を行う必要があり、採取したとしても経済的な利益は期待できないものであることから、特段の理由がない限り、経済的に利用間伐が可能となるような林齢に至るまで採取してはならない樹木とします。

（ウ）普通共用林野における山菜等について

山菜等を採取することを目的とした普通共用林野において樹木採取区を指定した場合、山菜として採取される樹木など当該普通共用林野契約において採取の対象となる林産物については、樹木採取権制度で想定している安定供給されるべき木材とはなり難く、採取してはならない樹木とします。

（エ）その他

（ア）から（ウ）以外に、樹木採取区に生育するものの国有林野の公益的機能の維持増進又は木材の持続的かつ計画的な供給の観点から採取すべきでない樹木について採取してはならない樹木とし、当該樹木が単木的に存在するものである場合には、当該樹木が特定できるよう、その樹種、位置等の情報を明らかにします。

イ 採取方法ごとの採取規整について

皆伐、間伐等の採取方法ごとに、採取できる林齢、伐採率、一塊の採取箇所面積、採取に当たって設定する保護樹帯等の採取規整について定めます。その概要は以下の表12のとおりです。

表 12：採取方法ごとの採取規整の概要

項目	採取規整の概要			
	主伐			間伐
	皆伐	複層伐	択伐	
採取できる林齢	林小班ごとに定められた伐期齢以上			・間伐の開始時期として定められた林齢 ・間伐の繰返し期間（鬱閉までの一定年数）
伐採率	100%	70%以下	30%以下	35%以下
一塊の採取箇所の面積	5ha 以下	・群状：2.5ha 又は 1ha 以下 ・帯状：帯幅が樹高 × 2 以下	・群状：0.05ha 未満 ・帯状：帯幅 10m 未満	—
採取箇所の形状	1ha 以上のまとまった外縁の複雑でない形状			—
保護樹帯	幅 50m 以上		—	—
新生林分が隣接する場合の取扱い	鬱閉までの一定年数	—	—	—

(ア) 採取できる林齢について

樹木採取権者は、採取の基準に定める①伐期齢、②間伐の繰返し期間等に適合するよう施業計画を作成し、樹木を採取しなければなりません。

① 伐期齢

伐期齢は、施業方法別及び樹種別に、林小班ごとに定められます。採取しようとする樹木の林齢は採取の基準に定められた伐期齢以上でなければなりません。

② 間伐の繰返し期間

過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所で間伐を実施しようとする場合、林冠が閉鎖するまでの期間として採取の基準に定められた年数が経過する必要があります。なお、樹冠疎密度など間伐の実施可否の基準が法令等に別途定められていれば、それらも満たす必要があります。

(イ) 採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所の面積について

採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所の面積は、面積により規整します。

また、林道敷、岩石地等のうち、明確でない林小班内雑地等の面積については、伐区と小班の面積に応じて按分します。

伐採率及び一塊の採取箇所の面積は、具体的には、以下の①から④までのように規整します。なお、それぞれの記号は以下のように定義しています。

a_n ：採取の対象となる林小班 n における伐区面積

b_n ：林小班 n の小班面積

c_n ：林小班 n において明確でない林小班内雑地等の面積

d : 規整の対象となる面積、 $d = \sum \left\{ a_n - \left(\frac{a_n}{b_n} \times c_n \right) \right\}$

※ 採取しようとする伐区が複数の林小班にまたがらない場合、 $n=1$ となります。

※ この算出方法は、例えば図 10 のように隣接した二つの林小班にまたがって伐区を設定する場合、 c_1 と c_2 は、現地で確認しない限りその位置を特定できないため、小班 1 及び 2 の伐区面積がそれぞれの小班面積に占める割合を乗じることで、 c_1 と c_2 を a_1 と a_2 に按分するという考えによるものです。

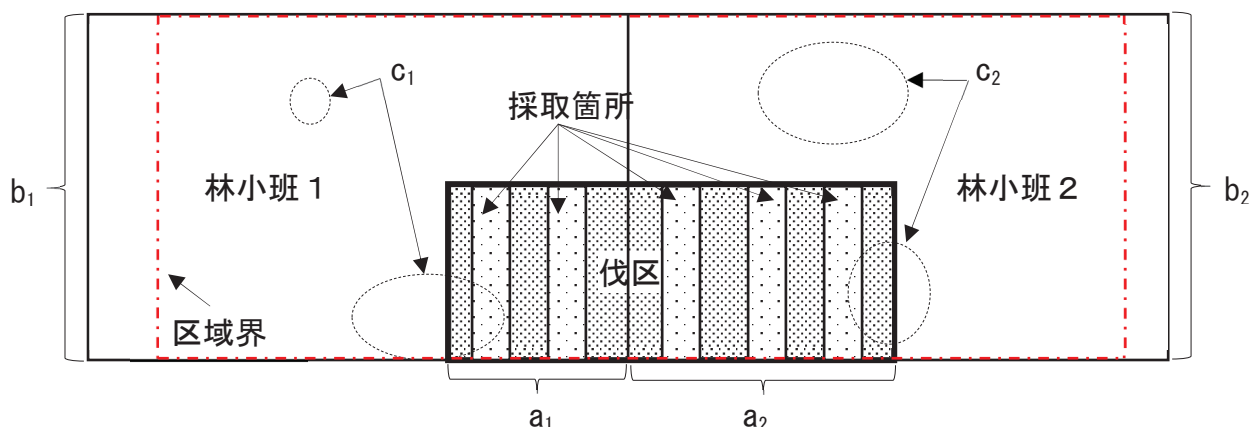


図 10 : 二つの林小班にまたがって伐区を設定する場合の採取箇所の面積の計算要素について

① 皆伐

d ＝一塊の採取箇所 $\leq 5\text{ha}^*$ とします。

※ 「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針について」（平成 11 年 1 月 29 日 11 林野経第 4 号林野庁長官通知。以下「管理経営指針通知」という。）と対応。

② 複層伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の i から iii までとした上で、一つの伐区について、採取箇所の面積の合計 $\leq d \times 70\%$ とします（伐採率の値について採取の基準に定める）。

- i 伐区が複数の林小班にまたがる場合、一塊の採取箇所の面積 $\leq 2.5\text{ha}^*$ とします（i は、採取の基準において複数の林小班からなる一団のまとまりにおいて面的な複層状態に誘導することとしている箇所において実施できます）。
- ii 一つの林小班における一塊の採取箇所の面積 $\leq 1\text{ha}^*$ とします。
- iii 採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅 $\leq$ 樹高の 2 倍 * とします（この場合は i 及び ii の一塊の採取箇所の面積の規整の対象としない）。

※ 管理経営指針通知と対応。

③ 択伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の i 又は ii とした上で、各採取箇所の間隔を 20m 以上とします。また、一つの伐区について、採取箇所の面積の合計

$\leq d \times 30\%$ とします（伐採率の値について採取の基準に定める）。

i 採取箇所の形状が群状の場合、一塊の採取箇所の面積 $<0.05\text{ha}^{\ast}$ とします。

ii 採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅 $<10\text{m}^{\ast}$ とします。

※ 管理経営指針通知と対応。

④ 間伐

列状間伐を原則とし、樹木採取権者が実行計画において伐採列の列幅及び列間の標準的な距離を示します。その上で、採取箇所面積（列長 $\times$ 列幅） $\leq d \times 35\%$ とします（列幅及び伐採率の値について採取の基準に定める）。

（ウ）主伐における一塊の採取箇所の形状及び配置について

樹木採取権者が、採取箇所の面積が一定のまとまりを有しない採取や、採取箇所の外縁の形状が複雑な採取を行った場合等、その跡地への植栽後の保育、将来の収穫などの国有林野の適切かつ効率的な管理経営に支障を及ぼすおそれがあります。そのため、採取に当たっては、公益的機能の維持増進等の観点から特段の理由がない限り、（イ）で規整しているところの①、②の i 及び ii の一塊の採取箇所の面積以下かつ1ha以上（1haに満たない区画については、区画の全面積。）のまとまった外縁の複雑でない形状で採取することとします。なお、（エ）の③から⑤までに基づき保護樹帯とされた箇所を主伐する場合の取扱いについては、樹木採取区ごとの採取の基準に定めます。

（エ）保護樹帯の設定等について

尾根及び溪流における浸食等の防止、生態系保全上重要な林分の保護、伐区の分散及び新生林分の保護のため、皆伐及び群状又は帯状の複層伐を行う場合には、以下の箇所に樹木採取権者が保護樹帯の設定を行うこととします（図11を参照）。

① 尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所

② 生態系保全上重要な箇所（樹木採取区外を含む。）に隣接する箇所

③ 公募時点において隣接する林分（民有林を含む。）で樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されている場合には、当該林分との境界に当たる箇所

④ 公募時点において隣接する林分（民有林を含む。）が更新後、（オ）の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していない場合には、当該林分との境界に当たる箇所

⑤ （イ）の一塊の採取箇所の面積の制限に適合させるため採取しない箇所

①及び②については、必要最小限の作業道の開設及び針広混交林化を図るための樹木の採取を除き、樹木の採取は行ってはならないものとします。③から⑤までについては、（オ）の隣接する新生林分の鬱閉の判断の基準及び伐期齢の基準又は間伐の繰り返し期間の基準等に適合する場合に限り樹木を採取することができます。また、①から⑤までにおいて開設する作業道等については、保護樹帯以外で開設する場合と同様、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に沿って森林管理局長が定める森林作業道作設標準例に適合することが必要です。

保護樹帯は、原則として50mの幅員 * を確保しなければなりません。ただし、隣接した箇所に保護樹帯が設定されている場合には、当該保護樹帯と合わせて50mの

幅員が確保できればよいこととなります。このため、樹木採取区に隣接して国が十分な幅員の保護樹帯を設定している場合には、樹木採取権者が保護樹帯の設定を行う必要はありません。国が設定している保護樹帯については、公募時に、森林資源の現況等を示す図面において明らかにすることとしています。

このほか、分散伐区施業等において保残する箇所面積及び形状等の取扱いについても、採取の基準に定めることとしています。

※ 管理経営指針通知と対応。

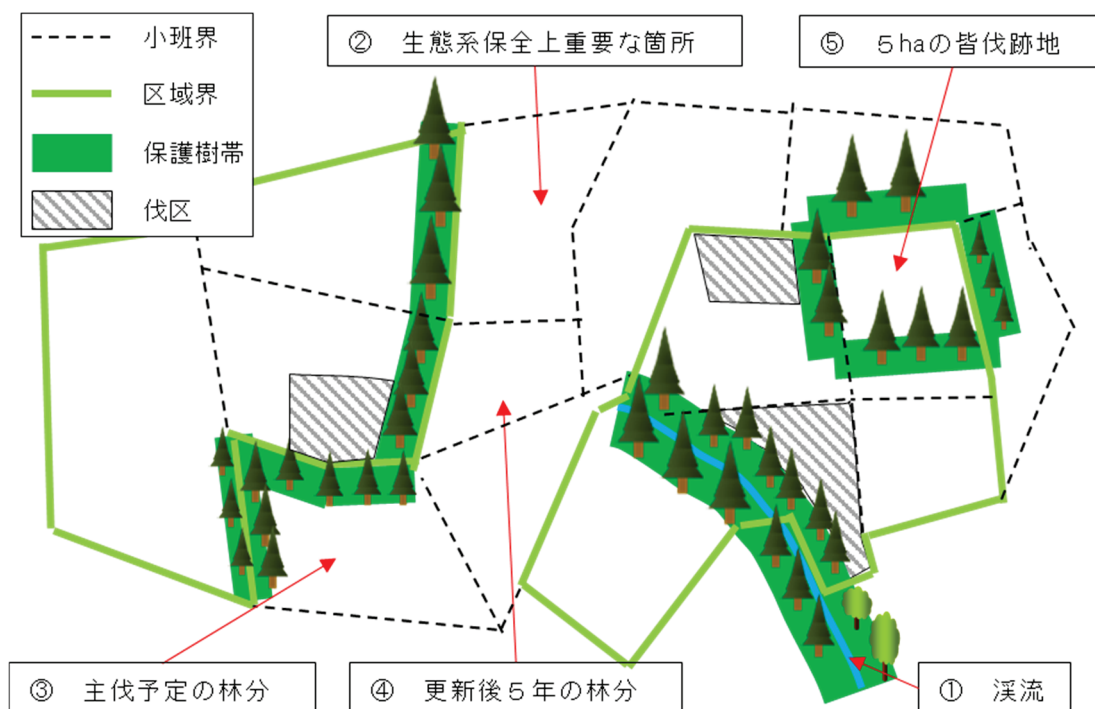


図 11：保護樹帯の設定のイメージ

（オ）新生林分が隣接する場合の取扱いについて

国有林野内において伐採後に植栽された新生林分に隣接して皆伐をしようとする場合で、当該新生林分が鬱閉していない場合、その皆伐の面積は当該新生林分の面積と合計して5haを超えてはなりません（（エ）の③及び④の保護樹帯の設定は不要）。

新生林分の鬱閉の判断は、植栽が完了した後に林冠が閉鎖するまでに要する期間として採取の基準に定めた年数によります。

ウ 法令の遵守について

樹木の採取に関する各種の法令を遵守し、必要な手続を事前に確実にを行い、法令違反の未然防止を徹底することを採取の基準に定めます。

エ その他の環境保全上配慮すべき事項について

溪流に土砂が流入しないように林地を保全すること、溪流内は機械走行を極力回避すること、希少野生動植物種の生息等を確認した場合に樹木の採取の時期及び方法等を調整すること等の環境保全上配慮すべき事項について、採取の基準に定めます。

オ 収穫調査との関係について

アの採取してはならない樹木、イ（エ）の①及び②の保護樹帯を設置すべき林地に

については、収穫調査の段階で初めてその存在が明らかになる場合があります。このような箇所についても樹木を採取してはならない旨を採取の基準に定めます。

カ 上限採取面積及び最低採取面積について

(ア) 上限採取面積及び最低採取面積の基本的な考え方について

国有林野の有する公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、国有林野事業においては、年間の収穫予定量の設定及び施業群ごとの上限伐採面積の設定等により伐採量を規整しています。樹木採取権者が行う樹木の採取についても、国有林野における収穫の一部であることから、これらの規整の考え方を踏まえ、一定の期間における上限採取面積を定めることとしています。

また、木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、最低採取面積も定めることとしています。

上限採取面積については、実施契約の契約期間における総計上限採取面積及び単年度上限採取面積を定めます。

最低採取面積については、実施契約の契約期間における総計最低採取面積を定めます。なお、経済情勢によって採取面積を調整する可能性があること及び森林管理局長の認可を受けて1年以上にわたり事業が休止される可能性があることを考慮し、単年度の最低採取面積は定めません。

樹木採取権者は、これら上限採取面積と最低採取面積の範囲で施業計画及び実行計画を作成し、採取を行う必要があります。また、上限採取面積と最低採取面積の算定方法、具体的な数値並びにその緩和の方法については、採取の基準に示します。

なお、これら上限採取面積及び最低採取面積の範囲を逸脱して採取を行うことは、実施契約及び運用協定における履行義務に違反することになります（「第11章 樹木採取権実施契約」を参照）。

(イ) 上限採取面積及び最低採取面積の算定方法について（皆伐の場合）

① 定義

- i 年間平均採取面積 n （伐区面積）＝採取可能面積÷樹木採取権の存続期間
- ii 実施契約の契約期間＝ y

② 総計上限採取面積

$$y \text{ 年間の総計上限採取面積} = n \times y \times 1.2^{\ast 1, \ast 2}$$

※1 ただし、採取を行う際に有効な国有林野施業実施計画に定める施業群ごとの上限伐採面積を上回る場合には、当該施業群ごとの上限伐採面積を総計上限採取面積とする。

※2 ただし、 $y \leq 3$ の場合、③の単年度上限採取面積の上限値まで満度に採取できず、樹木採取区全体の計画的な採取が困難になることも想定されるため、 $n \times y \times 1.5$ とする。

③ 単年度上限採取面積

$$\text{単年度上限採取面積} = n \times 1.5^{\ast 3}$$

※3 ただし、ある年度において採取未了に終わった箇所がある場合で、当該箇所の採取を翌年度以降に繰り越して行う場合、当該繰越分の採取面積は、上記算定式により算定される上限採取面積に含まれないも

のとし、当該年度の実行計画に基づく採取面積と繰越分の面積を合算した上限は、 $n \times 3$ とする（災害等のやむを得ない事情により採取できなかった場合の繰越分については、これを越えることができる）。

④ 総計最低採取面積

複層伐又は間伐を実施する際の伐採率を踏まえ、以下のとおりとします。ただし、実施契約の最終年度に係る定期報告（「第16章 定期報告等」を参照）において、採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合には、その理由が災害による採取の不実行、不況その他の社会経済情勢によるもの等の合理的なものでない限り、不達分を次期の施業計画の総計最低採取面積に上積みすることになります。

$$y \text{ 年間の総計最低採取面積} = n \times y' \times 0.5$$

※4 総計最低採取面積の算定に用いる y' については、地域管理経営計画の計画期間を踏まえて、あらかじめ採取の基準に定める期間とする。

（ウ）複層伐、択伐、間伐の場合の取扱いについて

採取の基準において採取方法が複層伐、択伐、間伐に指定されている林分については、（イ）の①において、

$$n = \frac{\text{それぞれの採取可能面積（図面上明らかでない林道敷、岩石地等を除く）}}{\text{樹木採取権の存続期間}}$$

として、（イ）の②から④までの面積を算定します。

（エ）上限採取面積及び最低採取面積の緩和について

① 上限採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、森林管理局長は、樹木採取権の存続期間から国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間を除いた期間により年間平均採取面積 n を再計算することで総計上限採取面積及び単年度上限採取面積を緩和します。

② 最低採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、年間平均採取面積 n に当該期間を乗じて得られる面積を元の総計最低採取面積から減じて再計算することで総計最低採取面積を緩和します。

また、「第7章 権利設定料」（8）の権利設定料の返還を伴う樹木採取権の一部の取消し等が生じた後に残存する樹木採取区において事業を継続する場合には、採取可能面積から樹木採取権の取消し等が生じた面積及び既に樹木を採取した伐区的面積を除いた面積並びに樹木採取権の取消し等が生じた時点での樹木採取権の残存期間を用いて総計最低採取面積を再計算した結果の値が、既に設定されている最低採取面積より小さければ、その値を新たな総計最低採取面積として適用することとします。

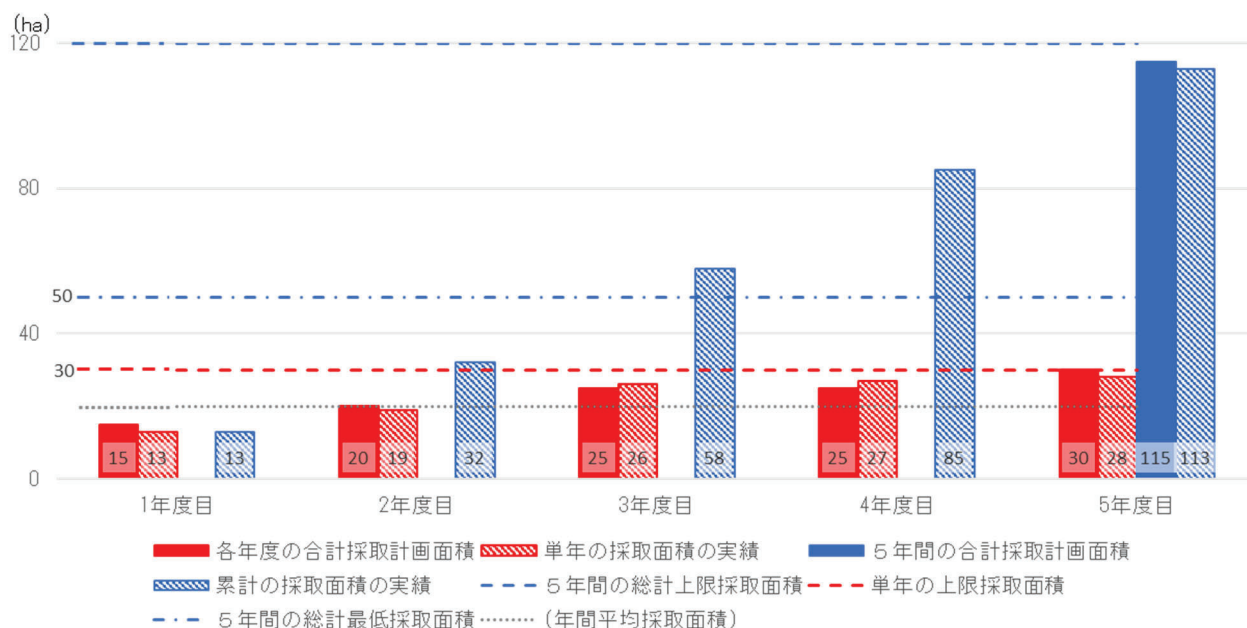


図 12：上限採取面積及び最低採取面積と施業計画及び実際の採取面積の関係のイメージ

(図 12 の解説)

採取可能面積を 200ha、権利期間を 10 年間、実施契約の期間を 5 年間であるため、

年間平均採取面積＝200ha÷10 年＝20ha/年

5 年間の総計上限採取面積＝20ha×5 年×1.2＝120ha

単年の上限採取面積＝20ha×1.5＝30ha

5 年間の総計最低採取面積＝20ha×5 年×0.5＝50ha

となり、施業計画においては

各年度の合計採取計画面積≤単年の上限採取面積

5 年間の合計採取計画面積≤5 年間の総計上限採取面積

である必要があるとともに、実際の採取においても

単年の採取面積の実績≤単年の上限採取面積

5 年間の採取面積の実績≥5 年間の総計最低採取面積

と採取の基準を満たす必要があります。

また、(3) エの施業計画の変更と実施契約の変更の観点からは、3 年度目及び 4 年度目の採取面積の実績が各年度の合計採取計画面積を超えていますが、面積の増加はそれぞれ 20%以下であるため、実施契約の変更は要しなかった場合のイメージになります。

1 施業計画台帳様式の例（実施契約期間分を記載）

予定伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率	採取方法	伐区面積	採取箇所面積	生産固定経費共通伐区	摘要
					%		ha	ha		
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち○年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(上限と最低を確認)

総計上限採取面積：

$$\text{採取可能面積} \div \text{権利期間（年）} \\ \times \text{計画年数} \times 1.2$$

総計最低採取面積：

$$\text{採取可能面積} \div \text{権利期間（年）} \\ \times \text{計画年数} \times 0.5$$

(上限を確認)

単年の上限採取面積：

$$\text{採取可能面積} \div \text{権利期間} \times 1.5$$

2 実行計画台帳様式の例（翌年度の計画分を記載）

伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率	採取方法	伐区面積	採取箇所面積	作業道の規格	採取開始予定時期	搬出完了予定時期	造林事業請負契約締結希望時期	造林事業請負契約完了見込み時期	生産固定経費共通伐区	摘要
					%		ha	ha							
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 実行報告台帳様式の例（毎年度実行した分を記載）

伐区	林班	小班	樹種	採取時点林齢	伐採率	採取方法	伐区面積	採取箇所面積	搬出完了日	植栽完了日	摘要
					%		ha	ha			
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第13章 土地等の使用

(1) 樹木採取権者による国有林野の使用について

樹木採取権者による円滑な樹木の採取及び他の国有林野事業の実行との調整等適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保の観点から、樹木採取権者が樹木の採取、加工、運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため国有林野を使用しようとするときは、森林管理局長の承認を得なくてはならず、承認を得た範囲内で国有林野を使用できることを運用協定において定めます。

ただし、搬出期間が未経過の樹木の採取、加工若しくは運搬又はこれらのための小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために樹木料確定通知の範囲内で国有林野を使用する場合には、承認があったものとみなす旨、運用協定において定めます。

また、樹木採取権者は、原則として、搬出に伴い、国有林野に設置した施設及び器具等を、搬出期間満了日までに収去し、使用した国有林野を現状に回復しなければならないことを運用協定において定めます。

なお、樹木採取権に含まれる土地使用権は、樹木を採取するという権利内容の達成のために必要な範囲内のものであり、樹木の採取及び搬出が終了した区域については、樹木採取権者は土地使用権を有さないこととなります。

(2) 林道の利用に係る協力義務等について

国有林林道の管理主体は、原則として施行主体である国となります。

現在、立木販売に係る林道の利用に当たっては、売買契約の特約条項として、

- ① 搬出等に使用する林道沿線において他の国有林野事業が予定されることを踏まえ、林道を通行止めにしてはならないこと。
- ② 林道を利用する車両に対し通行を確保するとともに、標識類や防護柵の設置、又は誘導員を配置する等、適切な安全措置を講じなければならないこと。
- ③ 除雪は、買受人の負担において実施すること。
- ④ 樹木の搬出等により林道に損害を与えた場合は、買受人の負担において修繕すること。
- ⑤ 林道を利用する他の事業者と調整を図った上で利用すること。

等を定めています。樹木採取権者が林道を利用する場合についても、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のため、運用協定において同様の内容を定めることとしています。

また、樹木採取権者及び他の事業者の林道利用が円滑に行われるよう、森林管理局長は、樹木採取権者による施業計画案及び実行計画案の提出の際その他適切な時期に、樹木採取権者に対して、樹木採取区及び近隣の国有林野における事業の予定に係る情報を提供すること等を運用協定において定めます。

(3) 樹木採取権者による路網等の新設及びその管理について

以下の①から⑦までの事項等を運用協定で定めます。

- ① 樹木採取権者が、樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために森林作業道規格を超えるトラック道、大規模な土場等（以下「路網等」という。）の新設を自らの負担で希望する場合には、森林管理局長に承認を求めなければならない、当該承認を得た範囲内で国有林野を使用することができること。
- ② 森林管理局長が①の承認を行ったときは、森林管理局長及び樹木採取権者は、樹木採取区における事業に伴う路網等の新設に係る③から⑦までの内容を含む国有林野の利用等に関する協定（以下「路網等新設協定」という。）を締結しなければならないこと。
- ③ 新設する森林作業道規格を超えるトラック道の規格及び技術上の基本事項は、安全を確保するため林道規程及び林道技術基準によるものとし、規格の決定に当たっては、森林管理局長の承認を得なければならないこと。
- ④ 工事に当たり利用する林道等の維持修繕、樹木等の保護、原状回復の義務、安全措置等に関する事項
- ⑤ 当該路網等の管理は、原則として樹木採取権者が行うが、その利用期間中であっても、国及び国等の事務又は事業を遂行するため国有林野に入林する者の利用を樹木採取権者が妨げてはならないこと。
- ⑥ 樹木採取権者が当該路網等の利用を終えた場合、原状回復をした上で国に返地することを原則とするが、森林管理局長が原状回復の必要がないと認めたときはこの限りではないこと。
- ⑦ 収去の終わらない路網等は国に帰属すること。ただし、民有地を通過する林道については、当該土地所有者と樹木採取権者との間の使用契約を国が引継ぐ意向を有し、そのことについて異議のない旨を当該土地所有者との間において文書で確認ができていないもののみ国に帰属すること。

（４）樹木採取権者による既設林道等の改良について

以下の①から⑥までの事項等を運用協定で定めます。

- ① 樹木採取権者が、樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、自らの負担により既設林道の改良を希望する場合には、森林管理局長に承認を求めなければならない、当該承認を得た範囲内で国有林野を使用することができること。
- ② 森林管理局長が①の承認を行ったときは、森林管理局長及び樹木採取権者は、樹木採取区における事業に伴う林道等の改良に係る③から⑥までの内容を含む国有林野の利用等に関する協定（以下「林道改良協定」という。）を締結しなければならないこと。
- ③ 改良する既設林道等の規格は、安全を確保するため林道規程及び林道技術基準によるものとし、規格の決定に当たっては、森林管理局長の承認を得なければならないこと。
- ④ 工事に当たり利用する林道等の維持修繕、樹木等の保護、原状回復の義務、安全措置等に関する事項
- ⑤ 当該改良箇所の管理は、原則として樹木採取権者が行うが、その利用期間中であっても、国及び国等の事務又は事業を遂行するため国有林野に入林する者の利用を

樹木採取権者が妨げてはならないこと。

- ⑥ 樹木採取権者が当該林道等の利用を終えた場合、原状回復をした上で国に返地することを原則とするが、森林管理局長が原状回復の必要がないと認めたときはこの限りではないこと。

第14章 木材の安定的な取引関係の確立

(1) 法の規定

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二～五 (略)

六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 (略)

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

四 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一・二 (略)

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な

取引関係の確立に関する事項

四・五 (略)

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 (略)

(2) 省令の規定

(木材の安定的な取引関係の確立に関する事項)

第二十八条の八 法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称

二 木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

三 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域

四 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(3) 樹木採取権制度における木材の安定的な取引関係の確立についての基本的な考え方について

樹木採取権制度は、

- ① 効率的かつ安定的な林業経営を育成するための制度であること
- ② 樹木採取区が既存の立木販売等に比べて一般的に大面積であることから、木材需要が確保されない状況で樹木採取区から木材供給がなされた場合には、既存の木材需給に悪影響が生じるおそれがあること

から、法においては、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められることを樹木採取権設定の審査の基準の一つとするとともに、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項を実施契約の内容としなければならないこと等により、木材の安定的な取引関係の確立を担保することとされています。

一方で、樹木採取権者は、権利設定料及び樹木料という相応の対価を支払った上で樹木の採取を行っていること、個々の取引の内容に国が過度に干渉することは、競争政策上望ましくないことを踏まえ、樹木採取権者の選定プロセスにおける木材の安定

的な取引関係の確立に係る審査及び評価、木材の安定的な取引関係の確立に係る実施契約又は運用協定における規定については、①及び②の観点から必要な水準を満たしつつ、樹木採取権者及びその取引先にとって過度な負担とならないような仕組みとすることが望ましいところです。

(4) 申請書に記載する項目について

木材の安定的な取引関係の確立に関し、申請書には、申請者と木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係に関する事項等を記載します。このうち、木材の取引数量等に関係する項目を例示すると以下のとおりです。

ア 取引事業者の過去の実績及び目標

申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量、木材製品利用事業者等の木材製品消費量、その他の事業者の木材取扱量の過去3か年の実績及び目標等を記載します。申請者の素材生産量の目標については、申請者の素材生産量に加え、樹木採取区からの素材生産量の目標を記載します。

イ 事業の計画量等

当面5年間の以下の計画等を記載します。

(ア) 申請者の素材生産量及び樹木採取区からの素材生産量

(イ) 安定取引協定に基づく申請者、木材利用事業者等、その他の事業者の木材の取引量

(ウ) 安定取引協定に基づく木材利用事業者等、木材製品利用事業者等、その他事業者の木材製品の取引量

ウ 木材の需要開拓の内容

取引事業者による木材の新規需要開拓の取組内容及びそれによる新規需要の増加量の目標等を記載します。

(5) 樹木採取権者の選定プロセスにおける木材の安定的な取引関係の確立に係る審査及び評価について

ア 樹木採取権を行使する際の指針

森林管理局長は、樹木採取区ごとに、公募の際に行使の指針を示すこととなりますが、原則として、民有林からの木材の供給を圧迫しないため、以下の①から④までの条件を設定することとしています。

① 申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。

② 申請者の素材生産量が、申請者の樹木採取区からの素材生産量以上に増加すること。

③ 木材利用事業者等の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量（素材生産量）以上に増加すること。

④ 樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、安定取引協定を締結している木材製品利用事業者等をはじめとした取引事業者等の新規需要開拓に充てられること。

なお、新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指します。

① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) C L T 建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等

② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) 2 × 4 建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等

③ その他の取組

(例) 地元産材の活用により差別化を図る取組（顔の見える木材での家づくり等）、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等

イ 参加資格要件

申請者が提出する申請書における事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、行使の指針の内容に適合していることが、参加資格要件となります。したがって、木材の安定的な取引関係の確立に関しては、事業の基本的な方針及び木材の安定的な取引関係の確立に関する事項が行使の指針に適合することが要件となります。

ウ 審査の基準

審査基準等通知に定められているとおりです。

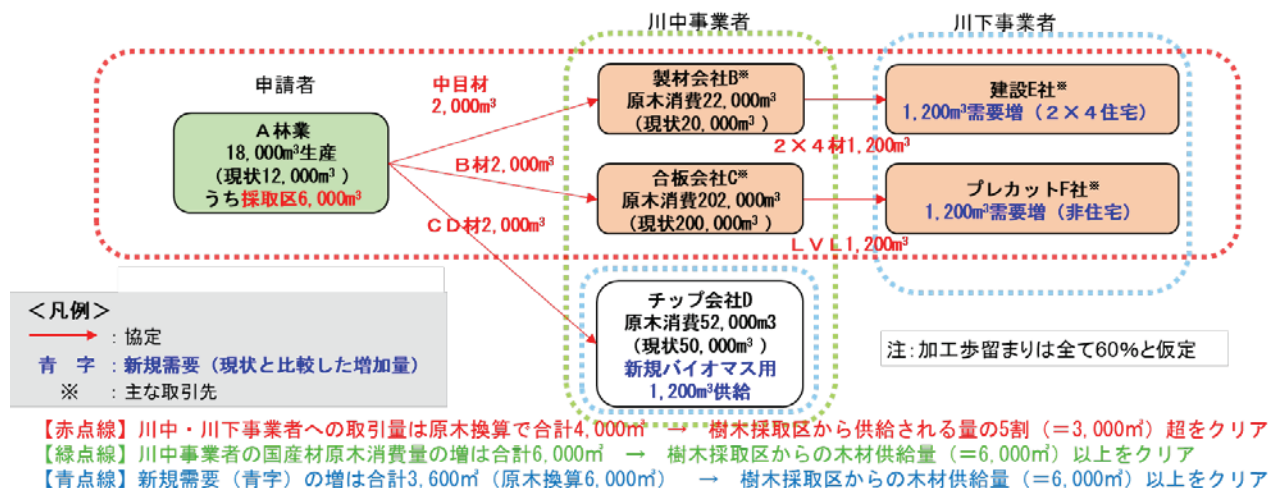


図 13 : アからウに基づく木材の安定取引に係る事業量関係のイメージ
(樹木採取区からの素材生産量が 6,000m³ の場合)

(6) 木材の安定的な取引関係の確立に係る実施契約及び運用協定における定めについて

ア 実施契約の約定事項及び取引事業者の変更について

申請書における木材の安定取引に係る計画の内容に即した、実施契約の契約期間における樹木採取権者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との木材の安定的な取引関係の確立に関する計画（以下「木材取引計画」という。）を実施契約書の別紙として定めます。

(ア) 木材取引計画の記載事項について

木材取引計画には、申請書において示された目標及び樹木採取権設定前の実績、実施契約の契約期間における樹木採取権者の素材生産量及び樹木採取区からの素材生産量、安定取引協定に基づく木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引量、新規需要開拓の取組内容等を記載します。申請書において、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等以外のその他の事業者との取引等について記載した場合は、当該事業者に係る取引量等についても記載します。

(イ) 木材取引計画における主要取引先等の変更について

主要取引先[※]に当たる事業者に変更があった場合には、樹木採取権者は、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、変更後の事業者との木材取引計画とともに届け出なければならないことを実施契約において定めます。その他の事業者の変更については、定期報告において報告することを運用協定において定めます。

※ 審査基準等通知第1の1(1)ウ(オ)の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等

イ 報告について

(ア) 定期報告について

樹木採取権者は、毎年度、5月末日までに木材取引計画に係る前年度の実績を他の定期報告とともに森林管理局長に提出することとしています。なお、木材取引計画に係る事項のうち、申請書で示した目標に係る実績の報告は、素材生産量に係る実績を除き毎年度の定期報告では求めません。

(イ) その他の報告について

定期報告のほか、運用協定において、樹木採取権者が、申請書の内容のうち目標に係る、

- ① 樹木採取権者の素材生産量及びうち樹木採取区からの素材生産量の実績（報告の前年度までの各年度の実績及びその合計）
- ② 木材利用事業者等の木材消費量の実績（報告の前年度の実績）
- ③ 木材の新規需要開拓の取組の実績（数量は報告の前年度の実績。それ以外は報告の前年度までの実績）

等について、複数年ごと（樹木採取権の存続期間が10年である場合には、3年後、5年後、8年後及び10年後）に報告しなければならないことを定めます。

(7) 申請書等の内容の裏付けについて

申請書、木材取引計画、定期報告その他の報告には、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等、その他の事業者が、

- ① 申請書等の内容がそれぞれの事業者の事業内容等と相違ないこと等を証すること
 - ② 国から調査があった場合、真摯に協力し、これを拒まないこと
- 等を誓約した書面を含めることとなります。

(8) 著しい景況の悪化時等の対応について

著しい景況の悪化時等に、国有林材供給調整検討委員会の結果として、国有林材の供給調整が必要となった際には、森林管理局長が樹木採取権者に対して、樹木採取区からの木材供給量の調整について協力を求めることもあり得ます。なお、その際の対応は、運用協定及び実施契約に基づき、森林管理局長と樹木採取権者による協議により定めることとなります。

第 15 章 樹木料及び樹木の採取

(1) 法の規定

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一～三 (略)

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五～七 (略)

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（以下「申請額」という。）

六・七 (略)

2 (略)

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三・四 (略)

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 (略)

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三～五 (略)

2・3 (略)

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると

きは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ヘ (略)

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ～ル (略)

二 (略)

2・3 (略)

(2) 樹木料及び樹木の採取に関する基本的な考え方について

樹木採取権は、樹木採取区において樹木を採取することができる権利ですが、当該樹木は国の財産であることから、国は、樹木の対価として樹木料を徴収することとされています。一方で、この樹木料の国への納付は、民間事業者である樹木採取権者の事業の一環として行われます。

樹木は生長するものであり、樹種、地域及び個体によってその材積等は一様でなく、その価値は経済状況の影響を受けることから、長期にわたって採取する樹木に係る樹木料の納付を一括して求めることは、適正な対価を求める観点から望ましくありません。また、樹木を一本採取する都度、樹木料の納付を求めることは、樹木採取権者及び国の双方に大きな手続負担を生じさせ、円滑な事業の実行に支障を生じさせることとなります。このため、樹木採取権制度では実施契約に樹木料の算定方法を定め、実施契約に基づき樹木料を国に納付しなければ、樹木を採取してはならないこととされています。具体的には、実施契約に基づき、毎年度、伐区ごとに収穫調査を行い、樹木料を算定して、当該伐区の樹木を採取する前に樹木料を徴収することになります。

さらに、納付された樹木料の対価としての適正性の確保及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、立木販売と同様に、一定の期間内に樹木を採取、搬出することとし、実施契約及び運用協定にその取扱いを定めます。

(3) 樹木料の算定方法について

樹木料の算定方法は、別紙3のとおりとしています。当該方法については、以下の①から④までの項目を重視して策定しています。

- ① 樹木料の算定方法について、林分内容及び樹木の搬出条件に加え、時々木材市況等が反映された方法とすること。
- ② 通常の立木販売への影響を避けるため、公表する樹木料の算定方法及び算定因子は、立木販売の予定価格の算定方法を類推されない範囲とすること。
- ③ 樹木料評定式は、過度に複雑でないものとする。
- ④ 基礎額算定林分の選定は、偏りの生じない方法で行うこと。

(4) 樹木料等に係る実施契約及び運用協定に定める事項について

以下の①から③までを踏まえ、実施契約及び運用協定にア及びイのとおり定めることとしています。

- ① 樹木料は、樹木採取権者と森林管理局長が実施契約の一部である施業計画において採取するものとして定めた箇所について、伐区内の採取することとされた樹木は全て採取するものとして、あらかじめ定めた算定方法に基づき森林管理局長の算定した価額を樹木採取権者が納付するものであること。
- ② 樹木が生長するものであることに鑑み、樹木料の額の適正を期する観点から、その納付から樹木の採取までに長い期間をおくのは好ましくないこと。
- ③ 森林管理局長から提示された採取する数量など収穫調査の結果、樹木料の額、その時点での木材需要の状況、樹木採取権者の経営状況等によっては、当該箇所について採取をしないという選択肢も必要であること。

ア 実施契約に定める事項について

大要以下の（ア）から（ウ）までの事項等を実施契約に定めます。

（ア）樹木料の算定及び納付について

- ① 「第12章 施業計画等」（4）ウ①のとおり実行計画案が承認されたときは、森林管理局長は、当該実行計画案に係る伐区について、原則として毎木調査を実施すること。ただし、樹高については樹高曲線法によることができる。また、択伐、複層伐、間伐及び価値の低位な立木が生育する林分については標準地調査によることができること。
- ② 森林管理局長は、実行計画案に記載された採取予定時期の2か月前から3か月前の間に、伐区ごとの収穫調査の結果及び当該伐区に係る樹木料の額等を、当該伐区の図面とともに提示すること。この場合において、収穫調査の結果については、原則として調査データの全てを示すほか使用機材等を示すこと。
- ③ ①及び②の収穫調査に要する経費は国が負担すること。
- ④ ③にかかわらず、⑤で選択しなかった伐区について、再度採取することとした場合で、②の提示から1年を超え、かつ収穫調査の実施から3年を超えること等により再度収穫調査が必要となった場合には、収穫調査は樹木採取権者が法第6条の5に規定する指定調査機関に委託して行い、費用も樹木採取権者が負担すること。この場合、樹木採取権者は、収穫調査の結果を国に対して報告しなければならないこと。
- ⑤ 樹木採取権者は、②で提示された内容を踏まえ、樹木の採取を行う伐区を選択し、森林管理局長に通知すること。
- ⑥ 森林管理局長が示した収穫調査結果又は樹木料と、当該伐区の実態との間に齟齬が発見された場合であっても、樹木採取権者は、国に対して樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求等を行ってはならないこと。
- ⑦ 森林管理局長は、⑤の通知に基づき当該年度に樹木の採取を行う伐区、採取する樹木、納付すべき樹木料等を確定し、樹木採取権者に対して確定通知を発するとともに、当該樹木料に係る納入告知書を発出すること。
- ⑧ 樹木採取権者は、樹木料の納付済届を提出した日から樹木を採取することができること。

（イ）樹木の採取及び搬出について

- ① 森林管理局長は、（ア）⑦の確定通知において、当該樹木の採取期間を通知す

ること。採取期間の満了日は、樹木料の納付の日から３年以内で森林管理局長が指定した日又は実施契約の期間満了日までのいずれか早い日とすること。

- ② 森林管理局長は、採取期間について、実施契約の期間満了日とした場合を除き、３年より短い期間を指定する場合は、その理由を明らかにすること。
- ③ 樹木採取権者は、樹木の採取に着手する前又は着手後速やかに、森林管理署長を通じて森林管理局長に着手届を提出しなければならないこと。
- ④ 樹木採取権者は、採取期間に採取することとされている全ての樹木の採取を終えなければならないこと。ただし、運用協定の規定に従い、次期実施契約に基づく採取期間が設定された場合はその期間内に採取を終えること。
- ⑤ 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の採取を終えた場合、遅滞なく、森林管理局長に対して当該伐区に係る採取済届を提出しなければならないこと。
- ⑥ 前期の実施契約において未採取である伐区に係る樹木の採取期間については、それぞれの伐区ごとに定める期間とすること。
- ⑦ 森林管理局長は、必要に応じて、樹木採取権者から採取済届が提出されたとき又は採取期間が満了したときに、当該伐区の検査を行うことができること。
- ⑧ 樹木採取権者は、森林管理局長から⑦の検査の立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。
- ⑨ 樹木採取権者は、採取期間内に樹木を採取できず、採取期間経過後に採取することを希望する場合、採取期間の満了日までに、採取期間の延長を要する理由を付して採取期間の延長を申請することができるものとし、採取期間は、森林管理局長が当該承認を申請した場合に限り、延長されること。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、採取期間の満了日までに当該申請が行えない場合は、採取期間の満了日後であっても当該申請を行うことができること。
- ⑩ ⑨により延長された採取期間は、延長の回数にかかわらず、実施契約の期間満了日を超えることができないこと。
- ⑪ 樹木採取権者は、採取期間の延長の承認があったときは、延長する日数１日につき、当該伐区に係る樹木料の 1/1000 に相当する金額の延期料を納付しなければならないこと。

(ウ) 樹木採取権の取消し等の際の樹木料の返還

樹木料を納付済みであって採取が未了の樹木が、第三者の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により採取できなくなったと認められる場合、国は、樹木採取権者に対し、当該納付済みの樹木料を返還すること。

イ 運用協定における定めについて

大要以下の（ア）及び（イ）の事項等を運用協定に定めます。運用協定においては、搬出期間に関する事項について定めるほか、実施契約間の連続性を担保するため、次期実施契約に定めるべき事項等を定めることとしています。

実施契約を締結していない期間が生じた場合に対応するため、実施契約で定めたア（ウ）の内容は運用協定においても定めます。

(ア) 搬出期間について

- ① 森林管理局長は、ア（ア）⑦の通知において、当該樹木料に係る伐区の搬出期

間を通知すること。

- ② 搬出期間は、樹木料の納付の日から３年以内で森林管理局長が指定した日までとすること。
 - ③ 森林管理局長は、搬出期間について３年より短い期間を指定する場合は、その理由を明らかにすること。
 - ④ 樹木採取権者は、搬出期間満了日までに樹木採取権の行使により所有権が移転した樹木を全て搬出しなければならないこと。
 - ⑤ 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の搬出を終えた場合、遅滞なく、当該伐区に係る搬出済届を森林管理局長に提出しなければならないこと。
 - ⑥ 樹木採取権者が搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、なお搬出されていない樹木の所有権は、国に帰属すること。
 - ⑦ 森林管理局長は、樹木採取権者により搬出済届が提出されたとき又は搬出期間が満了したときに当該伐区の跡地検査を行うこと。
 - ⑧ 樹木採取権者は、森林管理局長から⑦の検査の立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。
 - ⑨ 樹木採取権者は、搬出期間の満了日までに対象となる樹木を搬出できず、搬出期間経過後に搬出することを希望する場合、搬出期間の満了日までに、森林管理局長に対し、搬出期間の延長を要する理由を付して搬出期間の延長を申請し、搬出期間は、森林管理局長が当該申請を承認した場合に限り、延長されること。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、搬出期間の満了日までに当該申請が行えない場合は、搬出期間の満了日後であっても当該申請を行うことができること。
 - ⑩ ⑨の搬出期間の延長期間は、通じて１年間を超えることができないこと。ただし、延長が数回にわたる場合であっても権利存続期間満了後３年を超えることができないこと。
 - ⑪ 樹木採取権者は、⑨の搬出期間の延長の承認があったときは、延長する日数１日につき、当該伐区に係る樹木料の 1/1000 に相当する金額の延期料を納付しなければならないこと。
 - ⑫ ⑨から⑪までにかかわらず、実施契約の規定に基づき採取期間が延長される場合で、搬出期間が採取期間に満たない場合には、延長された採取期間まで搬出期間も延長されること。この場合、樹木採取権者は、⑪の延期料を納付することを要しないこと。
 - ⑬ ⑨から⑪までにかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の搬出が行えない期間があった場合で、樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て森林管理局長の承認を受けた場合又は法第８条の 13 第３項に基づき事業が休止された場合には、当該期間の分搬出期間が延長されること。この場合、樹木採取権者は、⑪の延期料を納付することを要しないこと。
- (イ) 次期実施契約に定めるべき事項
- ① 樹木採取権者は、搬出期間が実施契約期間を超えて定められている樹木で実施契約期間中に未採取に終わった樹木について、森林管理局長の承認を受けて、次

期実施契約の施業計画に計上でき、当該樹木の搬出期間が次期実施契約における採取期間となること。

- ② 樹木採取権者は①の採取期間内に限り上記の樹木に相当する樹木料を再度納付することなく採取できること。

(5) 採取済届提出後又は採取期間満了後の樹木の取扱いについて

採取済届が提出された後、又は採取期間が満了した後に、伐区内に存する樹木のうち(4)ア(ア)⑦の確定通知において採取することとされた樹木で樹木採取権者に採取されなかった樹木については、樹木採取権を行使する意向がないものとみなし、当該樹木について国有林野の管理経営上必要な伐採等を行うとき、樹木採取権者は損害の賠償を請求してはならないことを実施契約及び運用協定に定めます。

(6) 支障木の取扱いについて

伐区の樹木を採取するため、伐区外等で支障となる樹木(支障木)を伐採する必要がある場合、

- ① 支障木が樹木採取区外の樹木であれば、あらかじめその支障木の伐採について森林管理署長の承認を受けたうえで、別途、売買契約を森林管理署長と締結し、売買代金を納付しなければ伐採してはならないこと

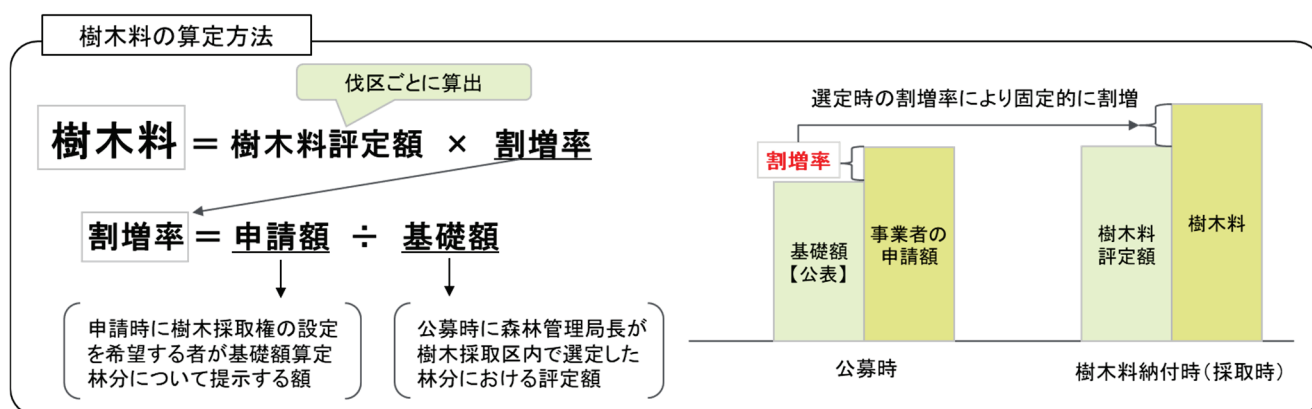
- ② また、支障木が樹木採取区内の樹木であれば、あらかじめ森林管理局長に樹木料を納付しなければ採取してはならないことを実施契約及び運用協定に定めます。

なお、樹木採取区の内外を問わず、これらの価額については、森林管理局長が定める立木価格評定要領(非公表)により算出された価額となります。

樹木料の算定方法について

法第 8 条の 7 第 4 号に規定する樹木料の算定方法の概略としては、①採取を希望する伐区について、②森林管理局長が評定額を算定し、③その額に割増率を乗ずることで樹木料を算出するという方法である。③の割増率については、応募時に森林管理局長が示した林分の評定額と事業者の申請額との比率であり、この比率は樹木採取権の存続期間を通じて適用される。

具体的には、以下の 1 及び 2 のようになる。



1 樹木料の算定方法等

(1) 樹木料の算定単位

樹木料の算定単位は、伐区ごととする。

(2) 収穫調査

樹木料は、樹木採取権者が採取を希望する区域（伐区）ごとに算定することから、原則として、伐区は樹木採取区の区域内で樹木採取権者が表示するものとする。なお、国が図面で示した伐区を、現地での再現も含めて、樹木採取権者が是認する場合は、国が伐区を設定することができることとする。

収穫調査については、森林管理局長が定める収穫調査規程（以下「調査規程」という。）によることとし、毎木調査を行うことを基本とする。この場合、樹高については調査規程による樹高曲線法によることができる。また、択伐、複層伐及び間伐の収穫調査については、調査規程による標準地調査のうち本数比例法によることができる。

(3) 樹木料の算定式

樹木料は、以下の式により森林管理局長が算定する。なお、樹木料評定額を算出する樹木料評定式は、別添の「樹木料評定式並びにその変数及び係数」による。

$$\text{樹木料} = \text{樹木料評定額} \times \text{割増率}^{\ast 1}$$

※1 申請額^{※2}を基礎額^{※3}で除して得られる割合。権利の存続期間中、固定。

※2 事業者が、樹木採取権に基づき行う事業について検討した上で、公募時に森林管理局長が示した林分（以下「基礎額算定林分」という。）について、支払ってもよいと考え、国に提示する額。

※3 基礎額算定林分について、森林管理局長が算定し、公募時に公表した額。

(4) 樹木料評定式

樹木料評定式は、立木販売実績を基に販売価額を求めるため、統計的な手法を用いて作成した式である。具体的には、樹木採取権制度の創設に当たって、平成26年度から平成30年度までの国有林野事業での立木販売実績（一般競争入札）を基に、収穫調査の結果、近隣の原木市場等の丸太価格、木材生産に係る経費など様々な変数と係数を用いて樹木料の算定に用いる樹木料評定額を算出する式として、重回帰分析[※]により作成されたものであり、その時々丸太価格や経費を反映させることが可能なものである。そのため、原則として、権利の存続期間中、変更しない。一方で、極めて著しい経済その他の状況変化等が認められた場合はこの限りではない。

森林管理局長は、公募時に樹木採取区ごとに樹木料評定式を公表し、当該式を用いて、樹木料評定額を算出する。算出に当たっては、収穫調査の結果（樹木採取権者に提示）や、近隣の原木市場等における丸太価格（直近1年間の価格を平均。対象となる樹木から生産されると見込まれる丸太に適用。非公表）、木材の生産経費（非公表）等を因子として用いることとする。

〔※ 重回帰分析は、多数のデータから結果を予測する多変量解析の手法の一つで、総合的な評価を個別の項目評価から予測するために用いられる。〕

(5) 生産に係る固定経費の取扱い

森林管理局長は、樹木料の算定に当たって、施業計画における近接する伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費（以下「生産固定経費」という。）が共通するとみなせるものをそれらの伐区間で按分する。

生産固定経費が共通するものとみなす伐区については、施業計画に定めることとする。ただし、生産固定経費が共通とみなすことができるのは、各伐区の面積の合計が10ha以下の場合に限る。なお、生産固定経費の按分の基礎となる面積及び割合は、施業計画の面積によるものとし、按分する生産固定経費は、実行計画（案）に基づきそれぞれの年度に算定するものとする。

（６）上限単価（円/m³）の設定

樹木料評定式で算出した樹木料評定額を樹木の材積の合計で除した単価（円/m³）が、森林管理局長が公募で公表する地域における直近１年間の一般競争入札による立木販売実績の最高単価を超える場合、立木販売実績の最高単価を対象となる樹木の材積の合計に乗じた額を樹木料評定額とする。

２ 基礎額算定林分の選定

（１）選定方法

樹木採取区の区画を林分内容及び搬出条件の２つの因子でグループ分けし、その中で伐採方法ごとに偏りがないよう基礎額算定林分を選定する。具体的な選定方法は、以下のア及びイのとおり。

ア 一つの区画に一つの伐区を設定する場合

公募時点で採取が可能な林齢となっている区画の中から、既存の森林調査簿データ等を活用して偏りのないような方法で選定する。

以下の（ア）から（オ）に標準例を示すが、各項目（林分条件及び搬出条件のそれぞれで３項目以上を設定。）及び評価に関する数値については、地域の状況を踏まえ、森林管理局長が定めることとする。

（ア）林分内容の項目設定

森林調査簿データ等を活用して数値化。なお、樹種が混在する場合は、必ず項目として樹種構成を含むこと。

（イ）搬出条件の項目設定

森林調査簿データ（林道からの距離、傾斜等）、図面その他のデータ（基本図による地形の複雑さ、道と作業地との間の河川等障害の有無等）を活用して数値化。

（ウ）各区画の分類

伐採方法ごとに、林分内容をＸ軸、搬出条件をＹ軸とする平面に樹木採取区となる各区画をプロットし、それぞれの平均以上、平均以下で４分類する。

（エ）基礎額算定林分の選定

それぞれの分類の中庸な箇所を１箇所以上、基礎額算定林分として選定。従って、基礎額算定林分は最低でも４×伐採方法別の数（一つの伐採方法で区画が４に満たない場合はその数）だけ選定する。

（オ）基礎額算定林分の追加

基礎額算定林分の面積の合計が、樹木採取区の採取可能面積の５％に満たない場合は、５％以上となるまで、中位の分類（林分状況が平均以上で搬出条件が平均未満、若しくは林分状況が平均未満で搬出条件が平均以上）から区画を追加する。

なお、基礎額算定林分の選定は上記のように行うが、その結果、明らかな偏りが生じている場合は、森林管理局長の判断により、新たな区画を基礎額算定林分として追加することとする。

イ 一つの区画に複数の伐区を設定する場合

（ア）基礎額算定林分の選定

公募に当たって、森林管理局長は伐区を想定し（以下「想定伐区」という）、当該

伐区の中から基礎額算定林分を選ぶことができることとする。想定伐区は、当該地域で通常行われている伐採搬出方法で、採取の基準等に適合するよう採取する場合に想定される伐区として、図面上に明示する。

この場合、採取可能面積の算定に当たっては、想定伐区的面積を一つの区画面積とみなすこととする。なお、面積の計測はGIS等により行う。

一つの区画の中に複数の想定伐区を設定した場合、個々の想定伐区の林分内容については、森林調査簿データに加えて衛星画像等により想定伐区ごとの樹種構成等を判定し、これにより数値化して、アの（ウ）及び（エ）と同様に、基礎額算定林分を選定することとする。なお、この場合においても、基礎額算定林分の合計面積は当該樹木採取区の採取可能面積の5%以上とする。

（イ）採取時の伐区の設定

樹木採取権者は、採取に当たって、森林管理局長の示した想定伐区に縛られず、樹木を採取する際の伐区の設定については、採取の基準等に適合するよう伐区を設定することができる。

（２）基礎額算定林分の収穫調査

基礎額算定林分の収穫調査における現地の表示に当たっては、事後的に基礎額算定林分であることが分かり、通常の収穫調査での区域表示と区別できるよう、スプレー塗料又はテープの色を変える等の方法により表示を行う（基礎額算定林分をそのまま伐区とすることもあり得ることに留意すること）。

また、公募時に公表する視覚的な情報として、収穫調査の際に林況写真等を準備することが望ましい。

（３）基礎額の算定

基礎額の算定は、基礎額算定林分について、1の樹木料評定額の算出方法により行う。

この場合、基礎額算定林分を、その時点で単独で採取することを前提にせず、通常想定される各区画並びに想定伐区を採取する順番及び組合せを考慮し、基礎額算定林分の採取に当たって作設されていると想定される作業道、同時に採取される区画等を前提に算定する。

また、生産固定経費については、当該基礎額算定林分と近接する区画を伐区とし、基礎額算定林分と当該伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬における生産固定経費が共通するものとみなし、按分して算定する。

（４）基礎額算定林分の選定過程等の公表

基礎額算定林分の選定過程及び基礎額算定時に想定した既設作業道、生産固定経費を共通とみなす伐区等について公募時に公表する。

樹木料評定式並びにその変数及び係数

(別添)

〈樹木料評定式〉

$$\log_e(\text{樹木料評定額}) = a_0 + \sum a_i x_i = a_0 + a_1 x_1 + a_2 x_2 + \dots + a_{n-1} x_{n-1} + a_n x_n$$

北海道以外の局

分類		変数 x_i	係数 a_i
量的データ	林分内容	面積 (10ha～) (ha)	-0.00583873
		林齢 (年)	0.00303154
		平均単木材積 (m3/本)	0.14407756
		平均樹高 (m)	-0.00733571
		複層伐材積比率	-0.40512687
		間伐材積比率	-0.66256958
		スギ材積比率	0.31813105
		ヒノキ材積比率	0.50996361
		カラマツ材積比率	0.94299672
		広葉樹材積比率	-0.37119475
		低質材材積比率	-0.20198344
	丸太	log 丸太価額 (円)	1.71485660
		丸太単価 (円/m3)	-0.00005204
	経費	log 生産変動経費額 (円)	-0.63392982
		log 生産固定経費額 (円)	-0.09665558
カテゴリーデータ	販売ブロック	ブロック6_青森西部	-0.17983197
		ブロック8_北岩手	0.07803766
		ブロック9_南岩手	-0.28803013
		ブロック10_宮城	0.14671565
		ブロック11_秋田県北	-0.11196794
		ブロック12_秋田県南	-0.07012493
		ブロック13_山形	-0.11603241
		ブロック14_浜通り	0.59941072
		ブロック15_中通り	0.42232668
		ブロック17_栃木	0.14907033
		ブロック18_群馬	-0.08445743
		ブロック19_新潟	-0.17969622
		ブロック20_茨城	0.14824474
		ブロック21_東京	-0.14282769
		ブロック24_東北信	-0.25063248
		ブロック28_愛知	0.19877571
		ブロック29_紀伊	0.12983810
		ブロック31_瀬戸内	0.05674899
		ブロック33_四国	-0.13832024
		ブロック34_北九州	0.04551394
		ブロック35_熊本	0.05764722
		ブロック36_大分	0.09307658
		ブロック37_宮崎	0.07449192
		定数	-1.32647267

北海道局

分類		変数 x_i	係数 a_i
量的データ	林分内容	立木材積 (m3)	-0.00009987
		面積 (ha)	-0.02893065
		面積 (10ha～) (ha)	0.02874778
		林齢 (年)	0.00183648
		平均単木材積 (m3/本)	-0.20610697
		本数密度 (本/ha)	-0.00014856
		複層伐材積比率	0.21467396
		カラマツ材積比率	0.48012594
		広葉樹材積比率	-0.70811763
	丸太	低質材材積比率	-0.88463018
		原料材材積比率	2.18777780
		log 丸太価額 (円)	3.06664510
	経費	log 生産変動経費額 (円)	-1.60527520
		生産変動経費単価 (円)	-0.00004939
		log 生産固定経費額 (円)	-0.16556322
カテゴリーデータ	販売ブロック	ブロック1_札幌	-0.09686672
		ブロック3_北見	0.15145865
	定数	定数	-6.53129951

【凡例】

1. 立木材積：採取対象となっている樹木の材積の合計
2. 面積：採取対象の伐区的面積
3. 面積(10ha～)：間伐等で伐区的面積が10haを超える場合、面積から10haを減じたもの
4. 林齢：対象樹木の林齢（複数の林齢の樹木が対象とされている場合は、最も立木材積の多い樹木の林齢）
5. 平均単木材積：採取対象の立木材積の合計を採取対象の樹木の本数の合計で除したもの
6. 本数密度：採取対象の立木の本数の合計を面積で除したもの
7. 平均樹高：採取対象となっている樹木の樹高の平均
8. 複層伐材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する複層伐で採取されるとされている立木材積の割合
9. 間伐材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する間伐で採取されるとされている立木材積の割合
10. スギ材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するスギの立木材積の割合
11. ヒノキ材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するヒノキの立木材積の割合
12. カラマツ材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するカラマツの立木材積の割合
13. 広葉樹材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する広葉樹の材積の割合
14. 低質材材積比率（北海道以外の局）：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する低質材の立木材積の割合
15. 低質材材積比率（北海道局）：採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する低質材の材積の割合（非公表）
16. 原料材材積比率：採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する原料材の材積の割合（非公表）
17. 丸太価額：採取対象の樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積に、近隣の原木市場等の丸太価格（立木販売の評定の際に用いる丸太単価の直近1年間の平均）を乗じた価額（非公表）
18. 丸太単価：丸太価額の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格（非公表）
19. 生産変動経費：採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる変動経費（非公表）
20. 生産変動経費単価：生産変動経費の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格（非公表）
21. 生産固定経費：採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる固定経費（非公表）
22. 販売ブロック：森林管理局長が国有林材の加工・流通圏域等を勘案して設定した区域（ $X_i=1$ ）

第16章 定期報告等

(1) 法の規定

(指示等)

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(2) 定期報告等の内容について

森林管理局長は、樹木採取権者の事業の実施状況及び国有財産である樹木の採取の状況を把握する必要があるため、随時の報告とは別に、毎年度の定期報告等を樹木採取権者に求めることとし、運用協定においてその旨を定めることとしています。毎年度の事業の実施状況等に係る定期報告の提出時期は、原則として翌年度の5月末日となります。

樹木採取権者は、定期報告として「第12章 施業計画等」(4)オの実行報告及び「第14章 木材の安定な取引関係の確立」(6)イ(ア)の報告のほか、運用協定において、報告事項として定められたものを報告する必要があります。

(3) 定期報告の内容の確認について

森林管理局長は、定期報告を受けたときには、主に以下の内容を確認し、必要に応じて調査を実施するとともに、適切とはいえない事項が認められた場合には、「第10章 運用協定の締結」(2)エ又は「第11章 樹木採取権実施契約」(7)のとおり対応するほか、審査基準等通知を踏まえ、指示又は樹木採取権の取消しを行います。

ア 採取の基準への適合について

定期報告の内容が採取の基準に適合しているかを確認します(「第12章 施業計画等」を参照)。特に、上限採取面積及び最低採取面積については、以下のとおり対応を行います。

実施契約の最終年度に係る定期報告においては、単年度上限採取面積に加えて総計上限採取面積及び総計最低採取面積についても確認します。

採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合には、森林管理局長は、未達の理由について樹木採取権者に報告を求め、その理由が災害による採取の不実行、不況その他の社会経済情勢によるもの等の合理的なものであるか確認することとなります。

上限採取面積については、実行計画案の段階でその範囲内にあることが森林管理局長により確認され、その後も森林管理局署等の職員が定期的に事業地を確認することとなるため、実行報告の段階で採取面積が上限採取面積を超える状況は基本的に想定し難いものの、採取面積が上限採取面積を超過した場合には、その理由について樹木採取権者に報告を求め、合理的な理由に基づくものか確認することとなります。

イ 木材取引計画への適合について

木材取引計画と取引実績が相違している場合には、森林管理局長はその理由を確認し、その理由が、合理的なものであるかを確認することとなります。

また、森林管理局において開催される国有林材供給調整検討委員会において、樹木採取権者による取引について地域の木材需給等に具体的な悪影響が生じていると判断された場合には、森林管理局長が調査を行い、必要な対応を行う場合があります。

(4) その他の報告について

(2) の定期報告のほか、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること等の法第8条の10第1項第1号の基準への適合状況に関する報告、公募の際に示された参加資格要件のうち木材の需要開拓の状況等の定期的な確認が必要な事項に関する報告（「第14章 木材の安定的な取引関係の確立」を参照）、樹木採取権者の支配権の変動時における報告（「第21章 樹木採取権者に係る支配権の変動等」を参照）等について、運用協定に定めることとしています。

第17章 植栽等

(1) 法の規定

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(2) 省令の規定

(樹木採取権者の選定に関し必要となる事項)

第二十八条の九 法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(評価事項)

第二十八条の十一 法第八条の十第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 採取跡地における植栽の効率的な実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に対する寄与の程度

(樹木採取権実施契約で定める事項)

第二十八条の十三 法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 採取跡地における植栽の実施に関する事項

(3) 法に基づく採取跡地における植栽の申入れについて

国有林における立木販売等による伐採跡地については、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国と事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより、国が責任を持って確実に植栽を実施しています。樹木採取区の採取跡地においても同様に、国が責任を持って植栽を行うこととなります。

一方で、伐採から植栽までを一体的に行う作業システム（以下「一貫作業システム」という。）により、伐採及び搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に活用できるとともに、これらを行う機械及び人員の輸送が省略でき、採取跡地における植栽に係る経費を低減させることが可能となるため、法第8条の25に基づき、森林管理局長は、樹木採取権者に対し、採取跡地における植栽を樹木の採取と一体的に行うよう申し入れることとされています。

この申入れは、森林管理局長が公募時に示す実施契約の案に、樹木採取権者が国の示す委託条件に従って樹木の採取に併せて当該樹木の採取跡地において適切に植栽を

行う旨の条項等の植栽に関する事項を設けることにより行われます。

樹木採取権者が一貫作業システムによる植栽の作業を行わない場合には、国は別の事業者植栽の作業を委託する必要が生じ、植栽に係る経費が低減できず、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあります。

このため、「第3章 公募」(4)ス(ウ)のとおり、樹木採取権の設定の申請に必要な書類として、樹木採取権者となった際には国から提示された実施契約の案により実施契約を締結する旨を誓約する書面を位置付けるとともに、法第8条の10第1項第4号に基づき、当該書面を提出することを公募において示される参加資格要件とすることとしています。

このことにより、樹木採取区における樹木の採取跡地において、国との契約に基づき植栽を行う意思を表明しなかった申請者については、樹木採取権者に選定されないこととなります。

(4) 樹木の採取と造林事業請負契約に関する手続等について

樹木採取権者は、実施契約及び運用協定に基づき、樹木の採取跡地における造林^{※1}について、国^{※2}と毎年度個別に造林事業請負契約を締結することとなります。この契約は随意契約であり、国有林野事業において一般的に用いられる造林事業請負契約約款、標準仕様書等により構成されます。

この造林については、国が経費を支出することとなるため、計画的な予算執行と樹木採取権者による木材の需要状況等に応じた弾力的な樹木の採取を両立する観点から、原則として^{※3}以下のアからウのとおり運用することとなります。

これらの事項については、実施契約及び運用協定の案として、公募時に示します。

※1 法第8条の25においては、樹木を植える行為として「植栽」の用語を用いていますが、植栽を行うに当たっては、植栽前の地拵え、植栽に必要な苗木の調達、防護柵の設置等の獣害対策等も必要となり、これらを一体的なものとして、以降「造林」の用語を用いています。

※2 立木販売の伐採跡地における造林と同様、実施契約及び運用協定に基づき、森林管理署長が造林事業請負契約の契約主体となります。

※3 原則に当たらないものとして、国庫債務負担行為による造林事業請負契約を行う場合の手続等が該当します。

ア 造林事業請負契約の前提

造林事業請負契約を締結するに当たっての主な前提は、以下の(ア)から(キ)のとおりです。

(ア) 契約単位については、樹木採取権者の弾力的な樹木の採取及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、原則として伐区ごとになります。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の伐区については、同一単位として契約します。契約の分割は、(エ)のとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定します。

(イ) 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該樹木の採取と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算します。

- (ウ) 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、仕様書等に基づき樹木採取権者が調達することとなります。
- (エ) 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、樹木を採取する年度に地拵えの契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能です。なお、樹木を採取する年度に地拵え作業を完了する見込みが立たない場合は、翌年度に請負契約を締結することも可能ですが、その場合も（イ）の一貫作業システムを前提とした積算となります。
- (オ) やむを得ない事由がある場合を除き、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように請負契約を締結するものとします。
- (カ) 造林の完了検査後の気象害等への対応など、契約不適合責任に関する事項については造林事業請負契約約款に基づき対応することとなります。
- (キ) 造林の請負契約は通常、年度内の事業期間が設けられるため、契約を締結した場合は、当該箇所における樹木の採取及び搬出も当該契約の事業期間内に完了させ、造林を完了する必要があります。樹木採取権者の責に帰すべき理由により、期間内に作業が完了しない場合、国は樹木採取権者に対し、造林事業請負契約約款に基づき履行遅滞に係る損害金の請求や請負契約の解除を行うこととなります。
- イ 造林事業請負契約締結の手続
- 造林事業請負契約締結までの主な手続は以下の（ア）から（エ）のとおりです（実施契約及び運用協定において約定）。
- (ア) 樹木採取権者は、「第 12 章 施業計画等」（４）イのとおり、樹木の採取を予定する前年度に森林管理局長に提出する実行計画案において、造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了見込み時期を記載します。
- (イ) 森林管理局長は、（ア）の実行計画案における造林事業請負契約締結希望時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行います。
- (ウ) （ア）の実行計画案に基づき、森林管理局長及び樹木採取権者は、当該年度の 8 月末までに、伐区ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日についての最終の確認及び調整を行います。
- 国及び樹木採取権者は、上記の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区については、災害等やむを得ない事由がない限り、当該年度に造林事業請負契約を締結するものとします。
- 当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした伐区については、森林管理局長及び樹木採取権者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行います。
- (エ) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区について、森林管理署長と樹木採取権者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、国が予定価格を作成し、国は樹木採取権者から見積書を徴取して、造林事業請負契約を締結します。
- この造林事業請負契約の締結は、樹木採取権者が樹木採取に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行います。

ウ 造林事業請負契約締結に係る留意事項

イ（エ）において樹木採取権者が提出する見積書の額が、国が定める予定価格以下とならず、造林事業請負契約を締結できなかった場合、国は当該造林事業請負契約の締結について、一般競争入札に付すものとし、樹木採取権者は当該入札に参加してはならないものとします。

なお、造林事業請負契約を締結できないことは、実施契約又は運用協定の違反に当たる可能性があります（「第 11 章 樹木採取権実施契約」（7）、「第 10 章 運用協定の締結」（2）エを参照）。

（5）採取跡地における分収造林の設定について

ア 採取跡地における分収造林契約の締結について

採取跡地における造林は、造林事業請負契約の締結だけでなく、分収造林契約の締結によっても可能となります。このため、実施契約及び運用協定において、以下の（ア）から（エ）の事項等を定めます。

（ア）樹木採取権者と森林管理局長が採取跡地の造林に係る分収造林契約を締結した場合には、国は当該箇所について造林事業請負契約を締結しないこと。

（イ）樹木採取権者は、採取跡地において分収造林の設定を希望する場合には、実行計画案を提出する時点でその旨を国に通知しなければならないこと。

（ウ）国の造林の計画に変更が生じないようにするとともに、樹木採取権者が樹木の採取及び分収造林契約に基づく造林を効率的に実施できるようにするため、分収造林契約が滞りなく締結されるよう、森林管理局長と樹木採取権者は協力しなければならないこと。

（エ）樹木採取権者と分収造林の造林者としての地位が同一人に帰属することにより権利関係が複雑化することを防ぐため、樹木採取権者は分収造林契約の締結予定箇所の採取が完了した時点で、当該箇所の樹木採取権を放棄し、当該放棄に係る登録が終了した後に、樹木採取権者及び森林管理局長は、当該分収造林契約を締結すること。

イ 採取跡地における分収造林の設定の可否について

例えば、林小班のごく一部に分収造林を設定する場合、林小班のごく一部を残して分収造林を設定する場合、同一林小班内又は複数林小班にわたって分散して分収造林を設定する場合には、国有林野の効率的な管理経営に支障が生じるおそれがあります。

このため、樹木採取権者が採取跡地において分収造林契約を締結することを希望した場合、森林管理局長は、その可否について、分収造林契約締結後の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から判断することとなります。分収造林契約を締結しないこととした場合、（4）のとおり、国と樹木採取権者が造林事業請負契約を締結することとなります。

採取跡地において、樹木採取権者が分収造林契約を締結する場合の取扱いについては、分収造林に係る関係法令、管理規程、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）、分収造林の積極的推進に

ついて（昭和 58 年 5 月 4 日付け 58 林野管第 103 号林野庁長官通知）など分収造林に係る関係通知によるものとします。なお、分収造林の積極的推進についてにおいて、分収造林の面積は、1 ha を下回らない面積で分収造林契約の契約相手方が 3 年以内に造林することが可能な面積とされています。

ウ 採取跡地における第三者による分収造林の設定について

樹木採取区内の採取跡地における第三者による分収造林の設定については、権利関係が複雑化すること及び樹木採取権者及び国の植栽に係る計画の変更、当該区域の樹木採取権の放棄等の調整が発生し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、基本的に想定していません。

第18章 リスク分担

樹木採取権の設定の時点では、当該樹木採取権の存続期間中に発生する可能性のある事故、天災等一切の事態を正確には予測できず、これらの事態が顕在化した場合には、樹木採取権に係る事業に要する支出又は樹木採取権に係る事業から得られる収入等に影響が生じる可能性があります。

このような不確実性のある事態によって損失が発生する可能性がリスクであり、リスク分担は国及び樹木採取権者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるものであることから、実施契約及び運用協定において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが望ましいところです。

リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、かつ、リスクが顕在化する場合にその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクの負担者が決定されることが基本となります。

具体的なリスクの内容、負担者及び個別のリスクに対して負担者が取る対応方法については、実施契約及び運用協定ごとに定めることとなりますが、樹木採取権に係る事業において生じるリスクの内容としては、以下のようなものが考えられます。

表 13：リスクの内容（例）

リスクの類型	リスクの内容
(1) 一般事項	
不可抗力リスク	・天災、人為的事象（戦争、テロ、暴動等）等、通常の予見可能な範囲外のものであって、樹木の採取に直接影響を及ぼす事象
法令等変更リスク	・法令等の変更
第三者損害リスク	・事故による第三者の身体、財産等への損害
金利変動リスク	・金利変動による資金調達に伴う利息の増加
物価変動リスク	・物価変動による樹木の採取等の費用の増加
許可取得に関するリスク	・樹木の採取に必要なとなる法令に基づく許可が取得できない場合
計画変更リスク	・予期しない事情による施業計画等の変更
(2) 樹木採取	
調査に関するリスク	・収穫調査結果と実態に乖離があった場合
採取に関するリスク	・採取の遅延、採取費用の増加、誤伐等の賠償
(3) 事業の休止、権利取消し	
事業の休止リスク（不可抗力リスク除く）	・事業が休止となる場合
権利の取消しリスク	・樹木採取権が取消される場合

第19章 樹木採取権の取消し等

(1) 法の規定

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

ニ 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき。

ヌ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

二 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。

(樹木採取権者に対する補償)

第八条の二十三 国は、前条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者（以下この条において単に「樹木採取権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた

金額を樹木採取権者に支払わなければならない。

- 4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
- 6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権（国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。
- 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

（２）樹木採取権の取消しについて

ア 取消しの基準について

樹木採取権の取消しは、審査基準等通知に定められた基準に基づき行われることとなります。

イ 取消しの手続について

（ア）聴聞

樹木採取権の取消しは行政手続法上の不利益処分にあたることから、森林管理局長は、樹木採取権を取り消そうとするときは、同法に基づく聴聞手続を行う必要があります。

樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者は、行政手続法第 17 条第 2 項の参加人となり、聴聞手続に参加することができると解されるため、森林管理局長は、樹木採取権者に同法第 15 条第 1 項の聴聞の通知を行う際には、当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者に同法第 15 条第 1 項に掲げる事項等を通知することとなります。

（イ）取消し

① 樹木採取権の取消しは、当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者にとって利害関係を有する事項であること

② 法第 8 条の 22 第 1 項第 2 号の規定による取消しが行われたときには、国は通常生ずべき損失につき補償を行わなければなりません。補償額の支払いには一定の期間を要すること

から、森林管理局長は、樹木採取権を取り消したときは、樹木採取権者に加え、当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者にもその旨を通知することとなります。

樹木採取権の取消しの通知には、行政手続法第 14 条第 1 項本文の規定に基づき、同条ただし書の場合を除き、当該取消しの理由を示します。

(3) 樹木採取権の消滅について

樹木採取区が国の所有に属しなくなったときは、樹木採取権は消滅します。

(4) 法第8条の23の規定に基づく樹木採取権者に対する損失補償について

樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときに樹木採取権を取消す場合又は国の責めに帰すべき事由により樹木採取権が消滅する場合には、国は、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされています。

法令においては、損失補償額の算出方法については言及していませんが、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると考えられます。

具体的には、漁業法（昭和24年法律第267号）等他の制度における補償の例に倣い、土地収用手続において収用委員会の裁決の基準となる土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成14年政令第248号）及び公共用地を取得する場合において事業者の補償の基準となる公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）の考え方に従い、実施することになると考えられます。

第 20 章 樹木採取権の存続期間の満了後等の取扱い

樹木採取権が樹木採取権の存続期間の満了、樹木採取権の放棄、取消し等により消滅した場合の、納付済みの樹木料、採取された樹木の搬出、樹木採取権者が設置した施設、樹木の採取跡地における造林等の取扱いについては、以下のとおりとなります。

(1) 樹木採取権の存続期間が満了した場合の取扱いについて

ア 実施契約の取扱いについて

樹木採取権の存続期間が満了した場合には、樹木採取権は消滅し、樹木採取権者は樹木採取権者でなくなることから、実施契約の契約期間も樹木採取権の存続期間を超えることはできません。

イ 樹木の採取及び樹木料の取扱いについて

樹木料を納付していても、樹木採取権の存続期間が満了した場合には、樹木採取権者であった者が、樹木を採取することはできません。

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間の末日までに樹木の採取が可能と見込み、樹木料を納付したものであると考えられることから、納付された樹木料は、原則として返還されないことを実施契約及び運用協定に定めます。

ウ その他の事項の取扱いについて

樹木採取権の存続期間満了後の施設の収去、搬出木の取扱い、樹木の採取跡地における造林、実績の報告等について、運用協定に定めます。

なお、実績の報告については、運用協定に以下の内容を定めます。

- ① 樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間満了後 2 か月以内に第 16 章（2）の定期報告、第 14 章（6）イ（イ）と同様の報告等を行わなければならないこと。
- ② 森林管理局長は、①の報告内容について評価を行い、申請書に記載した事項が実施されなかったと認められる場合には、その旨及び樹木採取権者が樹木採取権の存続期間の満了後 2 年以内に樹木採取権の設定の申請を行った場合には当該評価を踏まえて評価を行う旨を通知すること。
- ③ ①の報告時において、採取した木材の搬出が終了していないとき、木材の取引が終了していないときその他の樹木採取権に係る事業が終了していないと認められるときは、樹木採取権者はこれらの事業が終了した後、遅滞なく国に報告しなければならないこと。

(2) 樹木採取権の取消し等があった場合の取扱いについて

樹木採取権の全部の取消し、樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合における樹木採取権の全部の消滅、樹木採取権の全部の放棄があった場合には、原則として、樹木採取権の存続期間の満了時と同様に取り扱うこととなります。

しかしながら、法第 8 条の 22 第 1 項第 1 号のイからルまでのいずれかに該当したとして樹木採取権の全部が取り消された場合においては、その後の造林を樹木採取権者であった者に委託することは適切とはいえないなど、樹木採取権の存続期間の満了時

とは異なる取扱いをすべき事項について、運用協定に定めます。

なお、樹木採取権の一部の取消し、樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の樹木採取権の一部の消滅、樹木採取権の一部の放棄があった場合には、当該箇所に係る樹木採取権が消滅することとなりますが、当該箇所の取扱いについても、運用協定に定めます。

第 21 章 樹木採取権者に係る支配権の変動等

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木採取権に係る事業を実施する能力を維持し、継続的に当該事業を実施する意思を有することが、選定手続を経て確認されています。

株式会社が樹木採取権者となる場合、株式譲渡等の株主の変動により、その支配権に変動が生じることがあります。支配権の変動により、外形上は同一の法人格であるものの、最終的な意思決定権限を有する者が変更されることから、従前とは異なる意思決定がなされる蓋然性が高くなることが考えられます。

したがって、支配権の変動があった場合には、従前の申請内容に従って、樹木採取権に係る事業を実施する能力等を維持し、当該事業を継続する意思を有するかを確認し、改善指示等を行う必要が生じることが考えられます。

このため、樹木採取権者に①から③までの支配権の変動等があった場合、樹木採取権者は森林管理局長に遅滞なく報告することを運用協定に定めます。

- ① 樹木採取権者が会社法上の子会社等（「等」は、会社以外の個人や法人（社団法人等）が支配権を取得した場合が該当します。）となったとき又は会社法上の子会社等である場合に支配権の変動があったとき
- ② 株式会社以外の会社、会社以外の法人の形態において支配権の変動があったとき
- ③ 樹木採取権者が事業協同組合等の組合である場合
 - i 組合の事業を実施する能力及び意思が、組合を構成する組合員により担保される中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合等については、組合員の変更があったとき
 - ii 個々の組合員が事業の実施に関して直接の意思決定権を有さない組合については、直接の意思決定権を有する者に変更があったとき

第 22 章 樹木採取権の移転

(1) 法の規定

(権利の目的)

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)

第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

2 樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

- 二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(2) 省令の規定

(樹木採取権の移転の申請)

第二十八条の十四 法第八条の十七第三項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。

- 2 森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十七第二項の規定による申請が同条第五項各号の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うことができる。

(樹木採取権の一般承継の届出)

第二十八条の十五 法第八条の十八第一項の規定による届出には、同項の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人の合併その他の一般承継があつたことを証する書類

二 法第八条の十八第一項の書類に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類

- 2 森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十八第一項の規定による届出が同条第二項各号の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うことができる。

(樹木採取権を譲渡するための期間)

第二十八条の十六 法第八条の十八第二項の農林水産省令で定める期間は、届出をした者に同項の通知が到達した日から一年とする。

(3) 一般承継を除く樹木採取権の移転について

ア 樹木採取権の移転の許可について

法人の合併、個人の相続等の一般承継を除く樹木採取権の移転に当たっては、当該樹木採取権の移転を受けようとする者が樹木採取権の設定の申請書と同内容の書類を添付して申請し、森林管理局長の許可を受ける必要があり、許可を受けずに行った樹木採取権の移転は効力を生じないこととされているため、事業者間で樹木採取権の売買契約を締結し、売主が売買代金を収受したのみでは、樹木採取権は移転しません。

樹木採取権の移転の許可の申請は、樹木採取権の移転を受けようとする者が行うこととなりますが、許可後に樹木採取権者に樹木採取権の移転の意思がないことが確認される等のトラブルを避けるため、抵当権の実行、滞納処分及び強制執行に伴う樹木採取権の移転の場合を除き、当該申請に当たっては、樹木採取権の移転を受けようとする者は、樹木採取権者に移転の意思があることを証する書面を添付しなければならないこととしています。

イ 抵当権の実行、強制執行又は滞納処分との関係

樹木採取権に係る抵当権が実行された場合には、民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)の規定に従い、原則として担保不動産競売における最高価額買受申出人に当該樹木採取権が移転することとなりますが、樹木採取権については、抵当権の実行に係る移転についても当該樹木採取権の移転を受けようとする者が森林管理局長の許可を受けることが必要となります。強制執行又は滞納処分による樹木採取権の移転についても同様となります。

なお、抵当権の実行、強制執行及び滞納処分に伴い行われる競売に際しては、当該競売に参加することを希望する者に対して、森林管理局長が買受適格証明書を発行することとします。森林管理局長は、買受適格証明書の発行に当たって、樹木採取権の移転の許可と同様の審査を行います。

ウ 樹木採取権が移転した際の契約の取扱いについて

樹木採取権の移転の許可により、樹木採取権が移転した場合、国と新たな樹木採取権者は新たに運用協定及び実施契約を締結することとなります。

(4) 樹木採取権の一般承継について

一般承継によって樹木採取権を取得した者は、取得した日から 3 か月以内に、樹木採取権の設定の申請書と同内容の書類及び規則第 28 条の 15 第 1 項の書類を添えて、森林管理局長にその旨を届け出なければなりません。

森林管理局長は、法第 8 条の 18 第 2 項の基準に届出者が適合しているかを判断し、適合すると認めるときはその旨を通知し、適合しないと認めるときは 1 年以内に他の者に樹木採取権を譲渡すべき旨を通知します。

第 23 章 樹木採取権の放棄

(1) 法の規定

(処分の制限)

第八条の十七 (略)

2～5 (略)

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(2) 政令の規定

(権利設定料の返還)

第八条 国は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合においては、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積が法第八条の十二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとする。

一・二 (略)

三 災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄されたとき。

(3) 樹木採取権の放棄とその手続について

ア 樹木採取権の放棄について

みなし物権である樹木採取権は、放棄することが可能となっています。これは、法第 8 条の 17 第 6 項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければこれを放棄することができず、同条第 7 項の規定により、当該同意を得ないでした樹木採取権の放棄は、その効力を生じないとされていることから明らかです。

また、令第 8 条で示されているとおり、樹木採取権は、その一部を放棄することが可能となっています。

イ 樹木採取権の放棄の手続について

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 176 条において「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。」と規定されており、みなし物権である樹木採取権の放棄の効力を生じさせるためには、樹木採取権者から森林管理局長に対して、樹木採取権を放棄する旨の意思表示がなされることが必要です。

このため、樹木採取権者が樹木採取権を放棄する際には、森林管理局長に対して、放棄する樹木採取権に係る樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権を放棄する理由等を付した樹木採取権放棄届出書を届け出なければならないこととしています。

森林管理局長は、樹木採取権放棄届出書を受理した際には、その内容を確認し、当該放棄が権利濫用に当たらない場合には、当該放棄後の樹木採取権に係る樹木採取区

の所在地及び面積、権利設定料の返還の有無等を記した樹木採取権放棄確認通知書を、当該放棄に係る樹木採取区の変更の公示後速やかに、樹木採取権者に通知することとなります。

なお、樹木採取権の放棄については、運用協定において、不可抗力等により樹木の採取が困難となった場合等に、あらかじめ森林管理局長の承認を得なければならないことを定めます。この場合、森林管理局長は、当該承認を行った上で、上記の樹木採取権放棄確認通知書の通知を行うこととなります。

ウ 採取を終えた箇所等の樹木採取権の放棄について

樹木の採取を終えた箇所など、樹木採取権を行使したことにより、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木を採取する意向のなくなった箇所、採取の基準により樹木を採取できなくなった箇所については、樹木採取権を行使する見込みがないことから、毎年度の終了時点において、森林管理局長に樹木採取権放棄届出書を届け出ることを運用協定に定めます。

(4) 樹木採取権の放棄の登録における取扱いについて

樹木採取権者が、樹木採取権の全てを放棄した場合には、登録令第37条の樹木採取権の放棄による登録の抹消に当たります。また、樹木採取権の一部を放棄した場合には、登録令第27条第1号の樹木採取区の所在地又は面積についての変更の登録に当たりますが、(3)のとおり、樹木採取権を放棄する旨の意思表示が国になされない限り、登録の原因となる事実が発生しないこととなります。

このため、樹木採取権の全ての放棄の場合にあっては、登録規則別表第2の第6の項添付書面の欄ホの登録原因を証する書面として、樹木採取権放棄確認通知書の提出が必要となります。また、樹木採取権の一部の放棄にあっては、登録規則別表第2第1の項添付書面の欄イの変更があったことを証する書面として、法第8条の6第2項の規定に基づく樹木採取区の変更の公示があったことを証する書面又は樹木採取権放棄確認通知書の提出が必要となります。

(5) その他の留意点

樹木採取権の放棄について、

- ① 専ら取消しを回避するための放棄、法に基づく森林管理局長の指示を履行したくないがための放棄等、樹木採取権の放棄が権利濫用に当たる場合
- ② 森林管理局長に対する樹木採取権の放棄の意思表示がなされない場合には、当該放棄の効力が生じないことに留意が必要です。

また、樹木採取権者が、樹木採取権放棄届出書を森林管理局長に届け出ずに、国の職員に樹木採取権の放棄の意思表示した場合には、森林管理局長に対する樹木採取権の放棄の意思表示がなされたとは認められず、当該放棄の効力が生じない場合があるとともに、当該放棄の効力が生じる場合であっても、樹木採取権の放棄について、あらかじめ森林管理局長の承認を得なければならないという運用協定上の義務違反として樹木採取権者が違約金の支払義務を負う場合があることに留意が必要です。

第 24 章 会計・税制上の取扱い

(1) 樹木採取権の会計上の取扱いについて

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木を採取することにより収益を獲得することになるため、樹木採取権が複数年の長期にわたり存続する事業に供される資産であることは明らかです。

企業会計原則注解[注 16]では、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとされていることから、樹木採取権は、企業会計上無形固定資産として扱うことになると考えられます。

また、樹木採取権の取得原価は、企業会計原則第三の五に示されるように、樹木採取権の存続期間にわたって、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分することが妥当と考えられます。

なお、企業会計原則注解[注20]に示された減価償却の方法のうちどの方法を選択するかは、資産の種類に応じた費用配分の原則の下、各企業の判断に委ねられますが、樹木採取権の存続期間中、毎年安定的に樹木を採取することが可能になるという点からは、定額法の適用が考えられます。

(参考)

企業会計原則 (抄)

第三 五 資産の貸借対照表価額

(略)

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

(略)

企業会計原則注解 (抄)

[注16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

(略)

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとし、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

(略)

[注20] 減価償却の方法について

固定資産の減価償却の方法としては、次のようなものがある。

定額法 固定資産の耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上する方法

定率法 固定資産の耐用期間中、每期期首未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上す

る方法

級数法 固定資産の耐用期間中、每期一定の額を算術級数的に通減した減価償却費を計上する方法

生産高比例法 固定資産の耐用期間中、每期当該資産による生産又は用役の提供の度合に比例した減価償却費を計上する方法

(略)

(2) 樹木採取権の税制上の取扱いについて

会計処理と同様に、税制上も無形固定資産として減価償却することになります。なお、税制上定められた方法以外の方法によって減価償却を行いたい場合には、税務署長の承認を得る必要があります。

また、樹木採取権の減価償却に当たり、その耐用年数については、樹木採取権の存続期間が適用されることになります。この存続期間は、樹木採取権の設定通知に記載された存続期間を用いることとなります。

(3) 樹木料の会計上の取扱いについて

国有林の立木販売においては、売買契約時に代金を支払いますが、立木の状態で所有権が移転することから、立木を購入した事業者側は、会計上、購入時において売買契約価額を取得原価として棚卸資産に計上し、その後、伐採時及び搬出時には、それぞれに要した支出を棚卸資産として計上することが一般的と考えられます。

一方で、樹木採取権の場合には、樹木の所有権は、実施契約の締結時又は樹木料の納付時ではなく、樹木の採取（伐採）によって樹木採取権者に移転します。

このことから、樹木料の支払時には、採取する樹木の対価の前払いをしているのみであるため、会計上、前渡金として処理し、樹木の採取により所有権が移転した時点で、伐採した分に係る前渡金を棚卸資産として計上し、伐採及び搬出に要した支出についても棚卸資産として計上することになると考えられます。

なお、樹木を採取する都度、上記の処理を行うことは現実的ではなく、四半期ごとや会計年度の期末に一括して処理することになると考えられます。

